

# 廣 島 市 報

號 八 第

刷印日五十二月三年八和昭  
行發日三十二月三年八和昭  
錢參金部一價定  
錢拾七金年一

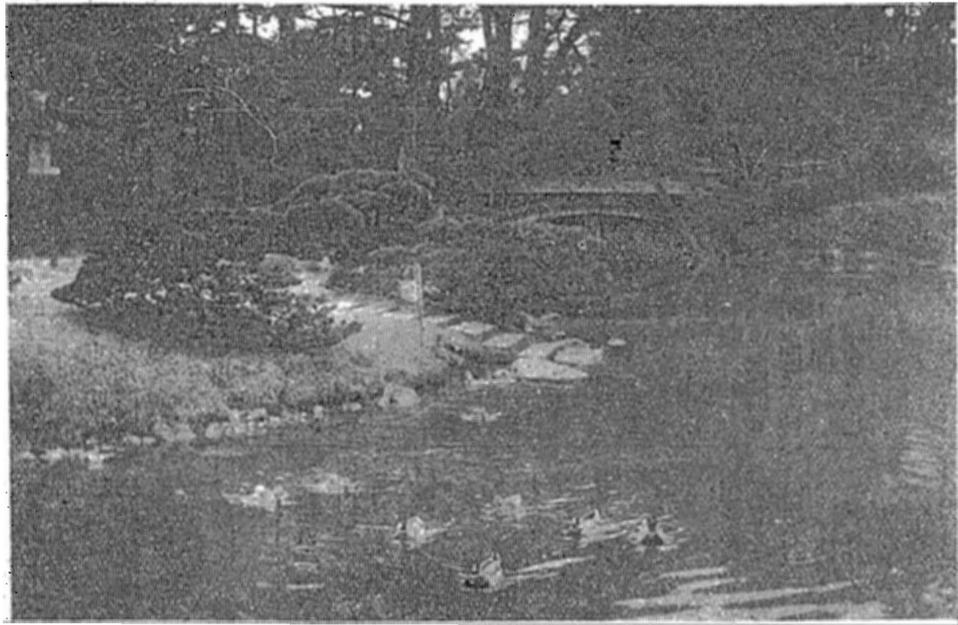
所 役 市 島 廣 所 行 發  
人 行 發  
所 刷 印  
所 刷 印  
地 番 二 十 町 屋 塩 市 島 廣  
地 番 二 十 町 屋 塩 市 島 廣  
地 番 二 十 町 屋 塩 市 島 廣

## 鈔 史 市

明治二十一年四月地方自治制  
發布せられ本市も翌二十二年四  
月一日より市制を布きたり。市  
役所を中島新町におき市會、市  
參事會及市長其他の諸機關を具  
へ市政各般の事務を行ふ。

### 【目次】

- ◇春淺い泉邸……………八
- ◇告 示……………八
- ◇種痘並検診期日及場所……………八
- ◇廣島市公債償還……………八
- ◇總豫算に關する市長演述の要旨……………八
- ◇奉仕施設……………八
- ◇敵機襲來と防毒處置……………八
- ◇融和問題に關する座談會……………八
- ◇第五防護分團防毒作業に就いて……………八
- ◇市立商業學校ラッパ鼓隊……………八
- ◇方面委員制度の發達の経路に關して(一)……………八
- ◇死亡者年齢及病類別表(其一、二)……………八
- ▼怖しいトラホーム▼東練兵場に航空燈臺設置▼小さな天使達の優しき慰問▼急に疲れを回復するには▼七十年後の我國の人口▼春の訪れは花より▼兵事日誌▼公設市場小賣相場▼市立淺野圖書館増加圖書



泉 野 淺

### 春淺い泉邸

泉邸は淺野侯爵の別邸で俗に御泉水と云つて居るが元和六年淺野長晟侯の創設されたもので園を縮景と名けられて居る。かつて頼春水、頼杏坪の記があり岡山の後樂園と並び稱せられ明治二十七年天皇陛下、皇太子殿下行幸啓があり翌年皇后陛下行啓せられた名園である、此の日は雨がふり止んだばかりの曇り日だつたせい、それとも春はまだ淺く名残の寒さが何處やら残つて居るに氣になるせいか訪ふ人は至つて少く、僅かにひとりふたりで、邸内はひっそりと静まりかへつて冬の夢を眠りつけて居る。

凡てが静止、訪ふ人もまた沈黙只動くものは池の面にすべるあひるの群、思ひ出した様に白い羽根をひろげる虚ろな鶴のみである。だが春は争はれず雨にほつとうるんだ只一本の紅梅に何處やら春心がそよると動いて来て、いつとはなしに泉邸の古詩がおぼろな美しい霧の中に浮んで来る。  
漁舟一棹落花翻 雞犬數家水隔村  
誰道神仙有別境 烟霞咫尺是桃源  
(坂井虎山)かつて市街にとりまかれなかつた昔時の静かな寒村の中の神境の様がものさびしさの中もなつかしく思ひ出されて来る。

**【告示】**  
 ●廣島市告示第三八號  
 廣島通信局ヨリ電話加入者保安器  
 用中導體トシテ埋設上水道管使  
 用方ノ件照會アリ調査ノ結果左記  
 ノ通回答シ置キタルニ依リ右ノ様  
 了知セラレタシ  
 昭和八年三月十三日  
 廣島市長 伊藤 貞次

左記  
 ●廣島市告示第三九號  
 水道管使用ニ關スル件  
 二月二十七日附工第二九〇號ヲ以  
 テ電話加入者保安器用地中導體ト  
 シテ水道管使用方ノ件照會相成  
 候處之カ施工ニ當リ水管保護ノ爲  
 導體接續部管體ニ鉛板ニテ被包シ  
 タル上締付金物ヲ取付ケタルニ  
 於テハ支障無之候尤モ右御使用部  
 分ニ屬スル水道管ハ概ネ其ノ給水  
 裝置所有者(家主)所屬ノモノニ付  
 御施工前豫メ當該所有者主ノ承諾ヲ  
 得ラルル必要有之候ニ就テハ本月  
 十三日告示第三八號ニテ一般  
 市民へ周知方取扱置候條御了承相  
 成度此段御回答候也

●廣島市告示第四〇號  
 道路工事受益者負擔規程第十三條  
 ニ依リ受益者負擔金ヲ賦課スヘキ  
 工事名及工事施行箇所等左ノ通定  
 昭和八年三月十三日  
 廣島市長 伊藤 貞次

第三十四號路線大學運動場前ヨ  
 リ御幸橋西詰ニ至ル間及鋪裝工  
 事維持上必要ナル區間  
 二、工事着手年月日 昭和八年三  
 月十五日  
 三、負擔區及地帯 本工事施行箇  
 所ヲ一負擔區トス  
 四、負擔率 總工費ノ四分ノ一ト  
 ●廣島市告示第四一號  
 道路工事受益者負擔規程第十三條  
 ニ依リ受益者負擔金ヲ賦課スヘキ  
 工事名及工事施行箇所等左ノ通定  
 昭和八年三月十三日  
 廣島市長 伊藤 貞次

第六十七號路線河原町東堤防筋  
 及鋪裝工事維持上必要ナル區間  
 二、工事着手年月日 昭和八年三  
 月十五日  
 三、負擔區及地帯 本工事施行箇  
 所ヲ一負擔區トス  
 四、負擔率 總工費ノ四分ノ一ト  
 ●廣島市告示第四二號  
 道路工事受益者負擔規程第十三條  
 ニ依リ受益者負擔金ヲ賦課スヘキ  
 工事名及工事施行箇所等左ノ通定  
 昭和八年三月十四日  
 廣島市長 伊藤 貞次

●廣島市告示第四三號  
 明治四十二年法律第三十五號種痘  
 法ニ依リ本年種痘定期ニ在ル者ノ  
 種痘期日及場所等左ノ通定ム  
 昭和八年三月十五日  
 廣島市長 伊藤 貞次



結核は日本人の約十パーセントにまでくひ込んであるおそろしい傳染病であるがトホムはそれよりも更に多く十一パーセントにまでくひ込んである。で全國では百十萬から百廿萬の多くの入達が光の世界色の世界を失つて居るわけである。此の病氣は文明國から不潔病、野蠻病と云はれて居るのであるが、最近日本で失明の原因調査をした結果、最も多いのが淋菌からであつたが、その次にトホムで失明者の十五パーセントがトホムから来たものであつた。我々の周圍には今のこの微菌が群つて居るがこれをよせつけたらよいか、まづ手拭氣をつけたらよいか、まづ手拭ハンカチーフ、洗面器等を他人といつしよにしないことである、それから學校、特に子供はまだ眼の抵抗も弱くてかゝりやすい上に、多勢の友達と遊びまはり、いつも手を不潔にして居るがこれは極めて危険である。朝起きた時に目のまはりに目ヤニが澤山出ると云ふ様なことを發見したならば先づトホムでは必要である、と云ふのは假令トホムであつても、その頃なほしてしまへば比較的早くあともこのらずに完全になほるからである。一體このトホ

種痘月日	檢診月日	種痘ヲ受クベキ者ノ居住區域
四月四日	四月九日	福島尋常高等小學校通學區域内
四月五日	四月十日	草津尋常高等小學校通學區域内
四月六日	四月十一日	觀音尋常高等小學校通學區域内
四月七日	四月十二日	天満尋常高等小學校通學區域内
四月八日	四月十三日	己斐尋常高等小學校通學區域内
四月九日	四月十四日	廣瀬尋常高等小學校通學區域内
四月十日	四月十五日	三條尋常高等小學校通學區域内
四月十一日	四月十六日	廣瀬尋常高等小學校通學區域内
四月十二日	四月十七日	三條尋常高等小學校通學區域内
四月十三日	四月十八日	廣瀬尋常高等小學校通學區域内
四月十四日	四月十九日	三條尋常高等小學校通學區域内
四月十五日	四月二十日	廣瀬尋常高等小學校通學區域内
四月十六日	四月二十一日	三條尋常高等小學校通學區域内
四月十七日	四月二十二日	廣瀬尋常高等小學校通學區域内
四月十八日	四月二十三日	三條尋常高等小學校通學區域内
四月十九日	四月二十四日	廣瀬尋常高等小學校通學區域内
四月二十日	四月二十五日	三條尋常高等小學校通學區域内
四月二十一日	四月二十六日	廣瀬尋常高等小學校通學區域内
四月二十二日	四月二十七日	三條尋常高等小學校通學區域内
四月二十三日	四月二十八日	廣瀬尋常高等小學校通學區域内
四月二十四日	四月二十九日	三條尋常高等小學校通學區域内
四月二十五日	四月三十日	廣瀬尋常高等小學校通學區域内
四月二十六日	四月三十一日	三條尋常高等小學校通學區域内
四月二十七日	五月一日	廣瀬尋常高等小學校通學區域内
四月二十八日	五月二日	三條尋常高等小學校通學區域内
四月二十九日	五月三日	廣瀬尋常高等小學校通學區域内
四月三十日	五月四日	三條尋常高等小學校通學區域内
五月一日	五月五日	廣瀬尋常高等小學校通學區域内
五月二日	五月六日	三條尋常高等小學校通學區域内
五月三日	五月七日	廣瀬尋常高等小學校通學區域内
五月四日	五月八日	三條尋常高等小學校通學區域内
五月五日	五月九日	廣瀬尋常高等小學校通學區域内
五月六日	五月十日	三條尋常高等小學校通學區域内
五月七日	五月十一日	廣瀬尋常高等小學校通學區域内
五月八日	五月十二日	三條尋常高等小學校通學區域内
五月九日	五月十三日	廣瀬尋常高等小學校通學區域内
五月十日	五月十四日	三條尋常高等小學校通學區域内
五月十一日	五月十五日	廣瀬尋常高等小學校通學區域内
五月十二日	五月十六日	三條尋常高等小學校通學區域内
五月十三日	五月十七日	廣瀬尋常高等小學校通學區域内
五月十四日	五月十八日	三條尋常高等小學校通學區域内
五月十五日	五月十九日	廣瀬尋常高等小學校通學區域内
五月十六日	五月二十日	三條尋常高等小學校通學區域内
五月十七日	五月二十一日	廣瀬尋常高等小學校通學區域内
五月十八日	五月二十二日	三條尋常高等小學校通學區域内
五月十九日	五月二十三日	廣瀬尋常高等小學校通學區域内
五月二十日	五月二十四日	三條尋常高等小學校通學區域内
五月二十一日	五月二十五日	廣瀬尋常高等小學校通學區域内
五月二十二日	五月二十六日	三條尋常高等小學校通學區域内
五月二十三日	五月二十七日	廣瀬尋常高等小學校通學區域内
五月二十四日	五月二十八日	三條尋常高等小學校通學區域内
五月二十五日	五月二十九日	廣瀬尋常高等小學校通學區域内
五月二十六日	五月三十日	三條尋常高等小學校通學區域内
五月二十七日	五月三十一日	廣瀬尋常高等小學校通學區域内
五月二十八日	六月一日	三條尋常高等小學校通學區域内
五月二十九日	六月二日	廣瀬尋常高等小學校通學區域内
五月三十日	六月三日	三條尋常高等小學校通學區域内
五月三十一日	六月四日	廣瀬尋常高等小學校通學區域内
六月一日	六月五日	三條尋常高等小學校通學區域内
六月二日	六月六日	廣瀬尋常高等小學校通學區域内
六月三日	六月七日	三條尋常高等小學校通學區域内
六月四日	六月八日	廣瀬尋常高等小學校通學區域内
六月五日	六月九日	三條尋常高等小學校通學區域内
六月六日	六月十日	廣瀬尋常高等小學校通學區域内
六月七日	六月十一日	三條尋常高等小學校通學區域内
六月八日	六月十二日	廣瀬尋常高等小學校通學區域内
六月九日	六月十三日	三條尋常高等小學校通學區域内
六月十日	六月十四日	廣瀬尋常高等小學校通學區域内
六月十一日	六月十五日	三條尋常高等小學校通學區域内
六月十二日	六月十六日	廣瀬尋常高等小學校通學區域内
六月十三日	六月十七日	三條尋常高等小學校通學區域内
六月十四日	六月十八日	廣瀬尋常高等小學校通學區域内
六月十五日	六月十九日	三條尋常高等小學校通學區域内
六月十六日	六月二十日	廣瀬尋常高等小學校通學區域内
六月十七日	六月二十一日	三條尋常高等小學校通學區域内
六月十八日	六月二十二日	廣瀬尋常高等小學校通學區域内
六月十九日	六月二十三日	三條尋常高等小學校通學區域内
六月二十日	六月二十四日	廣瀬尋常高等小學校通學區域内
六月二十一日	六月二十五日	三條尋常高等小學校通學區域内
六月二十二日	六月二十六日	廣瀬尋常高等小學校通學區域内
六月二十三日	六月二十七日	三條尋常高等小學校通學區域内
六月二十四日	六月二十八日	廣瀬尋常高等小學校通學區域内
六月二十五日	六月二十九日	三條尋常高等小學校通學區域内
六月二十六日	六月三十日	廣瀬尋常高等小學校通學區域内
六月二十七日	六月三十一日	三條尋常高等小學校通學區域内
六月二十八日	七月一日	廣瀬尋常高等小學校通學區域内
六月二十九日	七月二日	三條尋常高等小學校通學區域内
六月三十日	七月三日	廣瀬尋常高等小學校通學區域内
六月三十一日	七月四日	三條尋常高等小學校通學區域内
七月一日	七月五日	廣瀬尋常高等小學校通學區域内
七月二日	七月六日	三條尋常高等小學校通學區域内
七月三日	七月七日	廣瀬尋常高等小學校通學區域内
七月四日	七月八日	三條尋常高等小學校通學區域内
七月五日	七月九日	廣瀬尋常高等小學校通學區域内
七月六日	七月十日	三條尋常高等小學校通學區域内
七月七日	七月十一日	廣瀬尋常高等小學校通學區域内
七月八日	七月十二日	三條尋常高等小學校通學區域内
七月九日	七月十三日	廣瀬尋常高等小學校通學區域内
七月十日	七月十四日	三條尋常高等小學校通學區域内
七月十一日	七月十五日	廣瀬尋常高等小學校通學區域内
七月十二日	七月十六日	三條尋常高等小學校通學區域内
七月十三日	七月十七日	廣瀬尋常高等小學校通學區域内
七月十四日	七月十八日	三條尋常高等小學校通學區域内
七月十五日	七月十九日	廣瀬尋常高等小學校通學區域内
七月十六日	七月二十日	三條尋常高等小學校通學區域内
七月十七日	七月二十一日	廣瀬尋常高等小學校通學區域内
七月十八日	七月二十二日	三條尋常高等小學校通學區域内
七月十九日	七月二十三日	廣瀬尋常高等小學校通學區域内
七月二十日	七月二十四日	三條尋常高等小學校通學區域内
七月二十一日	七月二十五日	廣瀬尋常高等小學校通學區域内
七月二十二日	七月二十六日	三條尋常高等小學校通學區域内
七月二十三日	七月二十七日	廣瀬尋常高等小學校通學區域内
七月二十四日	七月二十八日	三條尋常高等小學校通學區域内
七月二十五日	七月二十九日	廣瀬尋常高等小學校通學區域内
七月二十六日	七月三十日	三條尋常高等小學校通學區域内
七月二十七日	七月三十一日	廣瀬尋常高等小學校通學區域内
七月二十八日	八月一日	三條尋常高等小學校通學區域内
七月二十九日	八月二日	廣瀬尋常高等小學校通學區域内
七月三十日	八月三日	三條尋常高等小學校通學區域内
七月三十一日	八月四日	廣瀬尋常高等小學校通學區域内
八月一日	八月五日	三條尋常高等小學校通學區域内
八月二日	八月六日	廣瀬尋常高等小學校通學區域内
八月三日	八月七日	三條尋常高等小學校通學區域内
八月四日	八月八日	廣瀬尋常高等小學校通學區域内
八月五日	八月九日	三條尋常高等小學校通學區域内
八月六日	八月十日	廣瀬尋常高等小學校通學區域内
八月七日	八月十一日	三條尋常高等小學校通學區域内
八月八日	八月十二日	廣瀬尋常高等小學校通學區域内
八月九日	八月十三日	三條尋常高等小學校通學區域内
八月十日	八月十四日	廣瀬尋常高等小學校通學區域内
八月十一日	八月十五日	三條尋常高等小學校通學區域内
八月十二日	八月十六日	廣瀬尋常高等小學校通學區域内
八月十三日	八月十七日	三條尋常高等小學校通學區域内
八月十四日	八月十八日	廣瀬尋常高等小學校通學區域内
八月十五日	八月十九日	三條尋常高等小學校通學區域内
八月十六日	八月二十日	廣瀬尋常高等小學校通學區域内
八月十七日	八月二十一日	三條尋常高等小學校通學區域内
八月十八日	八月二十二日	廣瀬尋常高等小學校通學區域内
八月十九日	八月二十三日	三條尋常高等小學校通學區域内
八月二十日	八月二十四日	廣瀬尋常高等小學校通學區域内
八月二十一日	八月二十五日	三條尋常高等小學校通學區域内
八月二十二日	八月二十六日	廣瀬尋常高等小學校通學區域内
八月二十三日	八月二十七日	三條尋常高等小學校通學區域内
八月二十四日	八月二十八日	廣瀬尋常高等小學校通學區域内
八月二十五日	八月二十九日	三條尋常高等小學校通學區域内
八月二十六日	八月三十日	廣瀬尋常高等小學校通學區域内
八月二十七日	八月三十一日	三條尋常高等小學校通學區域内
八月二十八日	九月一日	廣瀬尋常高等小學校通學區域内
八月二十九日	九月二日	三條尋常高等小學校通學區域内
八月三十日	九月三日	廣瀬尋常高等小學校通學區域内
八月三十一日	九月四日	三條尋常高等小學校通學區域内
九月一日	九月五日	廣瀬尋常高等小學校通學區域内
九月二日	九月六日	三條尋常高等小學校通學區域内
九月三日	九月七日	廣瀬尋常高等小學校通學區域内
九月四日	九月八日	三條尋常高等小學校通學區域内
九月五日	九月九日	廣瀬尋常高等小學校通學區域内
九月六日	九月十日	三條尋常高等小學校通學區域内
九月七日	九月十一日	廣瀬尋常高等小學校通學區域内
九月八日	九月十二日	三條尋常高等小學校通學區域内
九月九日	九月十三日	廣瀬尋常高等小學校通學區域内
九月十日	九月十四日	三條尋常高等小學校通學區域内
九月十一日	九月十五日	廣瀬尋常高等小學校通學區域内
九月十二日	九月十六日	三條尋常高等小學校通學區域内
九月十三日	九月十七日	廣瀬尋常高等小學校通學區域内
九月十四日	九月十八日	三條尋常高等小學校通學區域内
九月十五日	九月十九日	廣瀬尋常高等小學校通學區域内
九月十六日	九月二十日	三條尋常高等小學校通學區域内
九月十七日	九月二十一日	廣瀬尋常高等小學校通學區域内
九月十八日	九月二十二日	三條尋常高等小學校通學區域内
九月十九日	九月二十三日	廣瀬尋常高等小學校通學區域内
九月二十日	九月二十四日	三條尋常高等小學校通學區域内
九月二十一日	九月二十五日	廣瀬尋常高等小學校通學區域内
九月二十二日	九月二十六日	三條尋常高等小學校通學區域内
九月二十三日	九月二十七日	廣瀬尋常高等小學校通學區域内
九月二十四日	九月二十八日	三條尋常高等小學校通學區域内
九月二十五日	九月二十九日	廣瀬尋常高等小學校通學區域内
九月二十六日	九月三十日	三條尋常高等小學校通學區域内
九月二十七日	九月三十一日	廣瀬尋常高等小學校通學區域内
九月二十八日	十月一日	三條尋常高等小學校通學區域内
九月二十九日	十月二日	廣瀬尋常高等小學校通學區域内
九月三十日	十月三日	三條尋常高等小學校通學區域内
九月三十一日	十月四日	廣瀬尋常高等小學校通學區域内
十月一日	十月五日	三條尋常高等小學校通學區域内
十月二日	十月六日	廣瀬尋常高等小學校通學區域内
十月三日	十月七日	三條尋常高等小學校通學區域内
十月四日	十月八日	廣瀬尋常高等小學校通學區域内
十月五日	十月九日	三條尋常高等小學校通學區域内
十月六日	十月十日	廣瀬尋常高等小學校通學區域内
十月七日	十月十一日	三條尋常高等小學校通學區域内
十月八日	十月十二日	廣瀬尋常高等小學校通學區域内
十月九日	十月十三日	三條尋常高等小學校通學區域内
十月十日	十月十四日	廣瀬尋常高等小學校通學區域内
十月十一日	十月十五日	三條尋常高等小學校通學區域内
十月十二日	十月十六日	廣瀬尋常高等小學校通學區域内
十月十三日	十月十七日	三條尋常高等小學校通學區域内
十月十四日	十月十八日	廣瀬尋常高等小學校通學區域内
十月十五日	十月十九日	三條尋常高等小學校通學區域内
十月十六日	十月二十日	廣瀬尋常高等小學校通學區域内
十月十七日	十月二十一日	三條尋常高等小學校通學區域内
十月十八日	十月二十二日	廣瀬尋常高等小學校通學區域内
十月十九日	十月二十三日	三條尋常高等小學校通學區域内
十月二十日	十月二十四日	廣瀬尋常高等小學校通學區域内
十月二十一日	十月二十五日	三條尋常高等小學校通學區域内
十月二十二日	十月二十六日	廣瀬尋常高等小學校通學區域内
十月二十三日	十月二十七日	三條尋常高等小學校通學區域内
十月二十四日	十月二十八日	廣瀬尋常高等小學校通學區域内
十月二十五日	十月二十九日	三條尋常高等小學校通學區域内
十月二十六日	十月三十日	廣瀬尋常高等小學校通學區域内
十月二十七日	十月三十一日	三條尋常高等小學校通學區域内
十月二十八日	十一月一日	廣瀬尋常高等小學校通學區域内
十月二十九日	十一月二日	三條尋常高等小學校通學區域内
十月三十日	十一月三日	廣瀬尋常高等小學校通學區域内
十月三十一日	十一月四日	三條尋常高等小學校通學區域内
十一月一日	十一月五日	廣瀬尋常高等小學校通學區域内
十一月二日	十一月六日	三條尋常高等小學校通學區域内
十一月三日	十一月七日	廣瀬尋常高等小學校通學區域内
十一月四日	十一月八日	三條尋常高等小學校通學區域内
十一月五日	十一月九日	廣瀬尋常高等小學校通學區域内
十一月六日	十一月十日	三條尋常高等小學校通學區域内
十一月七日	十一月十一日	廣瀬尋常高等小學校通學區域内
十一月八日	十一月十二日	三條尋常高等小學校通學區域内
十一月九日	十一月十三日	廣瀬尋常高等小學校通學區域内
十一月十日	十一月十四日	三條尋常高等小學校通學區域内
十一月十一日	十一月十五日	廣瀬尋常高等小學校通學區域内
十一月十二日	十一月十六日	三條尋常高等小學校通學區域内
十一月十三日	十一月十七日	廣瀬尋常高等小學校通學區域内
十一月十四日	十一月十八日	三條尋常高等小學校通學區域内
十一月十五日	十一月十九日	廣瀬尋常高等小學校通學區域内
十一月十六日	十一月二十日	三條尋常高等小學校通學區域内
十一月十七日	十一月二十一日	廣瀬尋常高等小學校通學區域内
十一月十八日	十一月二十二日	三條尋常高等小學校通學區域内
十一月十九日	十一月二十三日	廣瀬尋常高等小學校通學區域内
十一月二十日	十一月二十四日	三條尋常高等小學校通學區域内
十一月二十一日	十一月二十五日	廣瀬尋常高等小學校通學區域内
十一月二十二日	十一月二十六日	三條尋常高等小學校通學區域内
十一月二十三日	十一月二十七日	廣瀬尋常高等小學校通學區域内
十一月二十四日	十一月二十八日	三條尋常高等小學校通學區域内
十一月二十五日	十一月二十九日	廣瀬尋常高等小學校通學區域内
十一月二十六日	十一月三十日	三條尋常高等小學校通學區域内
十一月二十七日	十一月三十一日	廣瀬尋常高等小學校通學區域内
十一月二十八日	十二月一日	三條尋常高等小學校通學區域内
十一月二十九日	十二月二日	廣瀬尋常高等小學校通學區域内
十一月三十日	十二月三日	三條尋常高等小學校通學區域内
十一月三十一日	十二月四日	廣瀬尋常高等小學校通學區域内
十二月一日	十二月五日	三條尋常高等小學校通學區域内
十二月二日	十二月六日	廣瀬尋常高等小學校通學區域内
十二月三日	十二月七日	三條尋常高等小學校通學區域内
十二月四日	十二月八日	廣瀬尋常高等小學校通學區域内
十二月五日	十二月九日	三條尋常高等小學校通學區域内
十二月六日	十二月十日	廣瀬尋常高等小學校通學區域内
十二月七日	十二月十一日	三條尋常高等小學校通學區域内
十二月八日	十二月十二日	

●廣島市告示甲第四四號
本年度廣島縣第五廣島市徵募
區ニ於ケル徵兵署ヲ本市立町眞宗
崇徳神社ニ開設シ其ノ日割ヲ左ノ
通相定ム

Table with columns for date, location, and name. Includes entries for 昭和八年三月十六日, 廣島市長 伊藤 貞次, 検査月日, etc.

六月廿三日 國泰寺町、千田町、天
町、中島町、元柳
町、中島町、新町

●廣島市告示甲第四五號
本市會ノ議決ヲ經テ昭和七年度
廣島市歳入出追加豫算ノ要領左ノ
如シ但シ本豫算ハ即日執行ス

市長演述の要旨

總豫算に關する

三月十六日開會の市會に於いて奥
助役は伊藤市長に代りて昭和八年
度豫算に關して説明をなしたがそ
の大意は次の如くである。

現下に於ける我が經濟界の動向と
本市の實狀とに徴しますに物價は
昨年來の歩調を辿り依然漸騰の趨
勢を保ち且つ時局匡救事業の起興
に依り景氣好轉の曙光を感じしめ
ましたが未だ市況一般にはたいし
て影響して居ない憾があります。

一面本市の擔稅力は全國主要都市
に比して相當優越の地位を占めて
居り昭和七年度の市稅一戸當六太
都市を除く人口三萬以上の都市に
就いて平均を調べて見ますと八十
番目と云ふ負擔の輕いことになつ
て居りますから増稅の餘地は可也
有る様子を考へられますが、然し此
の際には未だ増稅を爲すべきの時期
では無いと存じますので豫算の編
成に當りましては之を避くること
を前提として一層の整理節約を計
りましたが、御承知の如く數年來
緊縮に緊縮を重ねて編成し來りま
したのと前述の通り諸物價高騰の
關係上一般需用費に對しましては
之以上の節減を許さない現狀であ
りまして強ひて之を爲さんと致し

ますると勢ひ實際に適合しないも
のとなる虞がありますから、大體
前年度豫算額を踏襲することに致
しました。然しながら既往實施の
各種事業に伴ふ市債費が七年度に
比し十一萬八千餘圓も増加して居
りますが、此の際には増稅を致さぬ
方針を執りました關係上幾多の企
圖事業は之を繰延べ昭和八年度に
於きましては緊急止むを得ない教
育、社會事業費等は之が財源を起
債に求め其の完成を期することに
致しましたのであります。

昭和八年度豫算は其の總額
四百六十萬七千七百三十六圓
丙
經常部 二百二十一萬二千二十七圓
臨時部 二百三十九萬六千七百九圓
であり、之を昭和七年度當初
豫算
經常部 二百十三萬九千五百八十六圓
臨時部 二百四十四萬三千八百五十九圓
に比較しますと
經常部に於て七萬四千四百四十一
圓
臨時部に於て九十五萬二千八百
五十圓
合計百二萬四千二百九十一圓

の増加を示して居ります。而して
之が主因と致しましては既定計畫
に基く失業應急土木事業費、就學
兒童増加に伴ふ自然増費其の他
小學校等の校舍増設費、療養院
保養院の新設費、職業紹介所建築
費、託兒所増設費及び公債費等緊
急止むを得ざるものと認めたる經
費を計上した結果であります。
今各款に就き七年度當初豫算に比
し其の増減の主なるものを擧げま
すとの通であります。

急に疲れを回復するには
キヤラメルより、果
物ではブドウがよい
疲れると甘いものが欲しくな
るのにはなぜだらうか、それは
筋肉や頭を使ふと肝臓や筋肉
の中にグリコーゲンやブドウ糖
が盛に消費されるので、それを補
充するからである。夏、山に登つ
て一杯の飴湯をのんで、それは普
段より大變おいしいのも又、スキ
ーに行つて、日頃見向きもしい甘
いものが欲しくなるのも皆この
爲めである。

●寄附受納
左記ノ者各頭書ノ金品寄附方申出
アリ、市長ハ之ヲ受納ノ上各謝狀
ヲ贈呈セリ
一金五拾圓也 市内貧困者へ
古田町高須 平野ヒデ殿
一白米拾四俵 右 同
蟹屋町 宮原長治殿

廣島市公債償還
二月二十四日日本市公債償還抽籤執行ノ處左託番號當籤ニ付來ル三
月三十一日當該證券引換ニ支拂可致候
大正十五、昭和元年度公債に號
千圓券 二、三、一、二、三、二、二五〇、二六九、
三二一、三四五、
百圓券 一五七、
昭和二年度公債に號
千圓券 四二、六六、一〇五、一二二、一二八、一七七、
二九九、三〇六、
右支拂場所 廣島市役所、廣島縣農工銀行、野村證券株式會社
昭和三年度教育公債に號
千圓券 二〇、二五、五四、五七、八四、
百圓券 三、七、一六、四七、五一、六八、
右支拂場所 廣島市役所、廣島縣農工銀行、川崎第百銀行廣島支店
昭和三年度教育公債に號
千圓券 三三三、三三三、三三三、三三三

●廣島市告示甲第四五號
本市會ノ議決ヲ經テ昭和七年度
廣島市歳入出追加豫算ノ要領左ノ
如シ但シ本豫算ハ即日執行ス
昭和八年三月十六日
廣島市長 伊藤 貞次
昭和七年度廣島市歳入
出追加豫算追加
歳入

市立商業の
學級増加計畫
最近市立商業學校入學志願者
の激増に伴ひ學級増加並に約六
教室の増設の必要に迫られて居
たが今回愈々増設に決定され今
年入學者數は五十人だけ増加す
ることになるわけである。

小さな天使達
廣島市尾長小學校の兒童達は
純眞、天使の様な優しい心根か
ら、白壁のとかく訪ふ人もない
病室に、憂鬱な冬の日をつれづ
れに苦しみながら暮して居る勇
士達にひどく同情してせめて一
日でも是等尊き勇士達を心から
愉快にさせたいと思ひ十二月廿
二日午後一時より廣島衛成病院に「唱
歌」遠足、一太郎ヤイ「舞踊」
湖、雛祭、夢買ひ、「劇」俄人
形、こぶとり等を催して慰安し
たが、白衣に、無聊に苦しむ勇
士達も此の小さな天使達の此の
變つた無邪氣な慰安にはすつか
り愉快になり、笑のない病室に
も時ならぬ笑聲がしきりにこ
れ、全く朗らかな春が訪れた様であ
つた。

毎月、毎物物價は
騰るとは限らぬ
廣島小賣物價
じぶりに低落
二月十六日、現在の廣島小賣物
價は調査品目、百四品中、前月
に比し、騰貴十一品、下落二十

も必要とする關係上一萬九千餘圓の増加を見て居ります。商業學校費三千餘圓の増加は既定の一學級増加に要するもの、外軌中等學校入學志願者の増加、就中實業教育を志望する者が漸次増加の傾向あるに鑑みまして更に一學級を増加し是等子弟を收容教育致しますことは商工都市として最も緊要と認め且つ支那語教師一名を増員し時代の要求に副はんとするの結果であります。

臨時部に於きまして袋町小學校は校地の利用上校舎の移轉を要しますると同校舎の大部分は相當腐朽損傷して居りますので將來の經濟を考慮致しまして一部を鐵筋コンクリート三階建に改築し又天満小學校々舎の一部及び矢賀小學校々舎は建築以來相當の歲月を経過し腐朽損傷して教育上支障が有りますので何れも改築を致し、宇品小學校は就學児童増加し教室に不足を生じたる爲め此の際六教室の増築を必要とする關係上是等移轉増築費十九萬五千餘圓と前申し述べました商業學校學級増加に伴ふ校舎増築費八千餘圓と尤も此の増築費は六年度より一學級増加致しました分に對するものであります。八年度新に増加致します分に付きましては更に年を追つて適當の時期に提案致したい考へて居ります。

高等女學校々地買收費五千餘圓は生徒の蔬菜園藝實習用として買收するので之には同校父兄母

姉會より半額の寄附金がありまして以上計二十一萬千餘圓を計上致しました結果、二十萬七千餘圓の増加と成つて居ります。

四、水道費  
經常部に於きまして擴張工事の進捗に伴ひ動力諸費に一萬二千餘圓の増加を要しますが前年の實況を參照致しまして各戸給水工事費、鹽素滅菌費、量水器費、修繕費等に於て一萬六千餘圓の減少を示した結果差引四千餘圓の減少を示し又臨時部に於きまして水管布設の箇所其の他の修繕費等の減少に因りまして一萬五千餘圓の減額となつて居ります。

五、療養院費  
本費は多年懸案の結核療養所費でありまして初期の建築が近く竣工致しますので本年六月開設の豫定を以て雜給、需用費等所費一萬五千餘圓を新規計上致したのであります。

六、警備費  
經常部に於きましては唧筒自動車の改造を要するので、二千餘圓を増加致しましたが臨時部に於きましては警備箇所尠ない爲千餘圓を減じて居ります。

七、勸業費  
經常部勸業諸費九百餘圓の増加は本市の農事、畜産、水産及木工の指導員を常置し各當地に就き適切な指導を爲し相當の成績を収めて居ります。尚ほ染織、蠶業、木工等市の産業啓蒙上緊要なるものに對し、亦其の

必要を痛感致して居りますが然し經費の關係上一時に之を充實することは困難であります。故に八年度に於きましては染織工業に對する指導員一名を増置せんとするものであります。

屠場費 經常部千餘圓の減額は修繕費の減少に因るものであります。又臨時部に於きまして肉捌室の洗滌は従來冷水を使用して居りましたが夏期には血液、脂肪等膠着したるもの腐臭を放ち延ては屠肉を侵し品質を低下するの虞が有りますので熱湯を使用して此の弊害を除去する爲め湯沸場設備費六百餘圓を計上致しました。

家畜市場費 經常部三千餘圓の増加は曩に御協賛を蒙りました業務規程中改正の結果仲立業者交付金の増額に因るものであります。

臨時部勸業諸費 二千餘圓の増加は産業獎勵費に於きまして從來の實績と又本年開催さるべき大連博覽會の參加費等を考慮し彼は取捨按排して千餘圓を増額し尚ほ本市は各種工業中染織、織維工業發達上に極めて優秀の地位にありまます。是等工業の發達を圖りますことは海に緊切のこと、考へ之に關聯した諸般の調査研究を致したいと存じまして新に工業調査費の一目を設け所要見込額を計上致した結果であります。

八、社會事業費  
經常部八千餘圓の増加は前年の實績に鑑み救護費を増額せると

三條、仁保兩所各一箇所の託兒所新設の必要を認め之に要する諸費の外救護法實施に基く救護施設として曩に御協賛を蒙りました保嬰院の事業開始に要する經費等であります。

臨時部に於きましては現在の兩職業紹介所を合併して業務を圓滑にし且つ勞務需給の關係と其の調節を圖らんが爲め勞働者紹介事業は之を一般紹介事業より分離して別箇の取扱を爲し失業緩和に努めますことは職業紹介所本來の目的に合致し其の機能發揮せしむる所以であると存じまして多年の懸案でありました。之が新築計畫を樹て建設費及初度備付品費と外に新設託兒所管轄費初度備付品費等計三萬六千餘圓を計上致しました。

九、財産費  
經常部千餘圓の増加は近く竣工する滙信局廳舎の火災保險料であります。又臨時部に於きましては從來の公會堂費を財産費に改め之に滙信局舎買收費年賦支拂額を計上致しました結果四萬二千餘圓の増加を示して居ります。

十、豫備費  
一萬餘圓の減少は既定の第三期水道擴張費年度割に基く結果であります。

七年度に比しまして既定の元利償還に於て十一萬八千餘圓増加し外に教育及社會事業の新規公債に要します利子三千餘圓計十二萬二千餘圓の増加となつて

七十年後の我國の人口 一億七千萬になるか？  
内閣統計局の調査資料「明治五年以降我が國の人口」によれば、明治五年我が國、内地の人口は三千四百萬餘であつたが大正十四年には五千九百萬餘で、昭和五年の國勢調査の結果は六千四百萬餘を示して内地人口は六十年間に三千萬、ザツト二倍の増加をなして居る。

其増加率は大正十四年迄の五十五年間に於て人口千に付き最低は明治十九年の四・二で、最高は明治四十四年に一四・六であるが、其間各年増加率は漸次上昇して居る。更に大正十四年から昭和五年迄の年平均増加率は九十四萬であつて千に付き一五・〇の割合になつて居る。エチ・エル・ウィルキンソン氏の計算によれば我が國の人口を増加率千人に付き一〇とすれば西暦二千年には一億二千萬を突破すべく一三・三とすれば同年には一億七千萬に達し七十年間に人口は二倍乃至三倍に増加することになつてゐる。若し千人に付き一五の増加率にて計算すれば更に驚くべき人口となるのであるが以上は此の増加率を永續するものとしての計算であつて永續しなればただそれ迄である。

「春の訪れは花より」  
—市農會主催—  
廣島市農會では去る二十日から市内八丁堀福屋四階で春の會の幕を切つて、豫期の如く大

十一、補助費  
新に方面事業助成會に五百圓、廣島女學校附屬小學校及び宇品學園に各三百圓の補助を又學校衛生醫會に對し百圓増額を爲すを適當と認め計上しましたが山陽道蹟顯彰會等の自然減額するものがありまして結果に於て一萬千餘圓の減少を示して居ります。其の他増額のものでは雜支出に於きまして時局の關係を考慮し軍隊歡迎費五千圓、寄附費に於て縣立商業學校移轉改築費寄附二萬四千圓を計上して居ります。又減額のものでは既定計畫に因る第三水道擴張費二十三萬八千餘圓等が主なるものであります。

右の外經常、臨時部共若干の増減を示して居るものも有りますが省略致しまして次に歳入に就き御説明致します。

歳入  
歳入に於きましては給水工事費収入、報償金、繰越金等計二十九萬八千餘圓の減少となり其の他の各款に於きましては何れも増收を示して居りますが其の中主たるものは市債九十五萬二千圓負擔金十二萬五千餘圓其の他財産より生ずる収入、使用料、補助金、交付金等計百十七萬九千餘圓であります。然し之等の中には事業實施に伴ふ特種のものに九萬九千餘圓ありまして居ります。是は家屋稅附加稅營業稅附加稅其の他各特別稅であります。而して増收の中地租附加



奉仕施設  
廣島社會事業婦人會  
乳幼兒保育部の新築落成式

三月二十日：雨は降つたが然し廣島婦人には恵まれた日であつた、新築落成式：婦人の胸は高鳴した。

税は既に御説明を申し上げ各位御承知の地租法改正に依る結果であります。營業收益稅、所得稅の各附加稅及雜種稅等は目下の經濟界の趨勢を考慮致しまして相當の増收を見込みました結果十四萬三千餘圓の増加となつて居ります。豫算の概要は以上申述べた通りであります。が内容の詳細並に其の他各種議案に就きましては必要に應じました其の都度御説明申上たいと存じます。何卒關係諸議案と共に御審議の上御協賛を與へられんことを切望致します。終りに臨み長時間に亙り致しまして各位の御静聽を煩しましたことを謝し深甚の敬意を表する次第であります。

案に就きましては必要に應じました其の都度御説明申上たいと存じます。何卒關係諸議案と共に御審議の上御協賛を與へられんことを切望致します。終りに臨み長時間に亙り致しまして各位の御静聽を煩しましたことを謝し深甚の敬意を表する次第であります。

過や將來の希望を述べ、次いで廉川理事の工事報告、波多野理事長より敷地建物寄附者甲島セイ刀自並に工事請負者坂本柳太氏に感謝状を贈呈し、それより來賓祝辭に移り、知事代理市來縣社會課長、奥助、佐々木博士、久保博士、方面委員代表安田委員、北村廣島修道院長等の祝辭の後、會長代理早速千代野女史の謝辭ありて式を閉ち、記念品並びに酒肴の贈呈を受けて午後三時散會した。

式後雨の止間を見計らひ二階ベランダより黄白の祝餅及びみかんを撒いて近所の子供を喜ばせ午後四時より故甲島大吉翁の追弔會を二階日本間に於て行つた、會するもの婦人會役員並に甲島一家一族約六十名、波多野理事長の追弔の辭に始まり讀經、燒香ありて午後五時十分終了した。

此保育部は南竹屋町四五番地甲島セイ刀自が故夫甲島大吉翁の遺志により敷地九十三坪三合七勺並びに建築費六千圓を寄贈せられ同會理事藤川氏が建築請負者坂本柳太氏の工事監督者小森技手と共に至極圓滿なる協調を以て殆ど實費で建築したもので内容外觀共に中國一の乳幼兒保育所と稱せられてゐる、木造瓦葺二階建、延坪敷八十三坪八合四勺である。設備として浄化装置、水道、電気瓦葺架設、正門塀垣、寢臺家具、運動具、庭木一切で約二千七百圓は市内特志家の寄附によるものである。

保育所の使命は、所謂三歳以下の乳兒、幼兒の託兒である。

鳥の世界には 雀は一番朝寝坊  
我々都會に住むものは鳥については餘り注意して居ないし又、どの鳥が早くてどの鳥が遅いか、そんなことは朝寝坊の人間様には分りこはない。よほどの好きな人でない限りはおそらく見當がつかないのが普通であらう。で、もの好きに鳥學者様にきけば早起は、四時雀の二時半で、次いで鶉、鶉、雲雀。雀は五時から五時半頃で極めて朝寝坊であるとのことである。

と同時に廣島有識婦人が母性愛に燃えての働きが此の底を流れてゐることを見逃してはならぬ、早速女史の謝辭にも「この事業は女性の特有たる母性愛を基調とせざれば出来ぬ、吾々廣島婦人は之を經營することを誇りとし、これを爲すことが義務であると同時に吾々の手でなくては出来ぬとまで述べられたやうであつた。…此の覺悟と此の決心が此の事業の核心であり生命であるやうである。▽弱き者よ…汝の名は女なり、あらう。

### 敵機襲來と防毒處置

#### 防毒班に参加して—その感想—

第九分團第三區防毒班長 三原彦三郎

本市防護團員として今回の防空演習に参加せられた諸士は防護團の將來に對し各班とも其の編成並に作業上について貴重な経験を積まれたことであらうが私は今防務班の一員として三月一日の豫行演習並びに八、九日の本演習に参加し且つ作業上に於ける實際の場合同も想思して得たる所感を述べ各位の御示教を仰ぎたいと思ふ。

私が第一に感じたことは防毒班の任務は彼の防火班或は救護班等の如く瞬時の猶豫もなく出動し其の作業極めて迅速を要するものと云ふことである、尤も空襲其の他非常時の場合には各班一齊に敏捷なる出動を要することは勿論である

その諺もその母性愛の強さに驚き、それを基として經營する、事業の強さと將來を眺めて、男子も其の偉大性を羨み、其の將來の發展を期待してゐるのである。

▽預けた子供のお父さんが移轉の當日荷物運搬の手傳ひをしたり、落成式當日祝を贈つたりしたのを眺め如何に事業が利用者の心にピツタリと合つてゐるかを窺はれ、…涙なくしてはみられぬ廣島市唯一の奉仕施設であるを謂ふべきであらう。

分される。毒ガス襲來の際は先づ以上何れの瓦斯に屬するを見分け、之を檢知したら各種ガスに應じ夫々異つた消毒法又は防毒法を行ふのであるが之等の話は専門的になり且つ防毒班のする仕事であるから之を省略して茲には毒ガスの襲來を受けたる局地居住者の避難心得に就いて二三の注意をする。

今回の演習は假裝毒ガスとして黄色發煙を使用しその想定ガスとしては酸性的のイペリットを想定して之に對する消毒方法即ち「クローカルキ」撤布(演習には石灰を代用す)作業が行れたのであるが實際の毒ガスは多くの場合發煙もなく著しき臭氣もないから之を感じずることは困難であつて今回使用の假裝ガスの様なものでないと云ふことを斷つて置く。毒ガス襲來の恐があつて警戒を要する時に臭氣その他に依つて其の襲來を感じた時には速かに家屋の開放部をよく密閉し室内にガスの侵入を防いで家人を取纏め屋内に避難し防毒班の出動を待つて他の安全地帯に避難するのであるがこれは特種建物の場合であつて普通一般の日本家屋では完全に外氣の侵入を防ぐことが不可能であるから撤毒濃厚地帯内の居住者は寧ろ身を以て敏捷に一時他へ避れて防毒班の消毒作業終了後に復歸するのが最も安全であると思ふ。

毒ガスは焼夷彈等の場合とは異

つて人畜以外には被害の心配もないものであるから決して周章することなく、家庭用防毒マスクの用意がなければ濡タオル等で口覆をして一通りの戸締りをした後に前に述べた如く避難する事を平素から心掛けて置くに就いてと思ふ。次に避難する方向に就いて、あるが之に就いて知つて置くべきことは先づ第一に其の時の風の吹く方向を見定めると云ふことである。其れが分れば必ず風上に向つて避難すれば早く撤毒圍氣を脱出して被害の程度も軽く済むからである。今回市廳舎前に投ぜられた催涙ガスの撒布状況を見て居たら其の附近の人々より却つて遙かに風下にあたる遠方の人々の眼を刺戟して居たが此れが本物の毒ガスであつたら思はぬ方面の方の人達が中毒したわけである。

又同演習の消毒作業最中にもその風の方向は轉々として變つたのであるが斯様に風の方向が變つた故投下附近はたとへ風上であつても安心してはいけぬ、或る程度の區域内の居住者は風下と同様に避難しなければならぬ。種々注意を述べたが要するに防毒については作業班も避難者も第一に注意せねばならぬ事は決して周章してはならないと云ふことである。これは平素より其の時の状況をよく考察して秩序あり且つ敏捷に動作する様訓練して置くことは必要であると思ふ。

三月八日 昨七日上陸の姫路凱旋部隊は午前七時五分廣島驛發列車にて原隊に向け歸還したが、兵事課員は驛入口に名刺受付を設け驛員と協議して撤送者を指定のフォームに入場せしめ發車時刻の来るや撤送者の萬歳聲裡に列車は名残り惜しく發車して行つた。因に本日の見送は西塔川以西本川以東間の有志で人員約三百餘であつた。

二、廣島衛戍病院に於て加療中の傷病兵七十九名は東京、青森方面衛戍地の病院へ轉送の爲め午前八時二十分廣島驛發列車にて出發をなした見送りの有志は本川以西天満川以東の人々であつた。

三月九日 前日に引續き防空演習繼續中の處午前八時三十分警戒警報解除により全く防空演習は終了した。

午前十時半より各分團班長以上は師團長官舎前に集合二宮師團長の訓示を受け尚ほ廣島伊藤防護團長の防空演習に關して一場の挨拶をせられた。

午前十時より熱河方面に於て奮闘せられたる傷病兵百二十四名は字品に上陸廣島衛戍病院に收容せられた。例により兵事課員は運輸部構内の入口に名刺受付所を設けたが出迎の



兵事誌

### 明らるる融和

#### 住みよい社會 融和問題に關する座談會

三月十四日於公會堂

出席者—市來縣社會課長、木村、福井各主事補以上縣廳。尾長小學校々長大井有隣、市會議員河崎寅吉、西警察署行政主任吉井豊一、醫師月岡陽一、宗教家照山法道、尾長町天本基一、方面委員菊崎正行、同杉本秀一、市會議員角田善之助以上融和事業委員。第一高等小學校池田ミツ、眞宗安藝婦人會總井敏子、安田高等女學校校長安田リヨウ、方面委員山本ミツ、生活改善會藤岡元子、第二高等小學校校長シゲ以上婦人團體代表、方面委員伊藤忍介以上

司會者—社會課長波多野文治、阿部主任書記、東西隣保館長、藤川、長谷川、榎原、田中各書記

さいますことを厚く感謝する次第であります。

此の差別事象は遠く封建時代より其の跡を斷たず現今に及で居るのであります。本縣下に於きましてこの因襲的な差別事象に苦悶して居るものが實に五萬人に及で居ります。其の主なる差別事象は神

社の氏子、御寺の門徒講中より除外し居ること、近隣との交際の途絶、言語の上にて無意識に差別的言葉が使用されて居ること等でありまして是等は誠に遺憾に堪へない次第であります。

此問題の解決方法は部落自體よりなる更生策を第一とし、精神的な運動を起すこと及び地方改善事業を起すこと等であり、部落自身が生計の向上を計り、衛生思想を養ひ、經濟的獨立を計らざれば解決は到底困難であります。本縣に於きましては精神的啓蒙運動を起し、一昨年四月廣島縣共鳴會なるものを設け本運動の目的達成に努めて居ります。目下會員一萬三千名支部を設けること三十ヶ所に及で居ります。又地方改善事業を起し部落の不良住宅の改善、道路の修繕等を必要と認め其の事業の達成に勉めて居る次第であります。

○木村補—融和事業に對しては市部と郡部とは其の趣きを異にして居る様に思ひます。郡部に於ては共鳴會支部も到る所に出來て居り

ます。本市に於てはそれすら出來て居ない状態です。本市の方々は本運動をしない方がよいと思はれるのではないか其點を承はりたいです。

○昭山委員—市部に於いては融和デーとか共鳴會とかの華々しい宣傳方法は既に本事業を促進する最善の方法ではない様に思はれます。融和デーのことも新聞で見てもこれ迄差別的な境遇にあつたことを知らずにはた子供が始めて知つたと云ふ事實があります。私は寢た子を呼出す様なことを慎む様にして頂き度い、そしてこんな方面に使用するお金があれば福島町にか又は尾長町に對して何かの事業へ寄附して頂き度いと思ひます。

○山本光子—我々は此の問題に關して是迄深く考へて居なかつたのですが一昨年の共鳴會に出席しまして皆様が非常になやんで居らるゝことを知りまして融和の促進は我々婦人が第一戰にたつて運動しなくてはならぬと思ひました。

○角田委員—私は昭山氏が今申されましたことに賛成するものであります。尙今日迄の如き役所式なお座なりの運動なら止めてもらつた方がよい。やるならもつと精神誠意徹底的にやつてもらいたいものです。

○福井補—それなら如何なる方法を講じたならばよいか?

○昭山委員—啓蒙運動を出来るなら止めて自覺運動即ち部内の内容充實を旨とし住宅の改善、道路の改修、衛生思想の發達を期する様

有志は猿猴川以東の人々で人数は約五百餘であつた。

十一日 廣島衛戍病院に於て加療中の傷病兵磯田軍曹、早田一等兵死去せられその葬儀執行に付き花環各一箇宛へ花田書記が會葬せられた。

十三日 朝鮮、滿洲方面より事變關係の傷病兵は二回に互リ字品に上陸、廣島衛戍病院に收容したが例により兵事課員は運輸部構内の入口に名刺受付を設けたが出迎町有志は左の如くであつた。

午前七時上陸の際は 猿猴川以西京橋川以東の有志。 午前九時上陸の際は 京橋川以西平田屋川以東の有志。

十四日 午前十時西練兵場に於て第五師管轄納兵器命名式舉行されたが奥助役は市長の祝辭を代讀せられた。

十五日 廣島衛戍病院に於て加療中の傷病兵金井上等兵以下八名は午前七時半下り列車にて熊本に向け轉送されたが尙ほ同八時二十分上り列車にて東京、青森方面へ轉送の爲傷病兵太田輔重兵大尉以下九十七名を轉送した。尙見送は平田屋川以西、西塔川以東間の有志であつた。

十六日 廣島衛戍病院に於て加療中の坂口上等兵死去同病院に於て葬儀執行に付き花環一個を供へ野中書記が會葬せられた。

十七日 昨十六日葬儀執行の坂

融和事業委員が設けられました五ヶ年を経過し、月日の経つに従つて差別感念に依る社會事象も漸次減少の傾向を示して居ることは誠に喜ぶべき現象であります。本問題の解決は國民協力して之に當らなければ到底達成せらるべきものでは有りません。本市に於きまして其の對策につき色々講究して居る次第であります。本日は各位が日頃の意見を腹藏なく承まはり度い次第であります。

○市來縣社會課長—皆様が融和事業委員とし又各方面のあらゆる事業に御關係の上本問題に御盡力下



融和委員會と宣傳ラビ布

な方法が講じて頂きたいです。
○菊崎委員 現在の學校區域制度は又差別撤廢に關心してゐない。
○福島小學校就學兒童中には一般の者は一人も居ない。速に福島町を都市計畫上工場地帯として部落民以外の人を同町に居住せしむる様にしたい。

○照山委員 一昨年の融和事業委員會にも御願して置きました小兒通學區域變更の件に關し市當局は考慮すると云はれたが未だ何等の目鼻がついて居ない。最も變更が出来ないものなら福島の兒童は本籍地又は寄留地を變更せずして市内何れの小學校にも通學出来る方法を講じてもらいたい。

○木村補 本問題に對する婦人諸氏の自覺に對する異見が承はりました。
○安田リヨウ氏 どうして部落民の方は一塊となつて一ヶ所に御住まいなさるのでせうか。私の考へますに一般の人々と交ぜつて御住まいなされば一般人や部落の方やら知れず、自然と差別現象も無くなり致しますまいかと思ふのであります。

○照山委員 所が部落民の内目覺めたるものは部落から出て行くが生業其他生活等の關係から出て行くこと云つても出て行くことが出来ないものが部落に残つて居る次第であります。
○市社會課長 長時間に亙つて色々御意見を承つて有難う御座いました。どうか一視同仁明るい融和、住みよい社會の爲に俱に與に努力致し度く存じます。

○角田委員 要する所結婚問題が解決せざる以上本問題の解決は不可能である。
○大井校長 是迄の水平運動の實行方法に關し暴力行爲が屢々繰返されて居るが、暴力行爲を中止して他に良い方法はないものでせうか、穩便に差別現象の解決をなす方がよいことではないでせうか。

○照山委員 從來の其の方法は今日の如き世人一般から認められ、また關心を持つ様になつた一道理であつた。しかし今日では如斯暴力沙汰は一般に戒めてみます。
○縣社會課長 この結婚問題に就いても個人においては充分理解してゐるが一般社會に於ける根強い差別觀念に禍ひされることが多いので、先づその舊弊から打破しなければならぬ。即ち融和運動に種々と努力してゐるのは、かう言ふ社會層に對して、相共に反省をしようと呼掛けるものであります。とにかく吾々はかうした運動を續ける内に大井校長の言はれた如き暴力行爲が自然になくなることを信じ且つ又同胞融和、共存共榮の社會實現に邁進出来ることと思ふのであります。

○市社會課長 長時間に亙つて色々御意見を承つて有難う御座いました。どうか一視同仁明るい融和、住みよい社會の爲に俱に與に努力致し度く存じます。
○市社會課長 長時間に亙つて色々御意見を承つて有難う御座いました。どうか一視同仁明るい融和、住みよい社會の爲に俱に與に努力致し度く存じます。

三月八九兩日の第五防護分團防毒作業に就いて

後備役陸軍二等藥劑官 三 好 英 夫

今回は防空警備演習特に防毒作業に就いて忌憚なく卑見を開陳すれば次の通りである。
○市社會課長 長時間に亙つて色々御意見を承つて有難う御座いました。どうか一視同仁明るい融和、住みよい社會の爲に俱に與に努力致し度く存じます。

先づ第一は毒瓦斯に對する一般民衆の認識不足の點であるが、此の點に就いて毒瓦斯と云ふものは一定不變のものではないから機會ある毎に其の状態、毒物の性質、或いは其の防毒法等を一般に普及徹底することが肝要である。
○市社會課長 長時間に亙つて色々御意見を承つて有難う御座いました。どうか一視同仁明るい融和、住みよい社會の爲に俱に與に努力致し度く存じます。

口上等兵の遺骨は午前九時三十分下り廣島驛發列車にて兩親附添郷里鹿兒島に向け發送せられた。
三月十三日 午後一時土木委員會開會。廣島療養院給水其他近加工事設計協議したが、出席委員は九名であつた。
○市社會課長 長時間に亙つて色々御意見を承つて有難う御座いました。どうか一視同仁明るい融和、住みよい社會の爲に俱に與に努力致し度く存じます。

Table with columns for date, time, and location. Title: 廣島港出入船舶數並 乘降客員數表 (昭和八年)

Table with columns for commodity name, grade, and quantity. Title: 公設市場小賣價目表 (三月十五日現在)

市立商業學校ラッパ鼓隊 全國只一つのユニークな存在

市立商業學校

本校喇叭鼓隊は先程廣島放送局より全國中繼放送を行ひ其の存在を全国的に認めらるゝに至つたのであるが更に福岡縣知事の招待により同縣中等學校聯合演習觀兵式に参加したのを始めとし今迄、市民時局大會、愛國號出動式、青訓聯合演習、第五師團臨時派遣隊壯行式、滿洲事變一周年記念大行進、中等學校聯合演習、その他大小出征凱旋部隊の歡送迎等に出場し、本市民は勿論、縣外の人々にもユニークな存在として既に深い印象を残し、常に絶大の賞讃を博し本校として實に名譽の至りとして、誇つて居るのであるが、



隊鼓パツラの校學業商立市

以上の喇叭を使用すると畧々同等の音樂的効果を上げることが出来るので其の點の心配は殆どいらなうと云つてゐるのである。
○市社會課長 長時間に亙つて色々御意見を承つて有難う御座いました。どうか一視同仁明るい融和、住みよい社會の爲に俱に與に努力致し度く存じます。

本校喇叭鼓隊は本校獨創のものであつて喇叭は軍隊用喇叭を用ひて大・中・小の區別なく、而も編成も教育も極めて單一であるので、短時間に之を習得することが出来るのである。されば各人各様の樂器を扱はしむる煩雜さもなく、教師にその人を得なくても、或は又若干の事故があつても、編成上さしたる支障を來たすことがなく、此の點甚だ便利であるのみならず所謂喇叭隊に比しては更に持久性があり、普遍性がある譯である。又本隊は只一種の軍隊喇叭しか使用せざるも複音吹奏によれば二種以上の喇叭がなくともその缺を補ひ得ることが出來て二種

の體驗から喇叭鼓隊を鳥瞰して構想せられ、純音樂的形式の譜を提示せられたものであつて、之は前人未踏の試みであり、勇壯、國粹的精神を表徴せしもので權威そのもの、如きものである。
最近大分藝術に對する理解が深

められたが未だかなり教養ある人々の間に於てすら藝術の本質に就いては、はつきりとした、正確な知識を有して居る人は極めて少ない。
所謂インテリ以外の階級の人々に至つては藝術を娯樂と混同して居るのが殆んど凡てと云つてよい。だが藝術は決して娯樂ではない、最も眞剣に最も深刻に人生を経験した人の深刻な人生記録であり、云ふのは藝術は生活感情表現であり生活感情の表現であること云ふ事實よりして其れは又具體的、實在的、經驗的生活の表現であり、概念的、抽象的、論理的の表現でなく然して又我々の凡ての生活現象は感情現象とともに存在し感情を伴つてのみ認識し得るが故に生活感情の表現たる藝術は従つて具體的、實在的、經驗的な人の表現となるからである。
且つ我々は人性の本質的、根本的性質よりして、より人性の本質に合致したものに優れた美を感じざる従つて人生の最も本質的な深刻なる生活感情を表現して居るものによりすぐれた美を感じ、價値を拂ふ故にすぐれた藝術程最も本質的な深刻な人生を表現して居るからすぐれた藝術程深刻な人生の記録である。
故に我々が優れた藝術品に接すれば接する程最も深刻な本質的な人生の眞實を正しく知り得るのであつて決して有害或は無駄なことではなく最も人生を眞剣に考へれば考へる程我々はすぐれた藝術に接し藝術に精進しなければならぬ。

Table with columns for commodity name, grade, and quantity. Title: 公設市場小賣價目表 (三月十五日現在)

方面委員制度の發達の経路に關して (二)

エ式は佛蘭西巴里の福祉増進局に於てその一部を採用され調査委員制を用ひてゐた。又白耳義や、和蘭に於ても二三採用されたものである。就中アムステルダム市の慈善協會に於ては、全市を三十四區に區別し、一地區毎に若干の男女方面委員を配置し、之れに一名の救護長を置いてゐるのを見るもエ式を多分に取り入れてゐるのである。

四十二年の厄年で脚氣病に罹り、収入は減り、貯金は費ひ果たず、衣類迄も質入れして其の日の生活にも困るので、妻は子供と共に夕刊賣をなし僅かの収入で夫の薬代と米代をやつと支へてゐるといふことが判つた。元來その夕刊賣の近所には恩賜財團濟生會の施療病院もあり、弘濟會經營の保育所もある。市費救助の道もあり、授業料免除の便法もあり、職業紹介の道もあるに之を利用することを知らずして、誠に悲惨な生活をしてゐることは氣の毒な至りである。

を攻究し其の徹底に努むること、現存社會的施設の適否を調査し其の區域に新設を要すべき救濟機關を攻究すること、日用品の需給状態を調査し生活安定の方法を攻究すること、其の他特に調査實行を委囑せる事項

Table with columns for author names (著者名), book titles (書名), and other details. Includes names like 大根 上, 胡羅 荷, 牛蒡 同, etc.

第五十一表 死亡者年齢及病類別表 (其一)

昭和 年分 廣 島 市

Main table showing death statistics by age group (年齢) and disease type (病類). Columns include age groups from 1-year-old to 90+, and disease categories like 麻疹, 百日咳, 流行性感冒, etc.



# 大災害義捐金募集

◇金華山の海底を震央として三日の未明突如として東北地方を襲ふた大激震は、之に續いて生じた大津浪の襲來とともに同地方四十年目と言はれる大慘禍を興へ、三日の午後十一時迄の調べによれば死者一千五百三十五人、傷者三百三十八人、行方不明者九百四十八人、家屋被害一萬七百九十六戸、船舶流失、破損等一千六百十八隻(内務省警保局發表)と報じ、更にこの數は今後の調査を俟つて一層の増加を見、人命及財産の損害は實に莫大な數に昇るものと報じられる。

◇思ふに向地方の災厄は恰も年とともに加重せられるが如く甚大である。此の數年來の同地一帶の農漁山村の不作、不漁の災は既に飢饉禍の名を以て吾々の腦裡に悲惨な印象を興へてゐたのである。

◇如斯の秋、又新たに此の災厄の翻弄に任せ、根こそぎの慘禍に生地獄の酸鼻を極むるの大厄を蒙つたことは實に、自然の不可抗力な大偉力となすには餘りにもその慘禍は痛ましく哀れをそゝる。

◇わけても該地出身の壯丁は目下滿蒙の野に奮戦中と知る。吾々は茲に想ふてはたゞ呆然、悲報に接して慰めの辭をさへ知らず、僅に被害の勢きをのみ念ずるものである。

◇これら痛ましい歴史を持つ同地方の古への大災害もさりながら吾々は此の度の大悲惨事にこそ重大なる關心を有し、これら不幸な同胞の艱苦に厚き同情と救援の慈心に慰問の最善を竭されたいのである。

## 左 記

- ◇締切期日 三月三十一日
- ◇取扱ヒ場所 市役所社會課
- ◇義捐ハ 金錢ノミトシ物品ハ取扱ハズ
- ◇義捐ハ 多寡ヲ不問、見舞ノ意トシテ出寶セラレタシ

# 廣島市報

刊增時臨  
號九第

所行發 廣島市役所  
所印刷 廣島市役所  
所社地 廣島市役所  
所社地 廣島市役所  
所社地 廣島市役所  
所社地 廣島市役所

## 【條例】

廣島市會ノ議決ヲ經テ廣島市都市計畫事業公債條例中改正條例左ノ通定ム  
昭和八年三月二十八日

廣島市長 伊藤貞次

### 廣島市條例第三號

廣島市都市計畫事業公債條例中改正條例  
昭和七年三月廣島市條例第一號廣島市都市計畫事業公債條例第六條中償還年次表ヲ別表ノ通更ム

### 廣島市都市計畫事業公債償還年次表 (利子年四分四厘)

年區	債額	元金	利子	計還
昭和六年度	400,000.00	10,400.00	7,000.00	17,400.00
昭和七年度	400,000.00	10,400.00	7,000.00	17,400.00
昭和八年度	400,000.00	10,400.00	7,000.00	17,400.00
昭和九年度	400,000.00	10,400.00	7,000.00	17,400.00
昭和十年度	400,000.00	10,400.00	7,000.00	17,400.00
昭和十一年度	400,000.00	10,400.00	7,000.00	17,400.00
昭和十二年度	400,000.00	10,400.00	7,000.00	17,400.00
昭和十三年度	400,000.00	10,400.00	7,000.00	17,400.00
昭和十四年度	400,000.00	10,400.00	7,000.00	17,400.00
昭和十五年度	400,000.00	10,400.00	7,000.00	17,400.00
昭和十六年度	400,000.00	10,400.00	7,000.00	17,400.00

昭	昭	昭	昭	昭	昭	昭	昭	昭	昭
昭十七年度	283,984.45	13,006.91	6,366.21	38,374.57					
昭十八年度	277,599.09	13,321.97	5,959.63	37,255.69					
昭十九年度	240,977.33	13,606.86	5,666.74	33,881.33					
昭二十年度	210,333.00	13,901.91	5,366.41	30,631.32					
昭二十一年度	186,499.93	14,211.10	5,066.50	27,987.53					
昭二十二年度	177,330.11	14,533.74	4,744.86	26,812.71					
昭二十三年度	159,977.93	14,843.27	4,449.33	25,240.53					
昭二十四年度	137,330.11	15,169.82	4,107.78	23,507.71					
昭二十五年	119,977.93	15,500.55	3,769.05	21,237.53					
昭二十六年	107,330.11	15,844.63	3,477.97	19,752.71					
昭二十七年	99,977.93	16,193.21	3,179.31	18,370.45					
昭二十八年	97,330.11	16,546.55	2,879.05	17,155.71					
昭二十九年	90,977.93	16,904.77	2,576.23	16,058.91					
昭三十年	85,330.11	17,267.99	2,271.55	15,070.65					
昭三十一年	80,330.11	17,636.21	1,966.05	14,192.37					
昭三十二年	75,977.93	18,009.43	1,660.66	13,427.02					
昭三十三年	72,330.11	18,387.65	1,355.27	12,772.43					
昭三十四年	69,330.11	18,770.87	1,050.88	12,221.86					
昭三十五年	66,977.93	19,159.09	747.49	11,774.51					
昭三十六年	65,330.11	19,552.31	444.10	11,436.32					
昭三十七年	64,330.11	19,950.53	140.71	11,201.33					
昭三十八年	63,977.93	20,353.75	100.00	11,073.68					
昭三十九年	63,330.11	20,762.00	60.00	11,052.11					
昭四十年	62,977.93	21,175.22	20.00	11,132.15					

### 廣島市告示第四六號

廣島市宇品町地内市道第百二十六號線、第百三十三號線、第百三十四號線、第百三十五號線、第百三十六號線ヲ左ノ通變更認定ス  
昭和八年三月二十八日

廣島市長 伊藤貞次

路線名	起點	終點	距離ノ長	變更認定路線	起點	終點	距離ノ長
第一號線	宇品町一番地	宇品町三番地	七三・八〇	宇品町一、二、三番地	宇品町一、二、三番地	宇品町一、二、三番地	一九八・〇〇
第二號線	宇品町二番地	宇品町三番地	七三・八〇	宇品町二、三番地	宇品町二、三番地	宇品町二、三番地	一九八・〇〇
第三號線	宇品町三番地	宇品町三番地	六三・三〇	宇品町三番地	宇品町三番地	宇品町三番地	七九・八〇
第四號線	宇品町三番地	宇品町三番地	七六・四〇	宇品町三番地	宇品町三番地	宇品町三番地	五三・六〇
第五號線	宇品町三番地	宇品町三番地	六九・六〇	宇品町三番地	宇品町三番地	宇品町三番地	三九・三〇

第三號線

同町	同町	同町	同町	同町
一七〇ノ八番地	二六ノ四番地	六九・五〇	一七〇ノ八番地	同町
一八〇ノ二番地	三六ノ〇番地	一八〇ノ二番地	八七九番地	四〇〇・八〇

廣島市告示第四七號

昭和八年三月二十八日廣島市告示第四六號ヲ以テ告示シタル市道路線變更認定ノタメ生シタル左記道路ノ供用ヲ廢止ス

昭和八年三月二十八日

廣島市長 伊藤貞次

路線別區間延長備考

路線別	區間	延長	備考
第一二六號線	自一、一三三、一三二ノ三番地至三三六ノ〇番地	四四・〇	別紙圖面ノ通
第一三四號線	自八三三ノ三番地至三八ノ〇番地	二四三・〇	同
第一三五號線	自八五五ノ五番地至三八ノ〇番地	二四六・〇	同
第一三六號線	自八七九ノ八番地至三八ノ〇番地	三三・〇	同

廣島市告示第四八號

廣島市宇品町第二百五號線及第三百三十七號ノ區域ヲ左ノ通變更ス

昭和八年三月二十八日

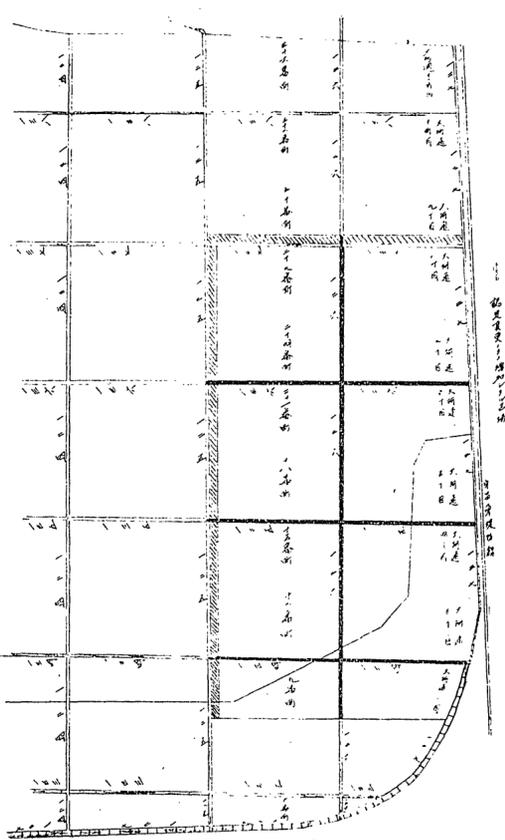
廣島市長 伊藤貞次

路線名

路線名	起點	終點	幅員	區域變更	備考
第三五號線	宇品町	宇品町	九・〇	自九四〇ノ二番地至三八ノ〇番地	二九・二五、別紙圖面
第三三號線	同町	同町	九・〇	自九三〇ノ二番地至三八ノ〇番地	一六・〇同

記

(別紙)



廣島市告示第四九號

廣島市會ノ議決ヲ經廣島縣知事ノ認可ヲ得テ大正三年一月告示甲第四號廣島市常設家畜市場業務規程中左ノ通改正ス

昭和八年三月二十八日

廣島市長 伊藤貞次

第二十一條中「金貳拾錢以內」ヲ「金參拾五錢以內」ニ改ム

第三十一條第二項中「千分ノ五」ヲ「千分ノ八」ニ改ム

附則

本規程ハ昭和八年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

廣島市告示第五〇號

廣島市會ノ議決ヲ經タル昭和七年度廣島市歲入出更正豫算ノ要領左ノ如シ但シ本豫算ハ即日執行ス

昭和八年三月三十日

廣島市長 伊藤貞次

昭和七年度廣島市歲入出豫算更正

第七款 國庫補助金 金拾壹萬八千七百七拾壹圓 (減貳千百拾九圓)

第三號線

同町	同町	同町	同町	同町
一七〇ノ八番地	二六ノ四番地	六九・五〇	一七〇ノ八番地	同町
一八〇ノ二番地	三六ノ〇番地	一八〇ノ二番地	八七九番地	四〇〇・八〇

廣島市告示第五一號

廣島市會ノ議決ヲ經タル昭和八年度廣島市歲入出豫算ノ要領左ノ如シ但シ本豫算ハ四月一日ヨリ執行ス

昭和八年三月三十日

廣島市長 伊藤貞次

路線別區間延長備考

路線別	區間	延長	備考
第一二六號線	自一、一三三、一三二ノ三番地至三三六ノ〇番地	四四・〇	別紙圖面ノ通
第一三四號線	自八三三ノ三番地至三八ノ〇番地	二四三・〇	同
第一三五號線	自八五五ノ五番地至三八ノ〇番地	二四六・〇	同
第一三六號線	自八七九ノ八番地至三八ノ〇番地	三三・〇	同

廣島市告示第四八號

廣島市宇品町第二百五號線及第三百三十七號ノ區域ヲ左ノ通變更ス

昭和八年三月二十八日

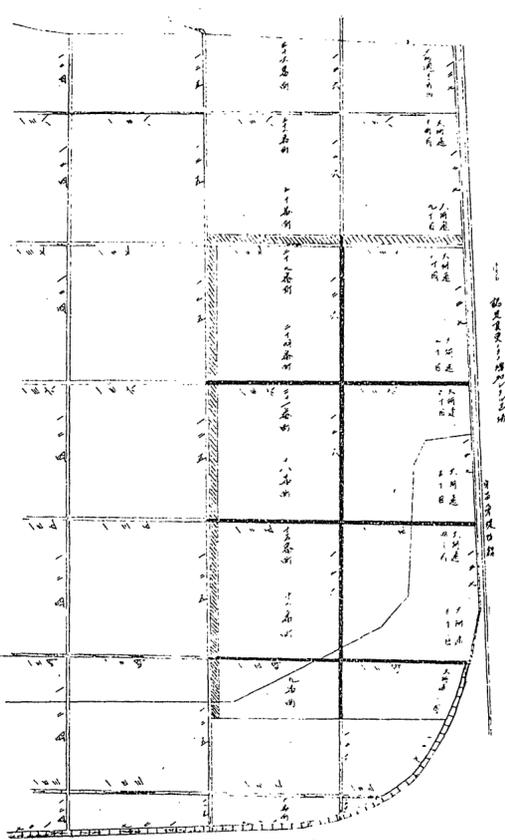
廣島市長 伊藤貞次

路線名

路線名	起點	終點	幅員	區域變更	備考
第三五號線	宇品町	宇品町	九・〇	自九四〇ノ二番地至三八ノ〇番地	二九・二五、別紙圖面
第三三號線	同町	同町	九・〇	自九三〇ノ二番地至三八ノ〇番地	一六・〇同

記

(別紙)



廣島市告示第五一號

廣島市會ノ議決ヲ經廣島縣知事ノ認可ヲ得テ大正三年一月告示甲第四號廣島市常設家畜市場業務規程中左ノ通改正ス

昭和八年三月二十八日

廣島市長 伊藤貞次

第二十一條中「金貳拾錢以內」ヲ「金參拾五錢以內」ニ改ム

第三十一條第二項中「千分ノ五」ヲ「千分ノ八」ニ改ム

附則

本規程ハ昭和八年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

廣島市告示第五〇號

廣島市會ノ議決ヲ經タル昭和七年度廣島市歲入出更正豫算ノ要領左ノ如シ但シ本豫算ハ即日執行ス

昭和八年三月三十日

廣島市長 伊藤貞次

昭和七年度廣島市歲入出豫算更正

第七款 國庫補助金 金拾壹萬八千七百七拾壹圓 (減貳千百拾九圓)

第一項 國庫補助金

金拾壹萬八千七百七拾壹圓 (減貳千百拾九圓)

第十三款 市稅

金百六拾九萬七千貳拾貳圓 (減八百八拾五圓)

第八項 雜稅附加稅

金參拾貳萬五千五百拾七圓 (減八百八拾五圓)

第十四款 市債

金百五萬六千六百圓 (減四拾五萬貳千圓)

第十五款 負債

金貳拾六萬九千八百五拾四圓 (減七萬六千五百五拾圓)

第一項 受益者負擔金

金貳拾六萬九千八百五拾四圓 (減七萬六千五百五拾圓)

歲入合計

金六百貳拾九萬六千貳百貳拾壹圓 (減五拾貳萬五千六百五拾四圓)

歲入出差引殘金ナシ

廣島市會ノ議決ヲ經タル昭和八年度廣島市歲入出豫算ノ要領左ノ如シ但シ本豫算ハ四月一日ヨリ執行ス

昭和八年三月三十日

廣島市長 伊藤貞次

第一項 道路改築費

金貳拾九萬九千四百六拾圓 (減五拾貳萬貳千九百四拾九圓)

臨時部計

金四百拾萬八千七百拾參圓 (減五拾貳萬五千六百五拾四圓)

第一項 財產ヨリ生スル收入

金六萬百五圓

第一項 普通基本財產收入 金七百八拾六圓

第二項 教育基本財產收入 金九拾八圓

第三項 衛生基本財產收入 金六拾貳圓

第四項 救助基本財產收入

金七百六拾四圓

第五項 公立尋常小學校基本財產收入

金貳百八拾七圓

第六項 公園改良資金收入

金參百六拾圓

第七項 圖書館資金收入

金貳千貳百圓

第八項 博覽會共進會開催資金收入

金壹萬九百九拾九圓

第九項 貸地料

金四萬四千參百參拾九圓

第十項 貸家料

金八拾參萬壹千八百六拾六圓

第一項 使用料及手数料

金七拾九萬八千四百參拾貳圓

第二項 給水工事費收入

金參萬參千四百參拾四圓

第三項 給水工事費收入

金拾萬參拾四圓

第四項 國庫下渡金

金拾七萬壹千九拾圓

第五項 義務教育費下渡金

金拾六萬九千八百四拾壹圓

第一項	綠替金戻入	金千貳百四拾八圓
第二項	雜越金	金八萬六千七百參拾圓
第三項	前年度繰越金	金貳千八百圓
第四項	市債	金壹圓
第五項	市債	金百貳拾四萬參千圓
第六項	市債	金拾貳萬五千六百六拾貳圓
第七項	市債	金拾貳萬五千六百六拾貳圓
第八項	市債	金拾貳萬五千六百六拾貳圓
第九項	市債	金拾貳萬五千六百六拾貳圓
第十項	市債	金拾貳萬五千六百六拾貳圓
第十一項	市債	金拾貳萬五千六百六拾貳圓
第十二項	市債	金拾貳萬五千六百六拾貳圓
第十三項	市債	金拾貳萬五千六百六拾貳圓
第十四項	市債	金拾貳萬五千六百六拾貳圓
第十五項	市債	金拾貳萬五千六百六拾貳圓
第十六項	市債	金拾貳萬五千六百六拾貳圓
第十七項	市債	金拾貳萬五千六百六拾貳圓
第十八項	市債	金拾貳萬五千六百六拾貳圓
第十九項	市債	金拾貳萬五千六百六拾貳圓
第二十項	市債	金拾貳萬五千六百六拾貳圓
第二十一項	市債	金拾貳萬五千六百六拾貳圓
第二十二項	市債	金拾貳萬五千六百六拾貳圓
第二十三項	市債	金拾貳萬五千六百六拾貳圓
第二十四項	市債	金拾貳萬五千六百六拾貳圓
第二十五項	市債	金拾貳萬五千六百六拾貳圓
第二十六項	市債	金拾貳萬五千六百六拾貳圓
第二十七項	市債	金拾貳萬五千六百六拾貳圓
第二十八項	市債	金拾貳萬五千六百六拾貳圓
第二十九項	市債	金拾貳萬五千六百六拾貳圓
第三十項	市債	金拾貳萬五千六百六拾貳圓
第三十一項	市債	金拾貳萬五千六百六拾貳圓
第三十二項	市債	金拾貳萬五千六百六拾貳圓
第三十三項	市債	金拾貳萬五千六百六拾貳圓
第三十四項	市債	金拾貳萬五千六百六拾貳圓
第三十五項	市債	金拾貳萬五千六百六拾貳圓
第三十六項	市債	金拾貳萬五千六百六拾貳圓
第三十七項	市債	金拾貳萬五千六百六拾貳圓
第三十八項	市債	金拾貳萬五千六百六拾貳圓
第三十九項	市債	金拾貳萬五千六百六拾貳圓
第四十項	市債	金拾貳萬五千六百六拾貳圓
第四十一項	市債	金拾貳萬五千六百六拾貳圓
第四十二項	市債	金拾貳萬五千六百六拾貳圓
第四十三項	市債	金拾貳萬五千六百六拾貳圓
第四十四項	市債	金拾貳萬五千六百六拾貳圓
第四十五項	市債	金拾貳萬五千六百六拾貳圓
第四十六項	市債	金拾貳萬五千六百六拾貳圓
第四十七項	市債	金拾貳萬五千六百六拾貳圓
第四十八項	市債	金拾貳萬五千六百六拾貳圓
第四十九項	市債	金拾貳萬五千六百六拾貳圓
第五十項	市債	金拾貳萬五千六百六拾貳圓

第一項	神饌幣帛料	金八百四拾壹圓
第二項	神饌幣帛料	金五百六拾圓
第三項	神饌幣帛料	金參百參拾五圓
第四項	神饌幣帛料	金六百拾九圓
第五項	神饌幣帛料	金八拾圓
第六項	神饌幣帛料	金五百參拾九圓
第七項	神饌幣帛料	金五百參拾九圓
第八項	神饌幣帛料	金五百參拾九圓
第九項	神饌幣帛料	金五百參拾九圓
第十項	神饌幣帛料	金五百參拾九圓
第十一項	神饌幣帛料	金五百參拾九圓
第十二項	神饌幣帛料	金五百參拾九圓
第十三項	神饌幣帛料	金五百參拾九圓
第十四項	神饌幣帛料	金五百參拾九圓
第十五項	神饌幣帛料	金五百參拾九圓
第十六項	神饌幣帛料	金五百參拾九圓
第十七項	神饌幣帛料	金五百參拾九圓
第十八項	神饌幣帛料	金五百參拾九圓
第十九項	神饌幣帛料	金五百參拾九圓
第二十項	神饌幣帛料	金五百參拾九圓
第二十一項	神饌幣帛料	金五百參拾九圓
第二十二項	神饌幣帛料	金五百參拾九圓
第二十三項	神饌幣帛料	金五百參拾九圓
第二十四項	神饌幣帛料	金五百參拾九圓
第二十五項	神饌幣帛料	金五百參拾九圓
第二十六項	神饌幣帛料	金五百參拾九圓
第二十七項	神饌幣帛料	金五百參拾九圓
第二十八項	神饌幣帛料	金五百參拾九圓
第二十九項	神饌幣帛料	金五百參拾九圓
第三十項	神饌幣帛料	金五百參拾九圓
第三十一項	神饌幣帛料	金五百參拾九圓
第三十二項	神饌幣帛料	金五百參拾九圓
第三十三項	神饌幣帛料	金五百參拾九圓
第三十四項	神饌幣帛料	金五百參拾九圓
第三十五項	神饌幣帛料	金五百參拾九圓
第三十六項	神饌幣帛料	金五百參拾九圓
第三十七項	神饌幣帛料	金五百參拾九圓
第三十八項	神饌幣帛料	金五百參拾九圓
第三十九項	神饌幣帛料	金五百參拾九圓
第四十項	神饌幣帛料	金五百參拾九圓
第四十一項	神饌幣帛料	金五百參拾九圓
第四十二項	神饌幣帛料	金五百參拾九圓
第四十三項	神饌幣帛料	金五百參拾九圓
第四十四項	神饌幣帛料	金五百參拾九圓
第四十五項	神饌幣帛料	金五百參拾九圓
第四十六項	神饌幣帛料	金五百參拾九圓
第四十七項	神饌幣帛料	金五百參拾九圓
第四十八項	神饌幣帛料	金五百參拾九圓
第四十九項	神饌幣帛料	金五百參拾九圓
第五十項	神饌幣帛料	金五百參拾九圓

第一項	水道繕費	金貳百圓
第二項	水道繕費	金貳拾四萬五千七百七拾貳圓
第三項	水道繕費	金七萬四千參拾七圓
第四項	水道繕費	金七千六百六拾圓
第五項	水道繕費	金拾六萬貳千五百貳拾八圓
第六項	水道繕費	金五千四百四拾七圓
第七項	水道繕費	金壹萬五百壹圓
第八項	水道繕費	金八千五百四拾八圓
第九項	水道繕費	金九百五拾參圓
第十項	水道繕費	金貳萬四千貳百七拾八圓
第十一項	水道繕費	金九千九百四拾圓
第十二項	水道繕費	金壹萬參千四百參拾壹圓
第十三項	水道繕費	金九百七圓
第十四項	水道繕費	金壹萬五千六百參拾五圓
第十五項	水道繕費	金六千七百七拾五圓
第十六項	水道繕費	金九千四百五拾圓
第十七項	水道繕費	金拾圓
第十八項	水道繕費	金參千貳拾七圓
第十九項	水道繕費	金千六百六拾五圓
第二十項	水道繕費	金千九百貳拾六圓
第二十一項	水道繕費	金參拾六圓
第二十二項	水道繕費	金五百貳拾五圓
第二十三項	水道繕費	金五百貳拾五圓
第二十四項	水道繕費	金七萬九千六百七拾八圓
第二十五項	水道繕費	金六萬九千七百七拾八圓
第二十六項	水道繕費	金千七百六拾八圓
第二十七項	水道繕費	金壹萬九千六百參拾壹圓
第二十八項	水道繕費	金四百八拾九圓
第二十九項	水道繕費	金千貳拾貳圓
第三十項	水道繕費	金六百八拾四圓
第三十一項	水道繕費	金百七拾圓
第三十二項	水道繕費	金百六拾八圓
第三十三項	水道繕費	金壹圓
第三十四項	水道繕費	金壹萬九千九百參拾參圓
第三十五項	水道繕費	金六千貳百九拾九圓
第三十六項	水道繕費	金貳千貳拾圓

第一項	灌漑所費	金參千五百貳拾圓
第二項	灌漑所費	金四千拾六圓
第三項	灌漑所費	金貳千八百八拾圓
第四項	灌漑所費	金千四百參拾四圓
第五項	灌漑所費	金四百貳圓
第六項	灌漑所費	金七萬四拾九圓
第七項	灌漑所費	金五萬五千五百拾七圓
第八項	灌漑所費	金壹萬四千貳拾八圓
第九項	灌漑所費	金五百四圓
第十項	灌漑所費	金壹萬五千五百四拾七圓
第十一項	灌漑所費	金八千六百六拾圓
第十二項	灌漑所費	金貳千參百八拾壹圓
第十三項	灌漑所費	金七千七百七拾參圓
第十四項	灌漑所費	金參千八百九拾壹圓
第十五項	灌漑所費	金八百六拾六圓
第十六項	灌漑所費	金貳千九百五拾六圓
第十七項	灌漑所費	金千六百六拾參圓
第十八項	灌漑所費	金參百參拾圓
第十九項	灌漑所費	金千四拾八圓
第二十項	灌漑所費	金貳百八拾五圓
第二十一項	灌漑所費	金壹萬四千四百五拾圓
第二十二項	灌漑所費	金壹萬貳千貳百參圓
第二十三項	灌漑所費	金千五百五圓
第二十四項	灌漑所費	金七百四拾貳圓
第二十五項	灌漑所費	金八千八百八拾貳圓
第二十六項	灌漑所費	金七千五百五拾八圓
第二十七項	灌漑所費	金五百拾六圓
第二十八項	灌漑所費	金百八圓
第二十九項	灌漑所費	金千參百貳拾貳圓
第三十項	灌漑所費	金壹圓
第三十一項	灌漑所費	金千九拾五圓
第三十二項	灌漑所費	金貳百貳拾六圓
第三十三項	灌漑所費	金百四拾七圓
第三十四項	灌漑所費	金百四拾七圓
第三十五項	灌漑所費	金五萬八百貳拾參圓
第三十六項	灌漑所費	金貳萬壹千七百七拾四圓
第三十七項	灌漑所費	金參千五百七拾七圓
第三十八項	灌漑所費	金五千四百七拾七圓

第四項	地方改良費	金四百六拾圓
第五項	職業紹介所費	金貳千貳百拾圓
第六項	診療所費	金四千貳百圓
第七項	託兒所費	金六千貳百貳拾五圓
第八項	保養院費	金七千六百九拾八圓
第三十六款	公會堂費	金貳百參拾貳圓
第三十七款	雜用費	金貳拾四圓
第三十八款	需用費及修繕費	金七百參拾參圓
第三十九款	選舉人名簿調製費	金九千五百九拾五圓
第四十款	選舉人名簿調製費	金九千五百九拾五圓
第四十一款	諸稅及負擔	金九百參拾貳圓
第四十二款	財產費	金參百參拾六圓
第四十三款	管理費	金八百四拾圓
第四十四款	基本財産造成費	金千八百四拾圓
第四十五款	基本財産造成費	金千五百八拾四圓
第四十六款	公金取扱費	金六千六百六拾圓
第四十七款	公金取扱費	金六千六百六拾圓
第四十八款	雜支	金貳萬四千四拾八圓
第四十九款	滯納處分費	金五百貳拾八圓
第五十款	過年度支出	金九千五百參拾四圓
第五十一款	繰替金	金八千八百圓
第五十二款	縣收入證紙取扱手数料	金五百圓
第五十三款	雜備費	金五千壹圓
第五十四款	豫備費	金四萬六百五拾壹圓
第五十五款	豫備費	金四萬六百五拾壹圓
第一項	臨時部	金壹萬七千貳百六圓
第二項	役所費	金百五拾四圓
第三項	軍隊設營事務費	金拾六圓
第四項	産業調査費	金貳千八百拾貳圓
第五項	道路臺帳調製費	金貳千七百拾壹圓
第六項	道路占用調査費	金貳千八百拾參圓

第六項	家計調査費	金五百五拾壹圓
第七項	縣會議員補缺選舉費	金四千參百拾參圓
第八項	市會議員選舉費	金五千貳百六圓
第九項	都市計畫費	金五千參百九圓
第十項	都市計畫調查費	金貳圓
第十一款	區劃整理調査及助成費	金五千參百七圓
第十二款	土木費	金貳萬九千貳拾八圓
第十三款	治水堤防費	金貳千圓
第十四款	教育費	金拾九萬貳千六百六拾九圓
第十五款	小學校費	金拾七萬八千九百四拾壹圓
第十六款	商業學校費	金八千六百八拾七圓
第十七款	高等女學校費	金五千四拾壹圓
第十八款	水道費	金壹萬參千七百貳拾六圓
第十九款	營業費	金七百圓
第二十款	下水道費	金壹萬七千拾八圓
第二十一款	勸業諸費	金壹萬七千拾八圓
第二十二款	勸業諸費	金貳萬六千五百壹圓
第二十三款	公園費	金貳千五拾貳圓
第二十四款	公債費	金貳千五拾貳圓
第二十五款	積立金	金五百七拾圓
第二十六款	訴訟費	金壹圓
第二十七款	財產費	金壹圓
第二十八款	警備費	金七萬九千五百五拾七圓
第二十九款	警備費	金七萬九千五百五拾七圓
第三十款	警備費	金四萬圓
第三十一款	警備費	金四萬圓
第三十二款	警備費	金七拾四萬貳千四百拾圓
第三十三款	元金償還	金參拾八萬貳千六拾八圓
第三十四款	元金償還	金參拾六萬參拾六圓
第三十五款	過年度公債償還	金壹圓
第三十六款	補助費	金參百五圓
第三十七款	補助費	金五萬六千六百貳拾貳圓
第三十八款	補助費	金五萬六千六百貳拾貳圓
第三十九款	補助費	金貳萬五千參百五拾圓
第四十款	寄附費	金貳萬五千參百五拾圓

第十六款	繰入金	金參千五百六拾圓
第十七款	繰入金	金參千五百六拾圓
第十八款	第三水道擴張費本年度支出額	金參拾萬四千參百拾五圓
第十九款	工事費	金四萬六千六百八拾八圓
第二十款	失業應急事業費本年度支出額	金貳拾五萬七千六百貳拾七圓
第二十一款	道路改築費	金八拾貳萬九千六百六圓
第二十二款	灌漑所費	金八拾貳萬九千六百六圓
第二十三款	灌漑所費	金參千七百貳拾圓
第二十四款	屠場費	金六百九拾圓
第二十五款	屠場費	金六百九拾圓
第二十六款	屠場費	金六拾壹圓
第二十七款	屠場費	金六拾壹圓
第二十八款	共同荷場場費	金參萬五千七百八拾九圓
第二十九款	共同荷場場費	金參萬五千七百八拾九圓
第三十款	社會事業費	金貳圓
第三十一款	職業紹介所費	金貳圓
第三十二款	職業紹介所費	金貳圓
第三十三款	臨時部	金貳百參拾八萬千六百六拾貳圓
第三十四款	臨時部	金四百五拾八萬五千七百七拾貳圓
第三十五款	臨時部	金四百五拾八萬五千七百七拾貳圓
第三十六款	臨時部	歳入出引殘金ナシ
第三十七款	臨時部	歳入出引殘金ナシ
第一項	昭八年度廣島市特別會計公益質屋費歳入出豫算ノ要領左ノ如シ但シ本豫算ハ四月一日ヨリ執行ス	
第二項	昭八年度廣島市特別會計公益質屋費歳入出豫算	
第三款	歳入	金六百拾四圓
第四款	財産ヨリ生スル收入	金六百拾四圓
第五款	預金利子	金四千五百圓
第六款	貸付金ヨリ生スル收入	金四千五百圓
第七款	貸付金ヨリ生スル收入	金壹圓
第八款	雜收	金壹圓
第九款	雜收	金八萬壹圓
第十款	貸付金戻入	金八萬圓
第十一款	貸付金戻入	金壹圓
第十二款	過年度貸付金戻入	金參千五百六拾圓
第十三款	繰入金	金參千五百六拾圓
第十四款	繰入金	金壹圓
第十五款	前年度繰越金	金壹圓

第一項	前年度繰越金	金壹圓
第二項	歳入經常部	金八萬八千六百七拾七圓
第三款	歳入	金參千貳百拾七圓
第四款	給料及雜給	金貳千七百八拾貳圓
第五款	需用費	金四千參拾四圓
第六款	修繕費	金壹圓
第七款	修繕費	金八萬圓
第八款	貸付金	金八萬圓
第九款	貸付金	金八萬圓
第十款	臨時部	金五千四百六拾圓
第十一款	臨時部	金貳千四百六拾七圓
第十二款	臨時部	金貳千四百六拾七圓
第十三款	臨時部	歳入出引殘金ナシ
第十四款	臨時部	歳入出引殘金ナシ
第一項	昭八年度廣島市香川獎學資金歳入出豫算ノ要領左ノ如シ但シ本豫算ハ四月一日ヨリ執行ス	
第二項	昭八年度廣島市香川獎學資金歳入出豫算	
第三款	歳入	金四百貳拾九圓
第四款	資金ヨリ生スル收入	金四百貳拾九圓
第五款	資金ヨリ生スル收入	金四百貳拾九圓
第六款	歳入合計	金四百貳拾九圓
第七款	歳入合計	金四百貳拾九圓
第八款	歳入合計	金四百貳拾九圓
第九款	歳入合計	歳入出引殘金ナシ
第十款	歳入合計	歳入出引殘金ナシ
第一項	昭八年度廣島市坂本獎學資金歳入出豫算ノ要領左ノ如シ但シ本豫算ハ四月一日ヨリ執行ス	
第二項	昭八年度廣島市坂本獎學資金歳入出豫算	
第三款	歳入	金四百貳拾九圓
第四款	資金ヨリ生スル收入	金四百貳拾九圓
第五款	資金ヨリ生スル收入	金四百貳拾九圓
第六款	歳入合計	金四百貳拾九圓
第七款	歳入合計	金四百貳拾九圓
第八款	歳入合計	金四百貳拾九圓
第九款	歳入合計	歳入出引殘金ナシ
第十款	歳入合計	歳入出引殘金ナシ

昭和八年度廣島市坂本獎學資金歲入出豫算

第一項 資金ヨリ生スル收入 金百五十拾壹圓

第一項 獎學費 金百五十拾壹圓

歲入合計 金百五十拾壹圓

歲入出差引殘金ナシ

●廣島市告示甲第五五號

廣島市會ノ議決ヲ經タル昭和八年度廣島市荒神町小學校獎學資金歲入出豫算ノ要領左ノ如シ但シ本豫算ハ四月一日ヨリ執行ス

昭和八年三月三十日

廣島市長 伊藤貞次

昭和八年度廣島市荒神町小學校獎學資金歲入出豫算

第一項 資金ヨリ生スル收入 金四拾貳圓

第一項 獎學費 金四拾貳圓

歲入合計 金四拾貳圓

歲入出差引殘金ナシ

●廣島市告示甲第五十六號

廣島市會ノ議決ヲ經タル昭和八年度廣島市權災救助基金歲入出豫算ノ要領左ノ如シ但シ本豫算ハ四月一日ヨリ執行ス

昭和八年三月三十日

廣島市長 伊藤貞次

昭和八年度廣島市權災救助基金歲入出豫算

第一項 資金ヨリ生スル收入 金貳千百拾參圓

第一項 獎學費 金貳千百拾參圓

歲入合計 金貳千百拾參圓

歲入出差引殘金ナシ

●廣島市告示甲第五八號

廣島市會ノ議決ヲ經タル昭和八年度廣島市權災救助基金歲入出豫算ノ要領左ノ如シ但シ本豫算ハ四月一日ヨリ執行ス

昭和八年三月三十日

廣島市長 伊藤貞次

第一項 積立金 金貳千百拾參圓

歲入合計 金貳千百拾參圓

歲入出差引殘金ナシ

●廣島市告示甲第五七號

廣島市會ノ議決ヲ經タル昭和八年度特別會計都市計畫事業費歲入出豫算ノ要領左ノ如シ但シ本豫算ハ四月一日ヨリ執行ス

昭和八年三月三十日

廣島市長 伊藤貞次

昭和八年度廣島市特別會計都市計畫事業費歲入出豫算

第一項 國庫補助金 金五萬圓

第一項 縣補助金 金四萬圓

第一項 受益者負擔金 金貳拾參萬參千貳百六拾七圓

第一項 受益者負擔金 金貳拾參萬參千貳百六拾七圓

第一項 雜收入 金壹萬貳千參百拾五圓

第一項 市債 金六拾壹萬圓

第一項 市債 金六拾壹萬圓

第一項 都市計畫特別稅 金四拾五萬貳千七百拾圓

歲入合計 金百參拾九萬八千貳百九拾貳圓

●廣島市告示甲第五八號

廣島市會ノ議決ヲ經タル昭和八年度廣島市權災救助基金歲入出豫算ノ要領左ノ如シ但シ本豫算ハ四月一日ヨリ執行ス

昭和八年三月三十日

廣島市長 伊藤貞次

第一項 都市計畫事業費 金百參拾九萬八千貳百九拾貳圓

第一項 都市計畫特別稅 金四拾五萬貳千七百拾圓

第一項 市債 金六拾壹萬圓

第一項 市債 金六拾壹萬圓

第一項 雜收入 金壹萬貳千參百拾五圓

第一項 縣補助金 金四萬圓

第一項 國庫補助金 金五萬圓

第一項 積立金 金貳千百拾參圓

歲入合計 金貳千百拾參圓

歲入出差引殘金ナシ

●廣島市告示甲第五八號

廣島市會ノ議決ヲ經タル昭和八年度廣島市權災救助基金歲入出豫算ノ要領左ノ如シ但シ本豫算ハ四月一日ヨリ執行ス

昭和八年三月三十日

廣島市長 伊藤貞次

昭和八年度廣島市歲入出豫算追加

第七款 國庫補助金 金壹圓

第八款 縣補助金 金壹圓

第九款 寄附金 金參千圓

第十款 前年度繰越金 金七萬七千六百八圓

第十一款 市債 金七萬四千五百圓

第十二款 前年度繰越金 金七萬四千五百圓

第十三款 市債 金七萬四千五百圓

歲入合計 金拾五萬五千拾圓

歲入出差引殘金ナシ

●廣島市告示甲第五九號

廣島市會ノ議決ヲ經タル昭和八年度廣島市歲入出追加豫算ノ要領左ノ如シ但シ本豫算ハ四月一日ヨリ執行ス

昭和八年三月三十日

廣島市長 伊藤貞次

昭和八年度廣島市歲入出追加豫算追加

第一項 國庫補助金 金參千六百四拾圓

第二項 縣補助金 金參千六百四拾圓

第三項 寄附金 金五萬圓

第四項 前年度繰越金 金八萬四千七百九圓

第五項 市債 金八萬四千七百九圓

第六項 前年度繰越金 金參千七百六拾壹圓

第七項 市債 金參千七百六拾壹圓

第八項 前年度繰越金 金壹萬參千圓

第九項 市債 金壹萬參千圓

歲入合計 金拾五萬五千拾圓

歲入出差引殘金ナシ

●廣島市告示甲第五九號

廣島市會ノ議決ヲ經タル昭和八年度廣島市歲入出追加豫算ノ要領左ノ如シ但シ本豫算ハ四月一日ヨリ執行ス

昭和八年三月三十日

廣島市長 伊藤貞次

昭和八年度廣島市歲入出追加豫算追加

第一項 國庫補助金 金參千六百四拾圓

第二項 縣補助金 金參千六百四拾圓

第三項 寄附金 金五萬圓

第四項 前年度繰越金 金八萬四千七百九圓

第五項 市債 金八萬四千七百九圓

第六項 前年度繰越金 金參千七百六拾壹圓

第七項 市債 金參千七百六拾壹圓

第八項 前年度繰越金 金壹萬參千圓

第九項 市債 金壹萬參千圓

歲入合計 金拾五萬五千拾圓

歲入出差引殘金ナシ

●廣島市告示甲第五九號

廣島市會ノ議決ヲ經タル昭和八年度廣島市歲入出追加豫算ノ要領左ノ如シ但シ本豫算ハ四月一日ヨリ執行ス

昭和八年三月三十日

廣島市長 伊藤貞次

第一項 受益者負擔金 金拾萬八千七百八拾參圓

歲入合計 金拾萬八千七百八拾參圓

歲入出差引殘金ナシ

●廣島市告示甲第六〇號

廣島市會ノ議決ヲ經タル昭和八年度廣島市歲入出追加豫算ノ要領左ノ如シ但シ本豫算ハ四月一日ヨリ執行ス

昭和八年三月三十日

廣島市長 伊藤貞次

昭和八年度廣島市歲入出追加豫算追加

第七款 國庫補助金 金貳萬貳千九百九拾六圓

第八款 縣補助金 金貳萬貳千九百九拾六圓

第九款 寄附金 金拾七萬五千六百拾七圓

第十款 前年度繰越金 金參千九百貳拾五圓

第十一款 市債 金四拾六萬八千六百八拾八圓

第十二款 前年度繰越金 金四拾六萬八千六百八拾八圓

第十三款 市債 金貳千五百六拾貳圓

歲入合計 金六拾七萬參千七百八十八圓

歲入出差引殘金ナシ

●廣島市告示甲第六〇號

廣島市會ノ議決ヲ經タル昭和八年度廣島市歲入出追加豫算ノ要領左ノ如シ但シ本豫算ハ四月一日ヨリ執行ス

昭和八年三月三十日

廣島市長 伊藤貞次

昭和八年度廣島市歲入出追加豫算追加

第一項 國庫補助金 金貳萬貳千九百九拾六圓

第二項 縣補助金 金貳萬貳千九百九拾六圓

第三項 寄附金 金拾七萬五千六百拾七圓

第四項 前年度繰越金 金參千九百貳拾五圓

第五項 市債 金四拾六萬八千六百八拾八圓

第六項 前年度繰越金 金四拾六萬八千六百八拾八圓

第七項 市債 金貳千五百六拾貳圓

歲入合計 金六拾七萬參千七百八十八圓

歲入出差引殘金ナシ

●廣島市告示甲第六〇號

廣島市會ノ議決ヲ經タル昭和八年度廣島市歲入出追加豫算ノ要領左ノ如シ但シ本豫算ハ四月一日ヨリ執行ス

昭和八年三月三十日

廣島市長 伊藤貞次

●廣島市告示第六一號

廣島市有給吏員定員規程第一條中「一、技師、技師補九人」ヲ「一、技師、技師補十人」ニ  
「一、市醫九人」ヲ「一、市醫十二人」ニ、「一、調劑員一人」ヲ「一、調劑員三人」ニ、「一、  
書記、書記補二百四十三人」ヲ「一、書記、書記補二百四十九人」ニ、「一、技手、技手補  
六十七人」ヲ「一、技手、技手補六十三人」ニ、「一、産業技手十人」ヲ「一、産業技手十  
一人」ニ改ム

昭和八年三月三十一日

廣島市長 伊藤 貞次

●廣島市告示乙第一號

廣島市會ノ議決ヲ經タル昭和八年度廣島市天滿町外七箇町歳入出豫算ノ要領左ノ如シ  
但シ本豫算ハ四月一日ヨリ執行ス

昭和八年三月三十日

廣島市長 伊藤 貞次

昭和八年度廣島市天滿町外七箇町歳入出豫算

歳入

第一款 雑收入

金九百拾九圓

第二款 貨地料

金九百拾八圓

第三款 屎尿賣拂代

金壹圓

歳入合計 金九百拾九圓

歳出

第一款 財産管理諸費

金九百拾九圓

第二款 財産管理諸費

金九百拾九圓

歳入出引殘金アレハ積立金トス

●廣島市告示乙第二號

廣島市會ノ議決ヲ經タル昭和八年度廣島市元宇品町歳入出豫算ノ要領左ノ如シ但シ本  
豫算ハ四月一日ヨリ執行ス

昭和八年三月三十日

廣島市長 伊藤 貞次

昭和八年度廣島市元宇品町歳入出豫算

歳入

第一款 雑收入

金參拾五圓

第二款 貨地料

金參拾五圓

第三款 出

第一款 財産管理諸費

金參拾五圓

第二款 財産管理諸費

金參拾五圓

歳入合計 金參拾五圓

歳入出引殘金アレハ積立金トス

●廣島市告示乙第三號

廣島市會ノ議決ヲ經タル昭和八年度廣島市江波町歳入出豫算ノ要領左ノ如シ但シ本豫  
算ハ四月一日ヨリ執行ス

昭和八年三月三十日

廣島市長 伊藤 貞次

昭和八年度廣島市江波町歳入出豫算

歳入

第一款 雑收入

金拾四圓

第二款 貨地料

金拾四圓

歳入合計 金拾四圓

歳出

第一款 財産管理諸費

金拾四圓

第二款 財産管理諸費

金拾四圓

歳入出引殘金アレハ積立金トス

●廣島市告示乙第四號

廣島市會ノ議決ヲ經タル昭和八年度廣島市古田町歳入出豫算ノ要領左ノ如シ但シ本豫  
算ハ四月一日ヨリ執行ス

昭和八年三月三十日

廣島市長 伊藤 貞次

昭和八年度廣島市古田町歳入出豫算

歳入

第一款 雑收入

金貳圓

第二款 貨地料

金貳圓

歳入合計 金貳圓

歳出

第一款 諸税及負擔

金貳圓

第二款 諸税

金貳圓

歳入出引殘金ナシ

〔彙報〕

市參事會開會

昭和八年第二回ノ市參事會ヲ三月三十日午前十時招集同十一時四十分開會、伊藤議  
長及出席會員八名左ノ諸件ヲ決定シ午後零時三十五分閉會セリ

一、參事三號議案 寄附受納ノ件（金四百參拾六圓ヲ大正橋取合道路用地買收費中ニ  
寄附ノ件）

二、參事四號議案 寄附受納ノ件（モーターサイレン一臺ヲ三篠校ニ寄附ノ件）

三、參事五號議案 寄附受納ノ件（鐵製柵登外點ヲ大手町校ニ寄附ノ件）

四、參事六號議案 昭和八年度廣島市歳入出豫算追加（昭和七年度未了工事繰越、三  
〇、六八五圓）

五、參事七號議案 昭和八年度廣島市歳入出豫算追加（昭和七年度未了工事繰越、六  
七三、七八八圓）

以上各原案可決

# 廣島市報

號十第

創刊日 八月四年八和昭  
行發日 十月四年八和昭  
發行人 廣島市報社  
社址 廣島市地番二十町  
電話 二七三〇

所役市島廣 所行發  
人行政 人行發  
所版活弟兄田地株式 所刷印  
地番二十町屋垣市島廣  
雄計田地者刷印  
地番二十町屋垣市島廣

### 革沿の町各

金屋町はもと段原村に屬し、後、茅屋町と稱して居たものであるが餘り屢々火災が頻發したので町民がその名を嫌つて寛政九年その名を改稱し現今の金屋町となしたものである。

### 廣島逓信局新廳舎落成式並移轉式

昨年三月五日より起工した廣島逓信局はこの程、漸く竣工落成したが、その落成式並びに移轉式は廣島市役所並びに廣島逓信局合同主催のもとに四月八日午前十一時より頗る盛大に舉行せられた。

同日は朝來春雨が花にそぼつて居てなだらかな曲線美の新廳舎の落成式には極めてふさわしかつたが、二宮師團長、三宅運輸部長湯澤知事を始め、在廣官衙、銀行會社社長等、來賓多數臨席せられ、伊藤市長、佐々局長の式辭、伊藤局管轄係長の工事報告、石井鶴羽根、稻井稔兩神社、社掌以下十四名の神職の神事、石井社掌の祝詞奏上、巫舞、南渡相(局長代讀)湯澤知事、守屋廣島商工會議所會頭(山縣副會頭代讀)等の祝辭を経て莊重な奏樂裡に正午閉式、式後一同宴席に列席更に廳内の逓信文化の展觀會を觀覽し散會終了した。

同新廳舎は總經費四十四萬圓で敷地面積七、二七三・六五坪、廳舎建築面積一七五〇・三二坪、同延面積七一三九・五二坪で市の經營に係り七半百ヶ年契約にて逓信局に貸與するものでその白色四階の近代的高層建築はゆるやかに落ちつき美麗なることは恐らく廣島隨一であらう。

舍廳局信遞島廣

### 【目次】

- ◇ 廣島逓信局新廳舎 ..... 九七
- ◇ 告 示 ..... 九六
- ◇ 彙 報 ..... 九六
- ◇ 大廣島の展望 ..... 一〇〇
- ◇ 美しき花の數々 ..... 一〇三
- ◇ 優良種牛購入 ..... 一〇三
- ◇ 廣島市町總代聯合會總會 ..... 一〇三
- ◇ 商業教育を省る ..... 一〇四
- ◇ 方面委員制度の發達の経路に關して(三) ..... 一〇五
- ◇ 都市計畫と負擔金制度に就て(一) ..... 一〇六
- ◇ 本市の税制が他都市と異なる特異點に就て ..... 一〇七
- ◇ 各種統計 ..... 一〇八—一一〇
- ▼ 比治山の花だより ▼ 廣島市高等女學校生活教育に關する生徒の感想 ▼ 種痘と注意 ▼ 各課日誌 ▼ 市立淺野圖書館増加圖書



【告 示】

廣島市告示第六十二號
昭和六年廣島市告示第八十二號
道路工事受給者負擔規程中ノ通
改正ス

廣島市長 伊藤 貞次
第二條中「六間」ヲ「十一メートル」
ニ改ム
第三條中「十五間」ヲ「二十八メー
トル」ニ改ム

廣島市告示第六十三號
昭和六年廣島市告示第八十三號
道路工事受給者負擔規程施行細則
中ノ通リ改正ス

廣島市長 伊藤 貞次
第二條ノ二 負擔金ヲ分納セムト
スル者ハ受益者負擔金決定通
知ヲ受ケタル日ヨリ十日以内
ニ分納申請書ヲ市長ニ提出ス

廣島市長 伊藤 貞次
第五條第一項ニ左ノ但書ヲ加フ
但シ事業年度ヲ超ユルコトヲ得
ス
第六條 分納金ハ當該路線ノ一
般
納付期日ノ翌日ヨリ起算シ負擔
金壹百圓ニ付日歩貳錢ノ割合ニ
依ル負擔金ヲ附シ毎年二月、
五月、八月、十一月ノ四回二分
チ各月末之ヲ徵收ス但シ初回ニ
限リ隨時之ヲ徵收ス

第十三條

負擔金ノ減免ハ左ノ標
準ニ依ル
一、五年以内ニ重複シテ負擔ス
ヘキ關係ニ該當スル土地ニ對
シテハ面積負擔額ノ各坪當負
負擔金ヲ計算シテ其ノ少ナキモ
ノニ相當スル金額ヲ免除ス
二、規程第五條第三號ノ間口負
擔金ハ路面ニ對シ地盤ノ高低
著シク宅地トシテ利用シ得サ
ル部分ハ間口負擔金ノ全額ヲ
同高低一メートル以上ニシテ
宅地トシテ利用シ得ル部分ハ
間口負擔金ノ半額ヲ免除ス

廣島市長 伊藤 貞次
第一、私立學校、幼稚園、託兒所、
郵便局用地
第二、祠堂、佛堂、碑石類ノ境内
地
第三、説教所、教會所構内内地
第十五條 規程第三條但書ノ同等
以上ノ効力アリト認ムル並行道
路ハ幅員六メートル以上ヲ以テ
標準トシ土地ノ利用ヲ區分ス
ル道路以外ノ地物ノ標準左ノ如
シ
一、幅員四メートル以上ノ公有
水面

廣島市長 伊藤 貞次
第一、負擔區、幹線全部
第二、負擔區、第一號ヨリ第六號
ニ至ル各支線
道路ニ接スル部分ヲ地帯トス
四、負擔率
總工費ノ四分ノ一トス

廣島市告示第六十五號
道路工事受給者負擔規程第十三條
ニ依リ受益者負擔金ヲ賦課スヘキ
工事名及工事施行箇所等左ノ通定
昭和八年四月五日
廣島市長 伊藤 貞次
一、受益者負擔金ヲ賦課スヘキ工
事名及工事施行箇所

廣島市告示第六十四號

道路工事受給者負擔規程第十三條
ニ依リ受益者負擔金ヲ賦課スヘキ
工事名及工事施行箇所等左ノ通定
昭和八年四月五日
廣島市長 伊藤 貞次
一、受益者負擔金ヲ賦課スヘキ工
事名及工事施行箇所

廣島市長 伊藤 貞次
第一、負擔區、幹線全部
第二、負擔區、第一號ヨリ第六號
ニ至ル各支線
道路ニ接スル部分ヲ地帯トス
四、負擔率
總工費ノ四分ノ一トス

廣島市告示第六十六號
道路工事受給者負擔規程第十三條
ニ依リ受益者負擔金ヲ賦課スヘキ
工事名及工事施行箇所等左ノ通定
昭和八年四月五日
廣島市長 伊藤 貞次
一、受益者負擔金ヲ賦課スヘキ工
事名及工事施行箇所

廣島市長 伊藤 貞次
第一、負擔區、幹線全部
第二、負擔區、第一號ヨリ第六號
ニ至ル各支線
道路ニ接スル部分ヲ地帯トス
四、負擔率
總工費ノ四分ノ一トス

失業應急事業、路面改良鋪裝工

第五號路線（金屋町ヨリ段原町
東浦ニ至ル間）ノ内金屋町電車
停留場ヨリ段原町六十四番地及
八百八十二番地ノ三地先ニ至ル
間及鋪裝工事維持上必要ナル區
間
二、工事着手年月日
昭和八年四月六日
三、負擔區及地帯
第一負擔區、幹線全部
第二負擔區、第一號支線
道路ニ接スル部分ヲ地帯トス
四、負擔率
總工費ノ四分ノ一トス

廣島市長 伊藤 貞次
第一、負擔區、幹線全部
第二、負擔區、第一號ヨリ第六號
ニ至ル各支線
道路ニ接スル部分ヲ地帯トス
四、負擔率
總工費ノ四分ノ一トス

廣島市長 伊藤 貞次
第一、負擔區、幹線全部
第二、負擔區、第一號ヨリ第六號
ニ至ル各支線
道路ニ接スル部分ヲ地帯トス
四、負擔率
總工費ノ四分ノ一トス

廣島市長 伊藤 貞次
第一、負擔區、幹線全部
第二、負擔區、第一號ヨリ第六號
ニ至ル各支線
道路ニ接スル部分ヲ地帯トス
四、負擔率
總工費ノ四分ノ一トス



比治山の
花だより
「花の雲、鐘は
上野が浅草か」
比治山にも春が来た。やがて
「これはこれとはばかり花」を眺
めて逍遙する人や、「木の下の汁
も胸も櫻」にして歌舞する人達
によつて、晝も夜もさぞ山全體
が賑ふ事だらう。
ところで、今年は一體何日頃
が花の見頃となるだらうか。昨
今の陽氣の加減では或ひは昨年
あたりよりも猶二三日遅れるの
ではないかと思はれるが果して
何うなる者やら。此の二三年の
例によると山櫻と吉野櫻との咲
き初め、満開と散り納めは略ぼ
別表の通りだが（吉野櫻の満開
は山櫻の後に略ぼ連続するので
ある）今年三月廿一日現在のの
様子では、まだまだ此の一二日
では到底蕾を破りさうもない。
だから此の調子では今春の満開
は四月半ば以後であらう。尤も
今明日以後温度がづつと昇り、
それに適度の雨でも加はるなら
或は此の豫想よりも二三日早く
なるかも知れない。
猶比治山の春には右の二つの
外に椿、つつじ、して櫻及び八
重櫻等が春の山を種々様々に華
やかに彩るのであるが椿は山櫻
よりもずつと早くから満開とな
り山櫻が満開となる頃にはもう
落ち始める。他の三つも大體山
櫻が五六分、吉野櫻が三四分方
咲いた頃からばつ／＼咲き始め

【彙 報】

○市 會

三月十六日午後三時三十分開議
出席議員三十二名、西村議長不在
ニツキ角森副議長議長席ニ着キ左
記案ヲ議決シタルノチ奥助役伊藤
市長ニ代リテ八年度總算算ノ説明
ヲナシ午後五時四分散會

一、第九號議案（養育院便所撤去）
一、第二十三號議案（國防補助費
事件案）
一、第二十四號議案（大正九年度
公債償還年次表更正）
一、第二十五號議案（第二水道公
債償還年次表更正）
一、第二十六號議案（縣轉貸公債
償還年次表更正）
一、第二十七號議案（第三水道公
債償還年次表更正）
一、第二十八號議案（失業救済事
業公債方法中更正）
一、第二十九號議案（土木費公債
方法中更正）
一、第三十號議案（都市計畫事業
公債償還中更正）
一、第三十一號議案（第三水道公
債償還中更正）
一、第三十二號議案（不動產取得
及處分ノ件）
一、第三十三號議案（廣島市失業
應急事業公債償還修正ノ件）
一、第三十四號議案（追加豫算）
一、第三十五號議案（追加豫算）
一、第三十六號議案（追加豫算）
一、第三十七號議案（追加豫算）
一、第三十八號議案（追加豫算）
一、第三十九號議案（追加豫算）
一、第四十號議案（追加豫算）
一、第四十一號議案（追加豫算）
一、第四十二號議案（追加豫算）
一、第四十三號議案（追加豫算）
一、第四十四號議案（追加豫算）
一、第四十五號議案（追加豫算）
一、第四十六號議案（追加豫算）
一、第四十七號議案（追加豫算）
一、第四十八號議案（追加豫算）
一、第四十九號議案（追加豫算）
一、第五十號議案（追加豫算）
一、第五十一號議案（追加豫算）
一、第五十二號議案（追加豫算）
一、第五十三號議案（追加豫算）
一、第五十四號議案（追加豫算）
一、第五十五號議案（追加豫算）
一、第五十六號議案（追加豫算）
一、第五十七號議案（追加豫算）
一、第五十八號議案（追加豫算）
一、第五十九號議案（追加豫算）
一、第六十號議案（追加豫算）
一、第六十一號議案（追加豫算）
一、第六十二號議案（追加豫算）
一、第六十三號議案（追加豫算）
一、第六十四號議案（追加豫算）
一、第六十五號議案（追加豫算）
一、第六十六號議案（追加豫算）
一、第六十七號議案（追加豫算）
一、第六十八號議案（追加豫算）
一、第六十九號議案（追加豫算）
一、第七十號議案（追加豫算）
一、第七十一號議案（追加豫算）
一、第七十二號議案（追加豫算）
一、第七十三號議案（追加豫算）
一、第七十四號議案（追加豫算）
一、第七十五號議案（追加豫算）
一、第七十六號議案（追加豫算）
一、第七十七號議案（追加豫算）
一、第七十八號議案（追加豫算）
一、第七十九號議案（追加豫算）
一、第八十號議案（追加豫算）
一、第八十一號議案（追加豫算）
一、第八十二號議案（追加豫算）
一、第八十三號議案（追加豫算）
一、第八十四號議案（追加豫算）
一、第八十五號議案（追加豫算）
一、第八十六號議案（追加豫算）
一、第八十七號議案（追加豫算）
一、第八十八號議案（追加豫算）
一、第八十九號議案（追加豫算）
一、第九十號議案（追加豫算）
一、第九十一號議案（追加豫算）
一、第九十二號議案（追加豫算）
一、第九十三號議案（追加豫算）
一、第九十四號議案（追加豫算）
一、第九十五號議案（追加豫算）
一、第九十六號議案（追加豫算）
一、第九十七號議案（追加豫算）
一、第九十八號議案（追加豫算）
一、第九十九號議案（追加豫算）
一、第一百號議案（追加豫算）

三月十八日午後三時三十分開議、出
席議員三十一名、角森副議長議長
席ニツキ前日ニ引續キ總務課長ヲ
續行シ之ニ對シテ奥助役ヨリ答辯
アリタルノチ豫算案並ビニ關聯案
ヲ一括議長指名二十五名ノ委員附
託ニ決シ午後六時三十分散會ス
三月廿一日午後三時三十分開議、出
席議員三十三名、西村議長議長
席ニツキ左記案ヲ議決シ午後七時
四分散會ス
一、第二十五號議案（失賃灌漑所
費追加豫算）
一、第六十號議案（八年度追加豫
算）
一、第六十一號議案（水道擴張費
繼續年次表及支出方法中更正）
一、第六十二號議案（不動產所得
更正ノ件）

一、廣地甲第二四六號路間（金輪
島地先公有水面使用）
一、土第八、六三〇號路間（元字品
町所屬未定地ヲ本市ノ地區ニ編
入ノ件）
一、廣都甲第二一號路間（土地區
劃整理施行承認ノ件）
以上支障ナシト決定
三月十七日午後三時三十分開議、出
席議員三十二名、角森副議長議長
席ニ着キ左記案ヲ議決シタルノ
チ明年度豫算總體質問ニ入り明日
モ續行スルコトニシテ午後五時三
十分散會ス
一、簡易保險局分局設置要望發議
ノ發議
一、似ノ島町ニ投票分會設置要望
ノ發議
一、三條町、牛田町ニ各投票分會
設置要望ノ發議
以上發議通り決定
三月十八日午後三時三十分開議、出
席議員三十一名、角森副議長議長
席ニツキ前日ニ引續キ總務課長ヲ
續行シ之ニ對シテ奥助役ヨリ答辯
アリタルノチ豫算案並ビニ關聯案
ヲ一括議長指名二十五名ノ委員附
託ニ決シ午後六時三十分散會ス
三月廿一日午後三時三十分開議、出
席議員三十三名、西村議長議長
席ニツキ左記案ヲ議決シ午後七時
四分散會ス
一、第二十五號議案（失賃灌漑所
費追加豫算）
一、第六十號議案（八年度追加豫
算）
一、第六十一號議案（水道擴張費
繼續年次表及支出方法中更正）
一、第六十二號議案（不動產所得
更正ノ件）

一、第六十三號議案（失業應急事
業費繼續年次表及支出方法中更
正）
一、第六十四號議案（七年度豫算
更正）
一、第六十五號議案（八年度豫算
更正）
一、第六十六號議案（失業應急事
業公債償還）
一、第三十二號議案（八年度特別
會計公益質屋賃費歳入出豫算）
一、第三十三號議案（八年度香川
獎學資金歳入出豫算）
一、第三十四號議案（八年度坂本
獎學資金歳入出豫算）
一、第三十五號議案（八年度荒神
町小學校獎學資金歳入出豫算）
一、第三十六號議案（八年度罹災
救助基金歳入出豫算）
一、第三十七號議案（一乃至四
（天満町外七ヶ町、元字品町、江
波町、古田町以上各町八年度歳
入出豫算）
一、第三十八號議案（八年度市税
率）
一、第四十號議案（市費寄附ノ件）
一、第四十一號議案（市立畑賀病
院使用料及手数料條例）
一、第四十二號議案（吏員定員規
程中改正ノ件）
一、第四十四號議案（短期公債方
法）
一、第四十五號議案（社會事業費
公債方法）
一、第四十六號議案（借地契約締
結ノ件）
一、第四十八號議案（校舎増築ノ
件）
一、第四十九號議案（不動產取得
ノ件）

一、第五十號議案（職業紹介所建
築ノ件）
一、第五十一號議案（公有水面埋
立出願ノ件）
一、第五十二號議案（都市計畫事
業費繼續年次表及支出方法中更
正）
一、第五十三號議案（八年度都市
計畫事業費豫算）
一、第五十四號議案（八年度都市
計畫特別税率）
一、第五十五號議案（都市計畫事
業公債償還）
一、第五十六號議案（借地契約締
結ノ件）
以上原案決定
一、第三十一號議案（八年度歳入
出豫算）
一、第三十九號議案（市費補助ノ
件）
一、第四十三號議案（教育公債方
法）
一、第四十七號議案（校舎増築、
移轉ノ件）
以上修正決定

○豫算委員會
豫算委員會ハ二十日正副委員長ノ
選舉ヲ行ヒ委員長ニ角和雄、副委
員長ニ德永信男、甲口亮三兩氏當
選シ二十二日ヨリ二十五日迄各款
ニ互リ質疑ヲ行ヒ二十九日決定ヲ
行ヒ翌三十日ノ市會ニ角委員長ヨ
リ委員會決定報告ヲ修正動議トシ
テ提出可決サレタリ

廣島市高等女學
校生活教育に關
する生徒の感想
學校が放課になると、すぐに
私達は實習寮へと走り出ました。
校庭は乾き切つた空氣の中に震

廣島市高等女學
校生活教育に關
する生徒の感想
學校が放課になると、すぐに
私達は實習寮へと走り出ました。
校庭は乾き切つた空氣の中に震

吉野櫻の満開時に略四五分方の

花を着けて山櫻や吉野櫻に交つ
て一層効果的な粉飾を與へるこ
とだらう。

Table with columns for location (山, 野, 吉), date (咲初日, 満開日), and amount (散納日). It lists data for various locations like 山, 野, 吉, 散納日, etc.

廣島市高等女學
校生活教育に關
する生徒の感想
學校が放課になると、すぐに
私達は實習寮へと走り出ました。
校庭は乾き切つた空氣の中に震

廣島市高等女學
校生活教育に關
する生徒の感想
學校が放課になると、すぐに
私達は實習寮へと走り出ました。
校庭は乾き切つた空氣の中に震

委員會

廣地甲第六八二號諮問(金輪島地先公有水面使用)調査委員會、四日午後二時開會、出席委員四名、委員長ノ互選ヲ行ヒ更ラニ開會スルトニ決定散會

正副總代就任認可

西地方町 總代 高 義一 副總代 岩田 豐吉 仁保町 總代 平野 哲夫 副總代 池田 政綱

衛生組長同副組長就任認可

船入町北區 副組長 山田 豐吉 草津町本町組 組長 熊谷 勝 副組長 城廣 西

本市の社會事業行政

愈々社會事業の視野に向つて展望を進めよう。近代の意義を持つ社會事業の發展形態下に本市の社會事業行政を觀ると、過去の二歩進み、一步退くが如き域は漸く蠲脱して新時代の歩みを進めてゐるが、茲に調歩期に彷徨するとの隔靴搔痒の評は蓋し一應の肯定性をもつ。吾々は茲になしつある、なさんとする社會事業行政を檢しながら、そこに指導原理的なものを把握してこの評に答へよう。

望展の島廣大

一、緒言 現時社會事業に對する一般通念は過去に於ける慈善事業時代や救濟事業時代とは其の見解を異にし、社會連帶責任の觀念が濃厚となつたのは勿論、進んで經濟上の弱者である無產大衆は一個の社會機構としての政策實行を其の社會

に要求するの權利を有するものと、其の社會も亦之を實行するの責務あるものと解するの傾向が著しく擡頭しつゝあることは否定出来ない事實であつて蓋し社會組織上必然の道程と認むべきであらう。併しながら我が國情に於いて經濟上弱者となつた關係を全然社

會の責任に歸して、其の間個人的事情を顧みないが如きは憂慮すべき情勢を招來する者であつて、文化事業に従事するものゝ一大考慮を要する點でなくてはならない。近時經濟界の深刻なる不況と思想界の左右混亂とは社會民衆を益々不安焦燥に陥れ、益々尖鋭化させ延いては一國文化を停頓さすの虞渺しとしない。其の爲政治家たると經世家たるを問はず苟くも社會指導の衝にあるものは慎重事に當らなければならぬ秋に際會してゐるといふべきであらう。

へておましたが寮の南向ひの廣い廊下は春の様な暖かきでし。白い「エプロン」を掛けるのも嬉しく、いそぐと符を手に取るのです。同じ級のお友達との生活が今から始まるのだと思ふと、何だかまだ變な氣持がして、嘘の様に思はれます。廊下の雑巾掛けも一、二、三で勇ましく、傍で誰か見てゐたらさぞふき出したでせう。掃除がすむと、お炊事のお手傳ひです。正さん此の味附はどうするのですか。それら割烹の時に先生から教はつた。あゝさう、先生の御講義も生きて嬉しいわね。食卓につけば皆神妙に戴きます。自分達の手でつくられた物だと思へば快よく喉を通ります。後片付も全員です。慣れないお風呂焚きのことですから時にはぬるいお風呂を我慢します。明日のおさらへも同じ机に額を集めて、三人寄れば文珠の智慧と脳味噌を絞集めて見れば難しい事も早く解決致します。静かな夜です、消燈時間が來ると一齊に寢床をのべ始めます。かくて樂しい一日が暮れて行きます。毎日同じ様な事が繰り返されて行きましたが其の間に皆の氣持が段々とほつきり分る様になりました。働いた後の愉快さが分つて參りました。僅か一週間でありましたが、此の生活に依つて私達の體得した事柄は多々ありました。他の友達の間には多々ありました。他は友達の静かな寢息を後に紅ぬさしそむる朝まだき寮所に立ち働く時、私は母を思ひました。寒風が颯々とし

はんと欲するものである。

二、沿革

本市の社會事業は、その由來する所極めて古く、明治二十二年十月十日廣島市救助規則を制定して第民政濟に當つてゐることに始まる。しかしながら近代の組織と體系を有するに至つたのは近く大正十一年からのことである。

日本の社會事業史を繙くと我が邦に於ける社會事業が近代的の形式と内容を備ふるに至つたのは近く大正七年の所謂米騒動以後のことである。この事件を轉機として從來慈善事業的救濟事業が膨大なる組織と統制ある體系を整へ巨額の費用と多数の従業員を驅使し、救貧、經濟的保護、失業保護、醫療保護、児童保護社會教化等社會的缺陷、或は社會的疾の各方面に活動する施設となるに至つた云々と詳述してあるが實に此の米騒動の勃發以後社會事業は一新紀元を劃したと言へる。

大正十一年五月五日現在の社會課が庶務課から分課して茲に救濟事業時代と言はれる域を離脱した所謂近代的意味の社會事業が運營される緒を得たのである。即ち同年末は既に四十餘戸の市營住宅を建設し、翌十二年には方面委員制の實施と地方改善調査會の設置をなし、引續いて十三年には隣保館を設置し、同十四年には本市社會事業に關する審議機關として臨

時社會事業調査委員會の設置をみるに至つた。昭和二年には職業紹介所の移管があり、同三年に融和事業委員會の設立、翌四年に融和及び診療所の設置となり、同五年には公益質屋を建設する等、實に矢次早に社會事業關係機關を具ふるに至つた。これは社會の急激なる進展に順應したと言へ本市の實狀に深く鑑み、その施設の緩急を圖りたるは又當然のことである。更に施設を要するものは鋭意、調査研究を進め昨年度においては救護法による醫療並びに助産保護施設たる保護院を建設する運びとなり、社會の要求とともに種々擴充されて行く社會事業施設の整備を見る現況である。

三、保護施設

(1)職業紹介所 職業紹介所は初め廣島社會協會が時代の趨勢に鑑み大正九年之れを設置したものである。當時廣瀬、東松原、宇品の三箇所を設置し一箇所二名の職員を以つて専ら勞務の需給調節に努め、本市は之に對して一ヶ年八千圓の補助を與へ其の機能の助長をなした。然るに昭和二年に至り本市に於いて經營の議起り同年四月遂に之を本市に移管した。

而して之と同時に宇品職業紹介所は之を廢止し、その職員を他の二ヶ所へ分配し即ち一ヶ所三名の職員を以つて従事して居る。(大正十三年廣瀬紹介所を中央と改名し今日に及ぶ)

兩職業紹介所共一般職業紹介と日傭労働者の紹介とを兼ね取扱つた。但し日傭労働紹介は昭和五年五月より紹介を開始した。尙ほ中央職業紹介所は本年新築計畫なり、新築の上は新たに少年部を設け児童保護の視野に一段と力を注ぐこととなつた。

(2)託兒所 小額所得者階級の児童を受託保育し、その父母をして後顧の憂なく就勞せしむる目的を以つて大正十三年尾長町及び福島町に隣保館を建設し兩館に於いて託兒事業を開始した。更に昭和四年四月隣接町村合併に依り草津町の經營なる草津託兒所を本市に移管した。其の後更に本事業は擴張の必要に迫られ翌五年四月仁保町に仁保託兒所を、同年五月廣瀬町に廣瀬託兒所を、同年六月江波町に江波託兒所を開設、合計六箇所の託兒所を設置し、小額所得者階級の児童を受託、その經濟保護の爲に資して居る。

四、住宅施設

市營住宅 世界大戰後の好況は急激に都市人口の増加を來した。その結果いづれの都市も極度な住宅難に陥り、本市も亦公營住宅を建設して住宅難緩和に努めねばならなかつた。故に大正九年其の建設を企劃し、翌十年三月之が總建設費拾八萬圓の低利資金を借入れ同十一年六月船入町に十四戸、同九月觀音町に十戸、同十一月皆實町に十八戸、翌十二年一月福島町に八戸、同三月段原町に十八戸、

五、保健施設

診療所 本市には從來醫療の資に乏しき小額所得者の救濟施設なきを遺憾となし、昭和四年度に於いて醫療費の負擔軽減並びに早期診斷を目的とする診療所の設置を企劃し、同年九月二日堺町三丁目に西診療所を同月二十日荒神町に東診療所を開設した。診療科目は内科、小兒科及び簡易なる外科とし、實費を本則とし、使用料及び手数料を徴するも公費の救護を受ける者及び使用料、手数料を納付する資力なきものは之を無料診療し、而して投薬を要する者は處方箋を交付して居る。尙ほ特殊の事情がない限りは往診はなさざることをして居る。

六、金融施設

公益質屋 本市の現狀に鑑み少額所得者階級に對する金融機關に類する爲、公益質屋設置の緊急なることを認め、之が建設資金として、逓信省簡易保險積立金六萬五千參百圓の運用を受け昭和五年十二月稻荷町及び天満町二箇所を借家を以つて應急設備をなし業務を開始した。其後之が建築に關して敷地など決定するあり昨年十二月

て吹き交り寒威凛々たる朝にも私達の爲め冷さも厭はず朝餉の仕度、はては辨當まで用意して下さる母の尊い姿が目につけて來ました。歸つたら、きつと十分の一なりともお手傳ひしやうと固く決心するのでもなく、互に勞りつゝ仕事をなす時には人類の切望する平和を味ひました。家庭では親しみ過ぎてもないけれど、波動の起らぬを家庭に持ち込んだらば、つまらない小さい争ひは起るまい。時折兩親の心痛の種になる兄弟喧嘩も今後はきつと安らかな平和な心で押し止めることが出來ませう。客の應接からお互のお作法も炊事も食事もすべて意義ある實習が出來ました。同時に私共の今までの生活を省みて恥かしくなりました。何時だつたか、生命の修養といふ御講義を承つた事がありませんが、本當に私共が何時でも、私共の境遇の王者になる事が大切だと云ふ事は痛切に感じました。其の時のお話の様に、許されたる世界に努力して行く事が眞の幸福であると信ずる事が出來ました。私達の爲めに建てられた實習寮の効果も皆私達の其の後の生活の上に現はれて來るものです。此の實習寮の生活を我が家につけてこそ實習寮が生きた實習寮となりませう。

未迄東西とも新築落成を見たこと  
は既に市報第一號、第三號に報告  
の通りである。

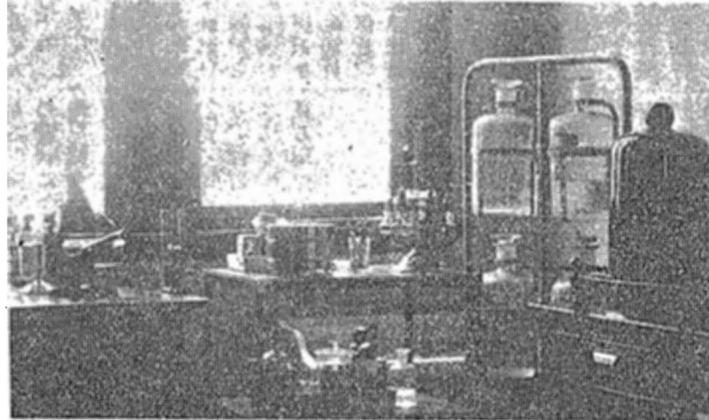
七、教化施設

隣保館 本市が曩に社會教化施  
設の必要を認め隣保館の建設を企  
劃するや尾長町廣陵旭會  
(今の協和會)及び福島町  
民一致協會は進んで之が  
敷地の提供を申し出て、  
同地域内へ之が設置を要  
請せられた。依つて大正  
十三年資金貳萬參千百圓  
を投じ兩所に隣保館を建  
設して、託兒簡易圖書閱  
覽、講演及び講習其の他  
必要と認められた事業を行ふ  
事とした。

八、私設社會事業團  
體及びその助成

叙上の如く本市社會事業  
の一斑を知るを得たが、  
もとより之を以つて今日  
の社會的要求を充分に満  
足せしめることは出来な  
いのであつて、尙ほ残さ  
れた間隙は甚だ大である  
と共に、茲に私設社會事  
業の活動に俟つものが多くある。  
本市に於ける各私設の團體を列記  
する。

- △乳幼児保護事業——廣島社會事  
業婦人會乳幼児保育所(補)、荒神  
愛兒園(補)、陸軍糧秣支廠、同被  
服支廠、同兵器支廠、各託兒所、  
廣島專賣局託兒所。△兒童相談事  
業——廣島社會協會兒童相談所  
(補)。
- △貧兒保護事業——廣島修  
道院(補)廣島育兒院。△感化事業  
——廣島學園。△異常兒保護事業  
——樂石廣島支部、廣島盲啞學校  
△宿泊保護事業——廣島無料宿泊  
所(補)△授産事業——福島町民一  
致協會授産事業(補)、尾長町協和



室務醫所療診

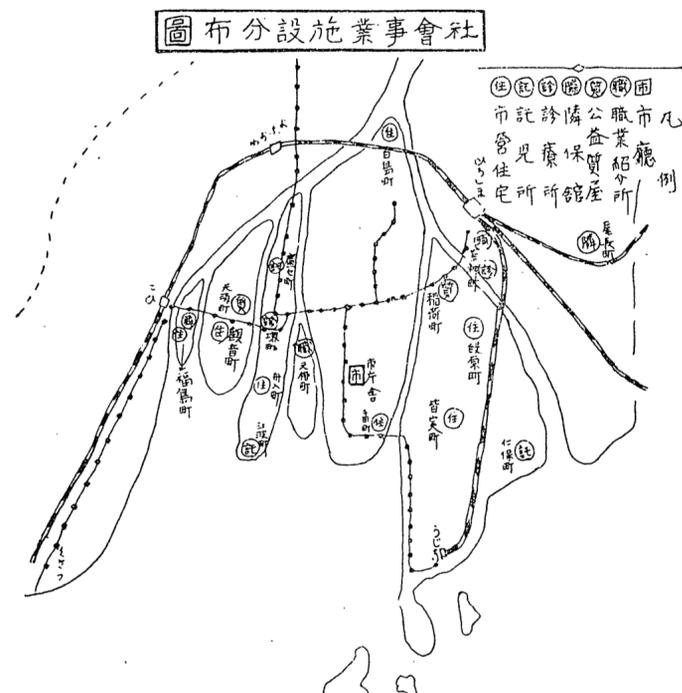
- 會授産事業(補)。△職業紹介事業  
——廣島商工會議所職業紹介所。  
△養老事業——廣島養老院(補)。  
△方面事業——廣島縣方面委員。  
△診療事業——日本赤十字社廣島  
支部診療院。△隣保事業——喜清會  
宇品學園(補)。△勞働者教育事業  
——廣島社會協會勞働學校(補)。

△人事相談所——河原町人事相談  
所。△司法保護事業——廣島縣聯  
合保護會、廣島保護院。△生活改  
善事業——廣島生活改善會(補)。  
△助成事業——廣島市方面事業助  
成會(補)△各種事業——大日本愛  
人會

上述の如く私設社會事業團體があ  
るがその内(補)とあるは特に私設  
社會事業の充實發達を助長する目  
的を以つて本市が補助金を交付し  
てゐるものである。尙ほこの團體  
中廣島修道院は救護法實施救護施  
設の認可を得て本市の被救護者を  
收容して居る。

九、結語

以上は本市社會事業を施設方面よ  
り沿革的に記したのであるが、  
これらの事業成績は毎月本紙に報  
ずる所で、それも参照を得ば幸甚  
である。とまれ事業施設機關のよ  
き運営は各種社會的疾陥を科學的  
に把握することに始まる。吾々は  
社會の實相と、市民の生活状態を  
組織的に精密な調査をすることに  
よつて實際施設の役に盡し、共存  
共榮の社會の具現に邁進する覺悟  
である。



種痘と注意

廣島市立衛生試驗所

本市に於いては四月四日から  
種痘が始まりますので種痘の注  
意に就いて申します。  
此の天然痘の豫防といふ事は  
申すまでもなく今日誰人でも知  
つて居る種痘を勵行するより外  
はありませぬ。之は英人エドワ  
ードセンナーの功績であります  
が一體此の種痘といふのはつま  
り天然痘の毒を人間に植ゑて輕  
い苦痛のない天然痘に罹らせ自  
然に免疫性を得させて小厄を以  
つて後の大厄である重い天然痘  
に罹らぬ様未然に防ぐといふ事  
であります。即ち種痘をする人  
體の中に抗毒素といつて天然痘  
に對抗するものが出来萬一外か  
ら天然痘の毒が這入つても之を  
無毒にしてふのですから豫防  
が出来理であります。

此の種痘には定期種痘と臨時  
種痘があつて定期種痘の方は法  
律で定めてあります。法律上で  
は一生の中に第一期種痘は一  
歳、第二期は數年十歳の二回  
に種痘を受けねばならぬ事にな  
つて居りますが此の二回受けす  
れば天然痘が充分に豫防出来る  
かといふに決してさうではあり  
ませぬ。一體に種痘の効力とい  
ふものは年が経つと減ずるもの  
でありまして種痘の仕方なり體  
質に依ると十年にもなると殆ん  
ど効力が無くなりましてから天然  
痘の流行しない時でも凡そ五年  
毎に受けるといふ事が安全なの  
であります。といふのは五年も  
たつと免疫の力が著しく減るか

麗しくも鮮かに  
咲き出でた

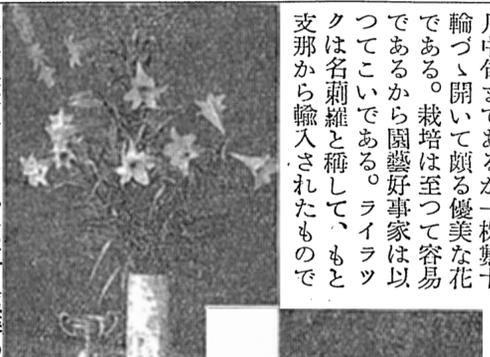
美の國の天使  
ユリ、バラ、花の數々

園藝王國であるがゆえに、廣島  
の春は、ヨリはなやがだ。  
己斐町を中心に、街の四邊をふ  
ちどる色とかほりの、たおやかな  
點線、空も水も多彩にゆらぐ。

温室から、花畑から、切花とし  
て、鉢植として、書齋の突邊に、  
應接室の机上に、病床の枕邊に、  
果ては、葬場の祭壇に、おくりだ  
される花の數、何と無慮二十萬  
圓!、芳を語るにふさはしからぬ  
金勘定と、いやな顔も出来ぬ、廣  
島にとつては、大きな經濟的資源  
價値のもちぬしなんだ。

而も花は自然藝術の偉大なる作  
品である我等はそこに美を追求し  
なくてはならない、そして飽くま  
でこの偉大なる作品を賞翫するこ  
とは無意義なことではあるまい。

バラは英國の國花であるが又一  
般にも廣く愛され最もポプラーと  
なつて居る花であるが、その氣品  
ある容姿おかし難く威ある中にも  
高尚なる芳香あつて花の女王とさ  
れて居る。本年流行の中心はヘル  
ネ及びコロンビヤ級である。  
百合は英語ではリ、日本語では  
ユリ東西その音の似通つた所が面  
白く感ぜられるがその清楚な姿は  
若き修道院の尼僧の如く純潔その



ものであつて特に少女達に好まれ  
る花であるがその姿は庭園で谷川  
に今から七月頃までずつと見られ  
るであらう。サイネリヤは矮性な  
花で菊花に似て色彩の極めて好い  
花でその開花期は三月上旬から六  
月中旬までであるが一株數十  
輪つゝ開いて頗る優美な花  
である。栽培は至つて容易  
であるから園藝好家は以  
つてこいである。ライラック  
は名刺刺と稱して、もと  
支那から輸入されたもので

落葉亞灌木である、四五月頃藤の  
花に似た房状花を開き花の色には  
種々多様あり覆郁たる芳香を放つ  
が爲に香水の原料として用ひられ  
るがその開花期が頗る長く且優雅  
な風趣に富む故盆栽としても或は  
庭木としても極めて好適なもので  
ある。  
名護蘭は寄生蘭科の花であつて  
葉色は濃綠色、光澤の非常に美し  
いものであつてその葉は極めて幅

廣く大きいものは寸餘に及んで居  
るが普通一莖が四十五から六七  
の葉を出しその容姿の高尚なる上  
夏四五寸の花莖を出して白色の  
花を開き且つ香氣も仲々良く見事  
なものである。尙ほその價は大が  
四拾錢位である。つゝは晩春か  
ら初夏にかけて春の名残をしのば  
すものであるが、その赤い花はや  
がて来る夏の陽射の影をその色彩  
に持つて居る、種類もサツキ霧島  
と種々あるが樹質高尚花形も優美  
である、中でもサツキ、ツ、ジは

最も人に廣く愛培されて何れ  
の家庭に於ても必ず一鉢か或  
ニは庭木として一本位は見な  
いことばなく目下未曾有の大  
流行である。  
グラジオラス之はナイト  
(騎士)と云ふ花言葉を持つて  
ゐる花であるが、その葉の劍状を  
なした所が如何にも十字軍の騎士  
を偲はせるからである、その強健  
性は何れの土地にも良く成育し夏  
の切花として世人に普く賞美せら  
れて居るものである、之は晩春よ  
り簇々とし種状をなして簇開する  
ものであるが普通の庭園用ならば  
五球十錢位なもので素人にはもつ  
てこいの花である。

優良種牛購入

坂本牧場に  
春日を夢む

廣島市畜産組合では、今回廣島縣  
七塚原種畜分場から種牝牛の交付  
を受けたが、名號は第二キング、  
ジョハナ、コロンダイク、ラキ  
で、種類はホルスタイン、昭和七  
年二月二十一日、キングジョハナ  
ンド號を父とし、第二ラドキー號  
を母として産れたものである。母  
は一日二斗一升二合、祖母は二斗  
一升七合三勺の搾乳記録を有する  
優良系統である。

廣島市町總代  
聯合會、總會

廣島市町總代聯合會、總會は九日  
午前十時から市公會堂で開會、昭  
和七年度決算報告および八年度豫  
算案滿場異議なく承認せられ、つ  
いで正副會長の選舉は、各總代區  
から一名づつ、詮衡の結果副會長を  
二名とし平田屋川を境に東西から  
選出することに決定した。會長植  
本乙松氏(再)、副會長(西部)土  
井三郎氏(再)。(東部)新見和  
(新)に決定、理事百名の選任は本  
月末日までに各總代で人選の上報  
告その決定をまつて理事會で常任  
理事を決定することになり。さら  
に宇品御幸通東組總代井山保太郎  
氏から二十三日に執行される千田  
祭の盛大ならんことの希望を述べ  
午後零時五十分閉會した。

商業教育を省る

廣島市商業學校教諭 横田 一久

廣島市はその直接に經營する男子中等學校として最初に商業學校を選び、廣島市商業學校を設立したのであるが、これは産業都市としての發展を期する廣島市として當然のことである。本校は一年既に生徒定員を五十名増加したにも拘らず今年再び五十名の定員増加を見たことは、商業學校が明らかに市民一般の要望に適合してゐることを示すものであつてこの趨勢を以てすれば更に廣島市第二商業學校の増設されるに至ること

商業教育は之を施す場所乃至方法から普通實地教育、學校教育、社會教育の三つに區分されて居るが實地教育とは舊來の所謂徒弟教育のことであつて、商店に任期を以て丁稚となり、その商業見習として業務に従事する間に自ら見聞した所によつて習得するのである。これは明治維新までにおける唯一の商業教育の方法であつて今日に於いては大都會の間屋及び普通の小賣商の中に僅かに之に近い制度が残存してゐるに過ぎない。

方面委員制度の發達の経路に關して (三)

第九條、方面委員は別に定むる區域により其の區域の状況を詳かにし左の事項を調査し之が實行を計るものとす
一、受持區域内の一般的生活状態を調査し之が改善向上の方法
二、公私の保護を必要とする者に就いては其の状況及び之が救済方法
三、各救済機關を聯絡し之が利用の途及び其の目的の達成
四、其の区域内に新設を要すべき諸機關の政究
五、戶籍の整理に助力をなすこと
六、其の他特に調査及び實行を委嘱せる事項

其の他の都市に於ける方面委員制度
大正八九年頃より大阪、岡山を始めとし府縣を經營主體とするもの、市町村を經營主體とするもの、私設團體を經營主體とするもの等急速の勢を以て施設せられ昭和三年には内地に於いて五十七ヶ所臺灣に於いては五ヶ所の委員制度の施設を見るに至つた。職務要項も經營主體の相違せるに従つて各獨特の權能を持たせてある。即ち防貧事業に重きをおけるもの、救済事業を主とするもの、教化事業に主力を注げるもの、又は測量機關としての能力を發揮せしむるもの等があるが大體に於いて其の系統は一致してゐるのである。名稱も亦、指導委員、社會委員、福利委員、補助委員、奉仕委員、共濟委員、監察委員、社會改良委員、方面調査委員、濟生顧問、濟生委員、匡濟員、方面委員等があるが、大部分は方面委員といふ名稱になつてゐる。

△防貧施設を講ずること(第一項)
△救済事業を行ふこと(第二項)
△各種社會事業の利用を圖ること(第三項)
△四項に大別することが出来るのであつて、これが方面委員の任務の根幹である。

學校教育として行はれるに至つたのであるが、商業學校の使命如何は結局これら諸原因の中に胚胎するものと云へるのである。
尙ほ第三の商業教育としての社會教育といふのは實地教育の不足を補ひたくも經濟上その他諸種の障礙のため學校教育を受け得ないものに對して行はれる商業教育であつてその主なる方法は、商業雜誌書籍の出版、講習會の開催、通信教授等であつて、之によつて教育の機會均等を保たんとするものである。

さて商業學校の使命如何は上記の如くその起因を探究することによつて略明瞭となるのであるが、こゝでは更にそれについて特に重要と感ずる事項について私見を記述して見たいと思ふ。
商業學校における商業教育は完全な教育であつて上級學校への準備教育ではなく、商業學校の卒業生はそれだけで既に商業に従事する適當なる人材として完成してゐなければならないのである。従つて商業學校に於いては現今の商業界に投ずる人材として具備すべき要件につき普く教育しなければならぬのであるが特に左記の事項はその中心をなすものである。

一、商業の社會的的使命を自覺せしめ且つその倫理的向上を圖ること
舊來兎角商業は農工業に比し蔑視されて來たかの感があるが、その原因の一つは商人自身自ら自己の職業に對しその社會的的使命を自覺しなかつたことにある。商業の使命は物資を配給し有無相通して各人の生活内容を豊富ならしめる點にあるのであつて、今日の流通經濟社會に於いては商人の活動こそ不可欠である。只その貢獻が農工業におけるが如く物質的生產でないため經濟知識の幼稚な時代又は社會においては稍それが正當に認識され難かつただけである。さればすべて商人にはその重大なる社會的的使命を確認せしめ、自己の職業に對し自信を持ち、卑屈心を解消して公明正大に活動する様にせしめなければならぬ。

制度は自治體に於いて經營するを原則とする旨を當局に建議したこともあつた。
△昭和七年は日本に於ける救済制度に劃期的の發達をした記念すべき年である。その一月一日より實施された昭和四年四月法律第三十九號救済法は幾多の迂餘曲折を経た遂に生れ出たのであるがこれが運用に當るものを方面委員と限定した處に甚だ妙味がある。由來法は死物である之を活用する人を得て始めてそれが活きる。救済法の死物は方面委員の運用によつて始めて生きて本當の働きをするものである。と同時に其の運用に當る委員は十數年前より洗練せられた人々であつて此の人々の眞の欲求と實社會の必要性に胚胎して生れた點が此の救済法の生命であり光輝であつて、彼の陪審法の實施など較べて隔世の感があるのである。

△救済法第四條に曰く「市町村ニ救護事務ノ爲メ委員ヲ設置スルコトヲ得、委員ハ名譽職トシ救護事務ニ關シ市町村長ヲ補助ス」と
△救護法施行令第三條に曰く「救護法第四條ノ委員ヲ設置スル市町村長及委員ノ定數ハ地方長官市町村長ノ意見ヲ徴シ之ヲ定ム」同法第四條に又曰く「委員ハ地方長官之ヲ選任ス又ハ解任ス委員ノ任期ハ四ケ年トス云々」と
△救護法による救護委員は地方長官之を選任解任し且つ委員の定數を定む等地方廳として之を經營せしむることになつて居る。然して廣島縣救護諸法

行細則第二條に於いて「救護法第四條ノ委員ハ廣島縣方面委員トス」と定めて救護委員は即ち方面委員と同一のものであることを確立してゐる。
△昨年一月救護法實施に伴ひ全國の方面委員制度は劃一的に地方廳の經營となり方面委員即ち救護委員は地方長官に於いて選任することとなり茲に始めて本邦の救済制度は普遍的劃一的に施設せらるゝに至り、鯨寡孤獨に泣くものなく同朋相愛の實これより擧りたりと謂ふべきである。

鳥を眺める

春四月、香料を浴びこんだやうな陽ざしを浴びて萬物は、はち切れさうな生の躍動を感じてゐる。わけて鳥の世界では彼等は思ひ／＼のメークアップに天與の美聲を張り上げて青春を野に山に讚美して居る。

鳥を眺めて勇壯でさつそうたる駒を思はすのでこの名があるであらう。
頬白一筆啓上と啼くと云はれてゐるが、さうでもない。ほととぎすは血に啼く不如歸で啼聲もなかく悲壯である。よしきりい啼方をするので行々な仰々しい啼方をするので行々子と云はれてゐる。

三月十八日 午前九時半満洲方面の戦傷病兵三十四名宇品に上陸、廣島衛戍病院に收容せられたが本市は此等傷病兵諸氏に對し見舞として菓子一箱宛贈呈した。
尙ほ本日の出迎人は元安川と本川との間の町有志で其の數約二百餘名であつた。
三月十九日 廣島衛戍病院に於いて加療中の戦傷病者歩兵第二十三聯隊所屬稻垣上等兵は死去せられたが、本市から花環を供へ兵事課員會葬した。
三月廿日 昨日廣島衛戍病院に於いて葬儀執行の稻垣上等兵の遺骨は午前九時三十分本籍の佐賀市に歸還した。
三月二十三日 廣島衛戍病院に於いて加療中の戦傷病兵は所屬關係各衛戍病院へ轉送の爲め九州方面傷病兵十一名は午前七時三十分、東京方面傷病兵七十名は午前八時二十分の列車にて市民有志の見送りに出立した。尙見送の有志は元安川以西天満川以東の約三百五十名であつた。
三月廿四日 午前十一時満洲方面の戦傷病兵五十名宇品に上陸廣島衛戍病院に收容せられた。尙ほ前例により本市は此等傷病兵諸氏に見舞として菓子一箱宛贈呈したが本日の出迎は天満川以西の四百餘名であつた。
三月廿五日 午前七時三十分満



各課 日誌

一〇五

都市計畫と負擔金制度 (一)

に就いて

近來我國に於いては各都市共其の都市計畫事業を起し着々と其の効果を認めつつあるのであるが此の都市計畫と云ふことは外國に於いては相當古い歴史を有して居りまして學者の研究に依ると既に紀元前二千五百年前に之を見出す事が出来ると申して居ります。我國に於いても天武天皇時代より此の都市計畫を認めることが出来たが然しながら之は極めて局部的且つ街衢の整理位のもので近代的思想に於ける都市計畫として論ずるものではないのであります。都市計畫は之を創造都市計畫と改造都市計畫との二つに大別する事が出来たが、創造都市計畫とは新に都市を建設する場合の計畫であつて、我國では例を見ま

膨張したる者であつて近代的思想より之れを見れば實に慄然たる感があるものであります。防備的都市に就いて云へば我國の此の種各都市に殆んど共通とでも申すべし城廓を中心として内壕外壕を廻らし先づ以つて國主の安全地帯を置き其の外部に民家を配置し安全地帯の内は保安、衛生上の多少の設備は考慮せられてあるも外部の市街地に至つては頗る亂雑極まる者で尤も其の當時の思想に於いて市街地の道路は防備上成るべく狹隘且つ屈曲の多きを可とした者でありました。城廓の語の序に一寸餘談を申しますが日本の城廓の築き方と外國の築き方とは大いに趣を異にして居る點があります。是れは國民思想の相違する點が此の城廓の築造にも影響して居ると考へられます。我國の城廓の築造方法は城主を中心として城壕を廻らし其城壕内には家臣の居宅を置き、いざ戰爭となると城壕を唯一の防備線として城壕内の武士のみを保護し壕外の民家は保護しないのである。之れは如何なる見地から出發したか云へば昔の戰爭は武士と武士との争であつて主權の争奪ではなかつた。非戰鬥員たる商人百姓を苦しめるのは武士道に反する、況んや一夫萬乘の赤子たる國民に況んや一夫百千の大和民族の採るべき道に及ばず畢竟戰爭の目的は主權や國民の争奪ではなく、大名と大名武士と武士との争であるから假令、敵地にある者と雖も此等無辜の人民には一指をも加へない云ふ所謂武士の精神の發露に基く者であつて假令城地は奪ふても國民は依然として帝國臣民であつて城主の臣民ではないのであるから武士以外の庶民を保護する必要がなかつたのであります。之れに反して外國の城壁は市街全部に頑強なる城壁を廻らし其の都市に居るものは戰鬥員たる非戰鬥員たるを問はず總べてを保護する様に出來て居るのであります。之れは國民争奪と同時に主權争奪の戰爭であつて戰鬥非戰鬥員の區別なく征服して一國の王位を奪ふ時は同時に國民も其の者の國民となる云ふ立前からの出來て居るから一旦王位に就いた者は須らく全部の國民を保護する必要からであります。餘談はさて置き前述の通り無秩序に發達した都市を現代科學を應用して完備せる都市に改造せんとする事は尠からざる經費と努力とを要する事は勿論都市住民の理解の下に所謂官民一致して之が實行を爲さざれば到底所期の効果を擧げる事は出來ないのであります。毛利輝元構城以來逐次發達した我が廣島市も他都市の例に漏れず統制なき膨脹に亂雑極まる街衢を形成し保安上に衛生上に不潔遺憾の點があり、之が整理には先覺者達の間には於いても多年懸案であつたのであるが、幸に市民の自覺と時代の要求とに依り、漸く先年都市計畫の案を立て之が確定を見、今日では既に着々實行しつゝあるのであります。當市の都市計畫は申す迄もなく改造都市計畫であり、必要ならぬ改造都市計畫であり、努力は必要なのであります。努力は

土木委員會

三月二十五日午後零時三十分

水道委員會

三月二十七日午前九時半、水道委員會開會したが出席委員五名で浄水場費支辨配水池用材料セメント三、四〇〇袋その他購入の件に就いて審議をした

失業應急事業視察

三月十四日内務省社會局山本高雄氏來本市失業應急事業の實施状況を視察せられた

社會事業視察

三月廿三日朝鮮總督府屬濱野長來本市社會事業の状況並びに各施設を視察せられた

貧困者に同情

7堀川町沖田徳松氏は木炭五十俵を市内貧困者へ施與方申し出たので、社會課で之を廣島養老院外九團體へ配給した

青年講座

聯合青年團は左記要項に依つて第二回青年講座を開講したが時局に痛切なる講話であつた爲め聴衆の感動極めて深く多大の効果を收めた

職町小學校

一、期日科目並びに講師  
三月四日 青年と體育

本市の税制が他都市と異なる特異點に就いて

幸に上司の指導宜しきを得且つ從業員諸氏の熱誠なる奮勵に依り何等間然する所はないのであります。歴大なる經費は到底普通の財源に依りて支辨することは出来ないのであります。故に其の財源としては公債、特別税及び受益者負擔金を以て之に充當することに於て居りますが公債は、或る一定の條件の下に内務省の認可を受け借金をするのであります。何年かの後には相當の利子を附して返さなければなりません。其の故に成るべく此の借金はしたくないのであります。然し是れも市民の幸福の爲には致方ない方法であります。特別税は或る一定の税目に對して附加せられるものであります。是れは全般に涉つて公平に賦課するのであります。金額も比較的少額な爲めに徴收上にも餘り大なる苦情も困難もないのであります。最後の受益者負擔金は一定の區域内即ち都市計畫街路を新設擴張する附近の土地所有者に對し賦課するのであります。金高も相當多額に上り苦情も中々多いのであるが、其の苦情も詮詰れば大體に於て内容は一致して居る様に思はれます。其の一二の例を御紹介しますれば自分の所有土地の附近に大道路を新設せられと今迄の道路は小路同様となつて繁華を新設道路に奪はれ、却つて淋しくなるので何等利益はないから、或は又私の土地には大道路は必要がない在來の道路で充分利用して居るから多額の負擔金をまで出して新設は却つて迷惑であ

本市市制の實施は明治二十二年市町村制施行の當初にあつてその起源甚だ遠いのであるが其の間税制に於いては時運に伴ひ幾多の變遷改革が行はれて來た。即ち明治十七年千田貞曉縣令本縣に赴任せられて、専ら縣内の政治に意を注がれ宇築港問題に關聯し所要經費が直接影響なき郡部と負擔を別途になすの議を起し遂に明治三十三年に至つて郡市部の經濟を異にする所謂三部制經濟制度の内務省令發布となつたのであるが(分擔的經濟制度の實施はその數年前からあつたのである)以來三十有餘年間昭和五年まで本市の税制は特別制度に置かれて市税のみを徴收し縣稅の賦課徴收を爲さず縣費は分賦額によりこれを支辨すれば足りたので本市獨特の行政にあつたのである。この制度に於ては其の總てが本市々稅の名の下に賦課徴收するのであつて其の賦課徴收も容易に且つ簡單で最も其の要領を得て居り稅務當局者、納稅者相互共利便甚大であつたのである。だが惜しいことには此の制度は昭和六年度より廢止されて其の結果は市町村の大小納稅者の多寡を選ぶ所なく取扱を等しくすることになつたのである。或る見方よりすると是に就いては色々と異議があるのであるが、市税は國、縣稅に對する附加税として(三部制度の當時に比して縣の分擔金を受けたければ經濟的には變動はない)自治本來の權威と意義とを狭うせられた感があるばかりでなく、分擔金を受けない代償として國稅附加率の大部分は縣稅に割與し税率大いに低下せられ市税として受得するもの極めて少額となつたのである)賦課徴收する事となり縣市税を各別に賦課徴收するの繁雜さを繰りかへさなければならなくなつたのである。其の賦課徴收の復雜煩瑣なることは三部制度のそれに馴れ來つた本市民にとつて特別に痛切に感ぜられる、事と思ふ。現今本市は少額なる特別稅所得



三陸地方 水災寄附金

Table listing donation amounts for disaster relief in Sanriku area, including names of donors and their respective amounts.

報月覽閱書圖立市島廣

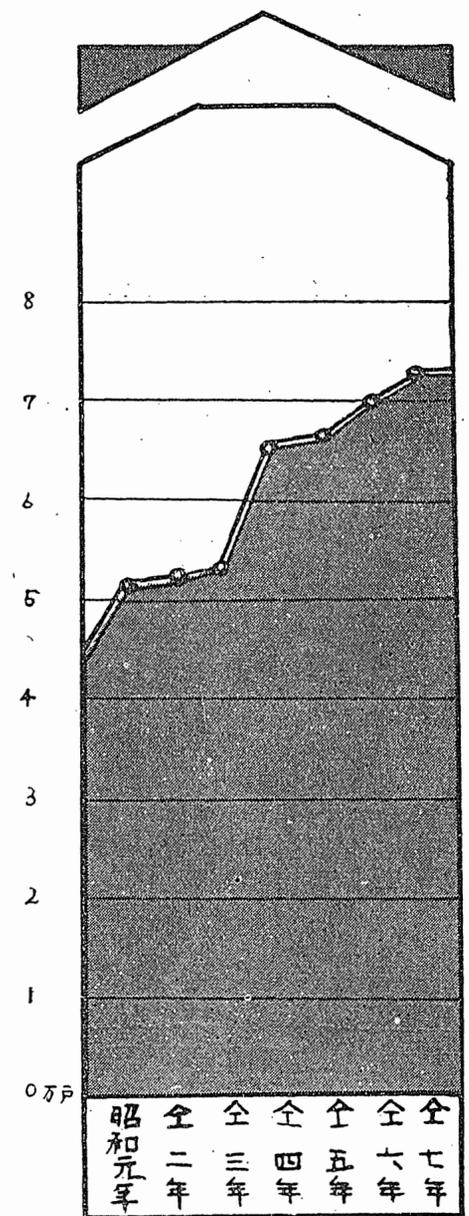
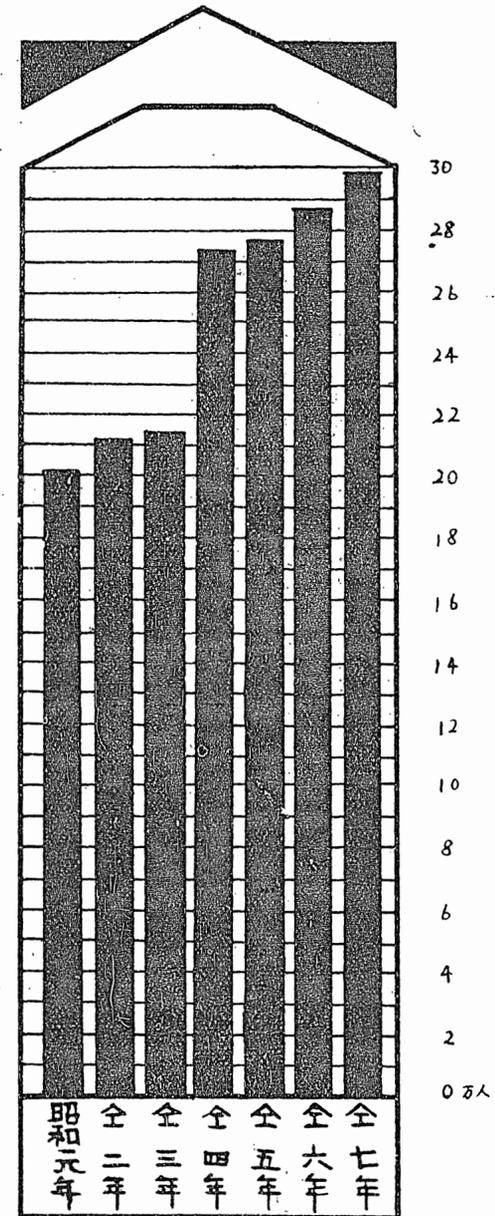
(分月三)

Table showing library statistics for the month, including book counts by category, age groups, and a list of featured books and authors.

# 廣島市

## 人口

## 戶數



# 廣島市報

號一十第

印日 八 月四年八和昭  
行發日 十 月四年八和昭  
銀 金 部一 價定  
錢 拾七 年一

所 役 市 島 廣 所行發  
所 版 活 弟 兄 田 地 社 株 所刷印  
地 番 二 十 町 屋 塩 市 島 廣  
雄 計 田 増 者 刷印  
地 番 二 十 町 屋 塩 市 島 廣

### 革沿の町各

蟹屋町はもと蟹屋新聞と云つて居たのであるが、昔時五郎右衛門と云ふ者が此の地に住んで蟹を捕るのを業として居たからこの名が起つたのだと云はれて居る。だが一説には福島の臣可兒才藏の持地だと云はれて居る

### ゆかしき功勞者表彰式

廣島市の人口は市制發布當時には(明治二十二年)僅かに八萬五千人に足らずであつた。今人口三十萬に垂々として居る。

四十五年間にぎつと三倍三十割の増加率である舊城下街としては驚くべき發展であり隔世の感があるといつてもよからう。

のみならず本市は今や太田川の改修廣島港灣修築の完成並に錦華人絹工場の設置等と相ひ俟つて工業都市としてその發展の出立を切らんとして居る恐らく過去の飛躍に比し更に異常なるものがあり五十萬六十萬の人口となるのも餘り遠くはあるまい。

此の新たな發展の出發點に立つ本市が過去の發展の目覺しさを思ひその發展に獻身の努力を拂はれた諸氏に心からなる感謝の念を表し其の功績を表彰するのは美しくも快よい限りである。

當日は幸ひからりと澄切つて實に朗かな春日の麗かさ明るさであつた。

定刻前に早くも白髪美髯の古老達に紋付羽織袴の威儀正しきの中に喜びと感激の眼を輝かしつゝ來られる、光榮に對する禮として老軀も厭はず殆んど自ら出席されるその謹嚴禮儀正しきには流石立派なる人格者だと思はせる式は豫定通り進みゆかしき感激の裡に了つて行つた。

### 【目次】

- ◆ゆかしき功勞者表彰式……………二二三
- ◆告 示……………二二四
- ◆彙 報……………二二七
- ◆千田祭二十五周年を迎へて……………二二八
- ◆功勞者表彰式の狀況……………二三〇
- ◆微毒と血液検査……………二三三
- ◆生活改善會に就いて……………二三三
- ◆田中イト女史の事業の跡を訪ねて……………二三三
- ◆商業教育を省る(二)……………二三三
- ◆水面占用に就いて……………二三四
- ◆都市計畫と負擔金制度に就て(二)……………二三五
- ◆廣濱鐵道着工起工式……………二三五
- ◆各種統計……………二三六
- ◆第六回中國市長會議◆佛國極東艦隊旗艦來る◆メートル法に慣れる様に◆清新な春の魅力果物◆のみ、蚊の驅除法◆市の日誌より◆市場小賣値段◆市立淺野圖書館増加圖書……………二三六



功勞者表彰式の狀況

【告示】

廣島市告示第六七號
昭和八年五月五日廣島縣會議員補選選舉ニ付本市各投票區投票管理
者ヲ左ノ通指定シタリ
昭和八年四月十五日
廣島市長 伊藤貞次

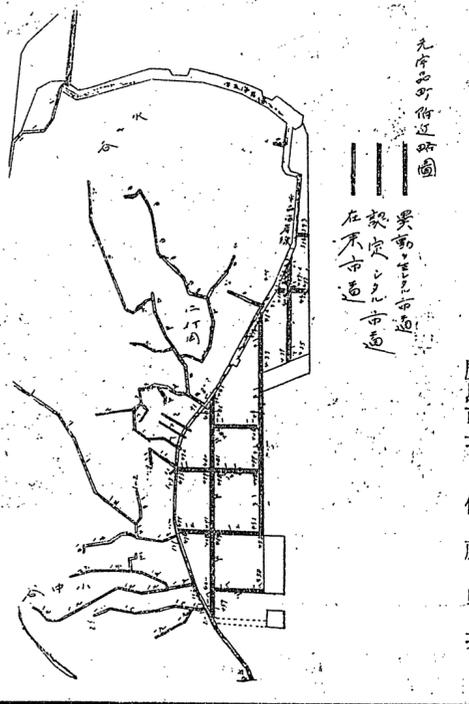
Table with columns: 投票區名, 職, 氏名. Lists candidates for various districts including 第一投票區 (天野篤太郎), 第二投票區 (黒河房五郎), etc.

廣島市告示第六八號
廣島市元字品町地内市道第貳號線第拾壹號線第拾貳號線第
拾參號線ヲ左ノ通變更認定ス
昭和八年四月十九日
廣島市長 伊藤貞次

Table with columns: 路線名, 起點, 終點, 變更認定路線. Lists road improvement projects like 第一號線, 第二號線, etc.

Table with columns: 第壹號線, 第貳號線, 第參號線, 第肆號線. Lists specific road improvement details for each line.

廣島市告示第六九號
昭和八年四月十九日廣島市告示第六十八號變更認定ノ爲新ニ市道
トナリタル別紙圖面道路ノ供用ヲ開始ス
昭和八年四月十九日
廣島市長 伊藤貞次



投票管理告示
昭和八年五月五日廣島縣會議員補
選選舉執行ニ付廣島市第一投票區
投票所ヲ左ノ場所ニ設ク
廣島市第一投票區
投票管理 天野篤太郎
廣島市主事
荒神町尋常高等小學校
投票時間午前七時ヨリ午
後六時迄
廣島市市長 伊藤貞次

皆實尋常高等小學校
投票時間午前七時ヨリ午
後六時迄
投票管理 廣島市助役 奥久登
廣島市市長 伊藤貞次

天長節拜賀式
例年の通りに四月二十九日午前十時から正廳で、天長節拜賀式
が行はれ、式後は一市民へ拜賀を許されますから左記御心得
の上出来るだけ多數來拜せられます様、お知せ致します。
一、拜賀時間 自午前十一時三十分 至午前十一時三十分
二、服裝 通常禮服若ハフロックコート、モーニングコート
男 又は紋付羽織袴
女 白襟紋付

投票管理告示
昭和八年五月五日廣島縣會議員補
選選舉執行ニ付廣島市第四投票區
投票所ヲ左ノ場所ニ設ク
廣島市第四投票區
投票管理 廣島市市長 伊藤貞次

投票管理告示
昭和八年五月五日廣島縣會議員補
選選舉執行ニ付廣島市第七投票區
投票所ヲ左ノ場所ニ設ク
廣島市第七投票區
投票管理 廣島市主事 對木善八郎
廣島市市長 伊藤貞次

投票管理告示
昭和八年五月五日廣島縣會議員補
選選舉執行ニ付廣島市第九投票區
投票所ヲ左ノ場所ニ設ク
廣島市第九投票區
投票管理 廣島市主事 波多野文治
廣島市市長 伊藤貞次

佛國極東艦隊旗艦
プリモーゲ號來る
フランス極東艦隊旗艦プリモ
ゲ號は十八日午後別府より入
港したが同艦隊司令長官ベルセ

第六回中國市長會議
四月十一日より三日間鳥取市に於いて
開會本市より奥助役市長代理と
して出席せられたが同會議の決
議事項は左の如くであつた。
一、市吏員の優遇に關し其の筋
に建議すること
二、義務教育費國庫下渡金配當
額を市町村に均一ならしむる
様適當に法規の改正を其の筋
に要望すること
三、道路改修擴張工事又は直接
公共の用に供する施設の爲め
電信電話線移轉請求の場合に
於ける免除方を其の筋へ建議
すること
四、選舉事務に従事する公務員
の選舉權行使に關し、選舉法
規の改正を其の筋に建議する
こと
五、相續税に對し市町村に於て
附加税を賦課し得る様法の改
正を其の筋へ建議すること
六、地方税に關する法律施行に
關する件第二十五條第二項但
書の削除を其の筋へ建議する
こと
七、簡易保險積立金及郵便年金
の公共團體に對する貸付利率
引下を其の筋へ要望すること
八、青年訓練所の教育を義務制
度となすことを其の筋に建議
すること
九、市の境界變更ありたる場合
市の區域内に官の管轄區域を

投票管理告示
昭和八年五月五日廣島縣會議員補
選選舉執行ニ付廣島市第八投票區
投票所ヲ左ノ場所ニ設ク
廣島市第八投票區
投票管理 廣島市主事 遠藤俊三
廣島市市長 伊藤貞次

異にするものを生ずるときは
速に市の區域に依り其區域を
變更し管轄の統一を圖られん
ことを其筋に建議すること
十、市町村歳入豫算に於ける特
別戸數割の豫算額は收入見込
額を以て其豫算額とせられん
ことを其筋へ建議すること
十一、地方税制に關する法律
第三條第五項所得附加税を
改正し制限賦課率の増額を其
の筋に建議すること
十二、ラジオ聴取者に課税の件
十三、家屋税の賦課期は後所有
權移轉を爲したるとき新所有
者に對し家屋税を賦課すと共
に舊所有者の賦課を減免すべ
く關係條文の改正方を其の筋
に建議すること
十四、市町村制施行令第四十條
該當のものに對し賦課歩合協
定方法を規定することを其の
筋に建議すること
十五、特別投票の範圍擴張の件
衆議院、府縣會、市町村會議
員選舉事務従事者にして選舉
當日自ら投票所に到り投票を
なし能はざるものに對し特別
投票をなし得る關係法規を
改正すること
十六、職業紹介所費補助金増額
方を其の筋へ要望すること
十七、低利資金利下げ方其筋へ
要望の件

開票管理告示

昭和八年五月廣島縣會議員補選開票...

一、開票の場所 廣島市助役 奥 久登

廣島市告示第七十號 左記ハ多年本市公益ノ爲盡瘁セラ...

- 一銀盆 壹箇 野口 遵 田中 イト

- 谷田 助一 吉村健太郎 菅 保平

- 土屋貞之助 中井 倉吉 島村伊太郎

- 森 恒三 外林松之助 島村伊太郎

ロ一氏は十九日在市官公衙を訪 問挨拶し、夜七時より羽田別荘...

各町總代

- 肥後本五郎 中野 信房 岡山 孟

公告

○公益質屋流質物品公賣 本市東公益質屋ニ於ケル流質物品...

三陸地方水災寄附金

- 一、入札日時 昭和八年四月二十六日

清新な春の魅力果物

此つたりする様な無智なことの ない様にむしろ早く子供に追従...

廣地乙第七十號 昭和八年四月二十一日 廣島市役所



# 千田祭二十五周年を迎へて 故男爵の鴻業を偲ぶ

大廣島建設の先覚者として、市民の日夜景仰して止まない、男爵千田貞徳氏物故せられてから茲に二十有五年、その盛んなる大祭の日を迎へ、我々は更に新なる感激を以て、故男爵の偉業を偲ぶものである。

男爵は天保七年鹿兒島に生れ、父千田傳左衛門貞居氏の厳格な薫陶を受け、七歳の時造士館に入つて文武兩道に精進し、維新の際には王事に奔走して早くも勲功を擧げたが、後官に仕へ果進して明治九年東京府参事、同十年東京府大書記官、同十三年四月縣令となり本縣に赴任したのである。男爵一に國利民福を念として鋭意縣治に任じ業績大に擧る。中でも宇品築港の大事業は單に廣島市をして今日あらしめたのみならず、國運隆昌に寄與した所定に多大なるものがある。明治十九年八月、地方官々制の改正に依り改めて本縣知事に任ぜられ、在任實に十餘年に及ぶ。二十二年新潟縣に轉じ、後和歌山、愛知、京都、宮崎の各縣知事に歴任し、二十七年十二月、宇品築港の功に依り勳三等に叙せられ旭日中綬章を賜はり、二十九年三月勳二等に昇叙、三十一年男爵を授けられ、更に貴族院議員となり錦鶏閣候を仰付られたのである。四十一年四月十七日肺炎に



縣政の徹底的改善を決意し、直ちに縣内隅なく巡視せられたのであるが、この實地視察に依つて痛切に感ぜられたことは、交通運輸施設の整備と、これに依る産業の開發といふことであつた。當時本縣は豊富な物資を擁しながら、道路は險惡で交通の便に乏しく、之を開發し運輸するの途がなかつた。

即ち縣内に三大産業道路の開鑿を計畫し、隣縣島根の當局とも計り陰陽兩道の連絡道路の實現を期せられたのであるが、本縣の産業貿易を盛んならしめ文化を向上せしむるには、陰陽連絡の必要なることに着目せられたことは、我々の最も敬服するところであり、その行政的識見の如何に高邁であつたかを語る一つの例である。

この事業に要した經費は二十四萬餘圓に上り、當時に於いては實に大事業であつたといはねばならない。この道路竣工の曉に於いては、縣内奥地や島根縣の物資は必然的に廣島市を中心集散されることになる譯であるが、その當時鐵道は山陽線も未だ本市迄延びず、たとへば鐵道の開通を見るも、本市として海路に依る物資の交易に力を注ぎ、以つて將來の發展を圖らねばならないといふ事は、男爵の道路事業と同様に着目せられた所であり、茲に千田男爵の一大事業であり、我が國が今日迄軍事的にも多大の恩恵を蒙り、國運隆昌に寄與するところ大なる宇品港の大築港計畫が樹立せられるに至つたのである。元來本市は七本の河川貫流し、前面に島嶼散在して風波濤かな天然の港を形作つてゐるが、

當時は港としての施設もなく、年々太田川が押し流す土砂のため河も海も次第に埋められて、舟航の便漸く妨げられる有様となつた。男爵は奮然築港事業着手の決心を固め、直ちに内務省に出願して御雇水理工師ムルデン氏の派遣を請ひ、同氏の實地調査の結果、工費豫算凡そ十八萬圓に上る具體的計畫が樹立せられたのである。時に明治十四年八月にして男爵赴任後僅かに一年二月月目であつた。この時既に二十四萬圓を投じて前記三大道路工事進行中であつたため、縣民の負擔増加を慮り、築港事業の經營は寄附に依ることとせられた。その間設計の變更、漁民の反對運動、内務省の横槍等幾多の経緯もあつたが、結局國庫補助金、縣市民の寄附金、士族授産金等を以つて起工することとなり、漸く明治十七年九月五日宇品島に於いて起工式が舉行せられ、翌日より直ちに工事は始められたのであるが、同時にこの工事場と廣島市とを連絡する道路工事にも着手せられ、百餘日の後十八年五月には道路完成し、築港工事も利便を得て着々進められることとなつた。同年八月、畏くも明治大帝本縣に幸幸あらせられ、此の新道路(御幸通り)御通駕、現在の宇品町御幸松の地點より御召艦に乗御遊ばされた、千歳の榮譽を蒙り、男爵は無上の面目を施したのである。同年十二月潮止工事も完成するに至つたが、今年十五日、折柄の満潮に三十五間餘の堤防崩壊して、一面の泥海と化し、關係者の悲嘆

なるバナナの美味なのは皮が少し黒くなつてしまふ中味が眞白なの風味と甘味とを兼ね備へたもので、果實を愛する人には是非かう云ふのを勧る人が、一歩進められて了ふから信用ある店を求めなければならぬ。外國の果物はメロン、パイナップル、ブルーベリー等があるが一時メロンは大變高價で一般人の賞鑑に適しなかつたが近來は内地産も見られる様になり味も相當なものがあるが何と云つても香氣の高い點では日本産のものにはあちらの物には敵はない。メロンにはスカレットハネジニー(外皮の白い)カタアア(青白などがあるが、一般にネットの張つたのが香氣が高い様で百九拾錢から貳圓參拾錢位の相場である。所が食べ方ですが日本の人は一般に香味よりも味を尊ぶ故か原始的で加工して食べることが多いやうだが例へばイチゴ等はミルキと砂糖をふりかけてつぶして食べると云ふ様に果物本来の味を失くさずしてしかも味を複雑にするには詢に樂しみなものでメロンの中にプランデイを浸したりパイナップルを葡萄酒の中に浸して喰べると一層うま味を出す夏蜜柑等も値も安く且つビタミンCがあると云ふので盛に用ひられるがあれは酸が多いので澤山食べると胃を壞すことがある。そんな場合は夏蜜柑を横半分にしてナイフで種をのぞき半分を切り出しその穴へ砂糖をつめ袋と果の間にナイフを入れた實を離し五六分置いてから

甚しく、意氣消沈見るに堪へない程であつた。男爵は僚屬を督勵し、之が復舊に努め、漸く同月三十一日復舊を見たけれど、翌十九年一月一日未明の満潮時、風雪激しく再び危険状態に陥つたが、附近住民の決死的努力に依つて、危く破壊を免れたのである。この時急を聞いて、男爵は夜半愛馬に鞭打つて現場に急行し、風雪を背して指揮に當られ、一旦新年の拜賀式に臨まれた後、再び現場に引返されたのであるが、大河丹那方面の住民は男爵の献身的努力に深く感激し、料理と屠蘇を自家から運び出し、堤防上屠雪の中に、男爵を圍み防禦に成功した喜びと、新年の祝ひを兼ねた異様な祝賀宴が開かれたといふ。

その後同年三月、夜陰に乗じて樋門を破壊した曲者があつて、又復堤防三十餘間を潰潰せしめたこともあり、又同年八月には未曾有の大暴風に遭遇し、堤防三ヶ所九十間、御幸通りの大半は怒濤の中に破壊し盡され、築港工事は全滅に近しい大打撃を蒙つたのである。が、打撃は復舊費は嵩み、男爵の辛苦一方ならぬものがあり、市民の間にも設計の不完全、工事の粗漏を口にし、漸く非難攻撃の聲が高くなつて来たけれど、男爵は所信を盡されず斷固事業遂行の決意を固め、必死の努力を傾注せられたのである。時恰も呉海軍工廠や海軍兵學校の建築が始まり、工事材料は奔騰すると共に、人夫も不足を告げるに至り、遂に或は刑務所から囚人の外役を

受け、或は少年を使役するなど苦心は言語に絶するものがあつた。男爵は又資金調達のため百万奔走せられたが、意の如く運ばずして、止むなく第二回の補助を國庫に求め、幸ひにその認可は得られ、たけれど、これがため計畫粗漏の弊に依り男爵始め縣の主たる係官は罰俸處分を以つて、内務當局より白眼視せられたのである。されど國庫補助金も資金難を緩和し得ず、必死の奔走も酬ひられずして、男爵は遂に莫大の私財を抛つて、再三の天災や故障のため、今や事業は難關に達した。けれど、今や畏くも大帝の天覽を辱ふしたこの事業を中止することがあつては、申譯ない次第であるから、自分は死を賭し全財産を投じて、之を遂行する覚悟である。万一成しなれば切腹して、上は陛下に對し奉り、下は縣民に對し謝罪するの外はない」との意味を洩らされたといふ。その心事の悲壯なる涙なくしては察する能はざる所である。

かくて幾多の難關を突破し五ヶ年餘の歳月を閲して、同二十二年十一月三十日、男爵畢生の難事業は完成を告げたのである。堤防の長さ二千九百二十五間、埋立地六十二萬坪、百餘萬人の工夫と、三十餘萬圓の工費を要したのである。されど、一度工事精算書が發表せられるや、終始反對非難を浴せ來たつた一部の縣市民の間には、又もや「千田知事が其の功名心を満足せしめんがため、不急の事業を起して縣民の負擔を加重した」と當初豫算に比し工費の倍加せられたことを責め立てたのであつた。男爵は本市將來の發展をこの築港に期待し、世の毀譽褒貶をよそに、ひたすらその實績の顯れん日を獨り楽しんで居られたのである。

然るに、完成後一ヶ月を出でざる十二月廿六日、突然新潟縣に轉任を命ぜられ、男爵が千辛萬苦の裡に粉骨砕心五ヶ年の星霜を経た、漸くに大成せしめた思出多い宇品港の棧橋より、無量の感慨を胸に船出せられたのである。かくして、その翌年四月三十一日宇品港の竣工式は舉行せられたが、折柄皇親守府に行幸あらせられた、明治大帝の上聞に達し、畏くも小松宮彰仁親王を御名代として、式場の光榮に感泣した。その後數年を出ずして、廿七年清國と干戈を交へるに至るや、明治大帝、大本營を本市に進めさせられ、宇品港は皇軍輸送の基點となり、軍事上の重要港として國運の隆昌に偉大な貢獻をなしたのであるが、爾來最近日支事變に至る迄、陸軍運輸部の本據として重大なる使命を果し來つたのである。

かく宇品港は國防の第一線に位置するのみならず、又本市産業貿易上に於いて飛躍的發展を遂げ、現在一ヶ年に吞吐する物資凡そ百萬噸、金額にして一億圓に上つてゐる。

千田男爵の懸眼寔に敬服に堪へないところにして、當に廣島縣市ののみならず、國家に對する功績は實に偉大なりといはねばならぬ。曩に大正四年、廣島市民男爵の偉業を偲びこの大恩人の徳を慕つて、宇品港を一時の眺め得る宇品町の中央に銅像を建立し、毎年四月二十三日、千田祭を執行し來つたが、今年は更にその附近に社殿を營み、英靈を祀り、盛大なる廿五周年の大祭を擧げることとなつた。

今や廣島市は、大商工都市の建設をめざして市政上百般の施設、事業の整備充實を計つてある時に當り、殊に廣島港の修築や、太田川の改修工事を目前に控へ、更に當つては男爵が企てられた陰陽連絡の大理想と目的を同じくする、廣濱鐵道の起工を見るの秋に會し、廿五周年千田祭の日を迎へたことは誠に意義深いものがある。廣島市民たるもの、今日かくもめざましい飛躍をとげ、更に限りなく伸び行かんとする大廣島の搖籃時代に、偉大なる千田男爵の血涙を以つて育つて来たことを、永久に肝銘し感謝しなければならぬ。

『のみ、蚊の驅除法』

春も頂上に登りつめて五月雨がしとしとと降る頃になると、彼等はそれぞれ偉大なる脚力や飛行力を利用して座敷安眠するべき寢室、生命線たる臺所と所きらわす荒れ廻つて吾々が眼に見えないを幸ひに恐ろしい腸チフス、赤痢などの病菌を撒布してどしどし人間を倒して行くがこの恐ろしい敵を撃滅するには先づ彼等を知らねばならぬ。そして豫防策を立てねばならぬ。蚊は埃くづや畳の間などが好んで卵から十日程立つと蛹となり又一週間立つともう完全な蚤になつてビョンビョンと跳ねるがその距離は身體の二百倍以上だと云ふからもし五尺の人間だと云ふからもし五尺の人間だと云ふからと競走しても負けない速さであるといふ。蠅は塵溜や便所の中にくわく一匹の蠅は六百から千の子をうみ一ヶ月立つと三億に殖えたと云ふからその繁殖力をもつてバイキンを撒きちらすのだからこいつ最も恐ろしい強敵である。

蚊は子からかかへるがこのボイラは一寸した水溜りなら溝でも竹の切株であらふと到る所において夜間人を襲つて血を吸ふ吸血鬼である。世界で有名だつた野口英世博士も蚊の爲め貴

功勞者表彰式の状況

櫻花爛漫として咲き誇る陽春四月十七日此日は恰も市制發布四十五周年の記念日に相當する...



讀朗辭式長市藤伊

式辭

本日茲ニ第二回功勞者表彰式ヲ舉クルニ際リ一言述べル所アラントス...

知事告辭

昭和八年四月十七日 廣島市長 伊藤 貞次

本日は恰も市制發布四十五周年ノ記念日ニ該當シ此ノ吉辰ヲトシテ茲ニ其ノ功績ヲ表彰シ市民ト共ニ感謝ノ意ヲ表セントス...

市の日誌より

四月七日 午前十時土木委員開會出席委員九名比治山小學校新設敷地工事公入札執行...

祝詞トス

昭和八年四月十七日 廣島縣會議長 加藤俊夫 市會議長祝辭

縣會議長祝辭

本日市事業ニ功勞アル公私人士ノ表旌式ニ列シ一言祝辭ヲ述フ...

答辭

昭和八年四月十七日 廣島市會議長 西村榮藏

市制發布四十有五年第二回功勞者表彰式ヲ舉行セラレ不肖等授賞者トシテ此ノ盛典ニ參列ノ光榮ニ浴シタル事ハ感謝ニ堪ヘサル...

梅毒と血液検査

廣島市立衛生試験所 技師 遠山 霞

Table with 2 columns: 検査人員 (検査員) and 陽性ノ者 (陽性者). It lists the number of people tested and the percentage of positive results.

右表は當衛生試験所に於いて昭和七年一月より同年十二月迄に取扱つた外來依頼検査成績であります。

さて不幸一度梅毒の犠牲となつた場合には徒に悲觀或は自暴にのみ明け暮れても致し方ありません...

四月十日 午前十時滿洲方面より還送の戦傷病兵六十人が宇品に上陸に付き見舞として菓子一函宛を呈し敬意を表した。

將來ノ發展ニ資補セラレシコトヲ切望シテ已マス 爰ニ式ニ方リ各位ノ功勞ヲ贊シ且ツ以テ希望ヲ述ヘ告辭トス 昭和八年四月十七日

市制發布四十有五年第二回功勞者表彰式ヲ舉行セラレ不肖等授賞者トシテ此ノ盛典ニ參列ノ光榮ニ浴シタル事ハ感謝ニ堪ヘサル...

此の總検査人員中には保健衛生上の見地から、又は過去に於ける或る記憶から、又目下治療中の者感染中のもの、或は結婚用の人達もありませうが併し、此の表に依る事を想像する時に實に戦慄に價するものがあります。

又之に反して恐るべきを知りながら鼻の落ちたり、膈、脊髄に罹つて廢人になる者は偶々悪運の人なり等を淺考して充分の治療を加へない者は自ら疾病を難症が腦、脊髄に來た時は血液検査が充分心すべきであります。

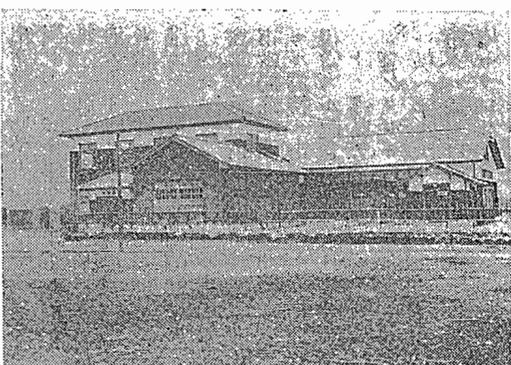
四月十五日 午後四時十一分廣島驛發下り列車にて在廣某隊の下士官一名出動したるにより酒肴料を贈り見送した。

生活改善會に就いて

廣島生活改善會役員會は四月十九日午後一時三十分市役所會議室に於いて開催されたが今年は更に大躍進をなし生活改善の爲め目的の醒める様な大活動をなさんと意圖と見えてその組織を全く合理化し今迄の非分業的組織の組織となし各部署を定め各部には部長一人副部長二人幹事若干名を置くことになつた即ち各部は修養部、研究部、實行部、貯金部、結婚相談部の五部に分れ修養部は講演女子青年講座修養に關する方面を擔當し研究部は料理等の講習並に必要の見學、實行部は本會の普及擴張を貯金部は勤儉貯蓄の精神普及等凡て極めて時節に適切な仕事をし居るのであるが、最後の結婚相談部は今年からの新らしい試みで將來その實績を大いに期待されて居るのである。最近益々甚しくなる結婚難の世に親戚知友なく適當なる配偶者の選擇の機會のない善男善女の爲めに大いに選擇の機會を與へ出雲大社の勞を備ふと云ふのである即ち男女相方の希望條件を附した申込に應じてその條件に合致したものを紹介するのである。元來斯る重大なる事の媒介にはその媒介者に於いて身元調査に關しては徹底的に調査して、責任を負ひ得る程でなければならぬのであるが只今の所に於いては人員少くその組織も單純にして不備なる爲めその責任を全然負はず普通

宇品學園に

田中イト女史の事業の跡を訪ねる



一通りの身元調査をなし無料にて紹介斡旋するだけである。兎角婦人會と云ふと有閑婦人の社交俱樂部となり虚榮の満足退屈凌ぎ、流行着物の展覧會の舞臺に利用せられて、すつかり識者の聲を招いて居るのであるが本市生活改善會の如く只一寸に生活改

善そのものゝ爲めに眞面に堅實に協力一致全員がその會の目的の爲めに獻身的に努力されて居るのは實に全國に稀に見る模範的なものであつて常に市民より大きな期待をかけられて居る所以である。尚ほ同會の各部部長は修養部田中女子研究部大石貞子、結婚相談部等であるが同會の事務所は市役所内社会課にあるのである。

ランコ、住宅等々である、斯して並べて見ると仲々澤山あつて如何にも立派なものだと云ふ感じがする。本學園には園長、保母合せて僅かに五名で而も多忙な事務をとられて居るのは感謝に堪へない。が本園の事務は託兒部、教育文化部、娛樂部、成人部、保健部、相談部、經濟部等に別れて居るが託兒部は夫婦共稼等の家庭の小兒を與かる仕事で教育、教化、娛樂部は小兒にあつては趣味クラブ、圖書室、復習會、コードモ會等があり、男子青年の爲めには文藝、科學、宗教に關する研究をなす修養クラブ、運動遠足、登山水泳、ビンポン等の體育クラブに「ハーモニカ」の音楽、辯論があり、更に女子青年の部には修養クラブ、並びに裁縫調理生花廢物利用、音樂部、成人部には母の會、懇親會、講演會、娛樂會、(講談、演藝、園藝、將棋)等があり却々御念が入つて小兒より成人に至るまで娛樂と教養に事欠かせない。更に保健部、人事相談部があつて乳幼児の健康相談から衛生講話から人事百問の相談に乗つて呉れ、法律相談まで引き受けて下さるから有難い極である。之だけでは未だ不足と云ふなら更に經濟部があつて、消費組合授産事業までやつて居る下であるのであるから全く行き届いた事である。尚ほ保健部のために、市保健課より特別に好意を以つて毎週木曜日の午後より船病院の醫者を出張せし無料診療を行はしめて居る。

長代つて面會せられた。尚ほ同日師團縣市、商工會議所共同の催のもとに借行社にて代表觀迎會並びに座談會を開催したが出席者は三十餘名で仲々盛會であつた。四月十日、内務省社會局西野陸夫技師は保健院建設設計事項調査の爲來所せられた。四月十一日、託兒所設置委員會開會されたが折田、柳澤、辻委員出席、午後二時半より社會課長同件地域視察をなした。四月十二日、正山地方職業紹介事務局長來所、職業紹介所建築敷地を視察された。四月十四日、縣教育會館において方面事業助成會評議員委員開會、昭和八年度豫算案附議多少の波瀾後原案を承認決定した。四月十五日、東京中央職業紹介事務局内藤柴樓來所し本市職業紹介事業を視察なされた。四月十七日、午後一時より袋町校講堂に於いて、縣特高課長鈴木警視の思想問題の真相及び其の善導と題する講演があつた。聴講者は方面委員、小學校教員及び教化事業團體員約百名であつた。四月十八日、比治山小學校新設敷地、地鎮祭は午前十時より執行されたが本市より奥助役市長代理として臨場せられた又午後三時三十分伊藤市長出席の爲め宮崎へ出發せられ、佛國極東艦隊旗艦「プリウワグ」號は同日午後敵島に入港した。

商業教育を省る(二)

廣島市商業學校教諭 横田 一久

二、商業界の機構を認識せしめ、その動向に對する觀察力を養成せしめること。商業學校は單なる商業實務員養成所であつてはならぬ。單に手近な日常實務に熟達せしめることのみを以て満足するとすれば徒弟教育にてもその目的の大部分を果し得るのである。特に學校教育を俟つべきでないものである。併し永久に實業界の一兵卒として下級店務に従事して終るものとすれば格別、少くとも下士官以上を目指し小なりと雖も一企業の經營者として配りたる者とする者として實業界に對する熱意以上の教養を必要とする。即ち一小賣業に従事するとしても小賣業の現在經濟社會に占むる地位如何について、更にその將來における動向如何について、十分なる認識と見透しとを有しなれば小賣業に對する今後の經營方針乃至發展策は見出し得ないであらう。かくの如く一企業に關する批判、畫策、支配、統制等の如きはよく商業界の機構を理解しその動向を觀察し得て初めて可能なる事であつて、此の意味における教養は到底徒弟教育によつては期待し得ず、學校教育によつてこそその目的を達し得るものである。蓋し山に在る者は山を見ずと云ふが如く商業全體に對する觀察せられてある者には却つて困難であり、身を商業の外において靜觀する者によつて初めてよく之をなし得るのである。車を廻す廿日鼠は自己の位置を知らざる如く商業

それ自身の正しき姿は一段の高所より冷靜に瞰下して初めてその統一的理解が可能なのである。隨つて初めから身を商業界に投じ日夜實務に追はれる者は遂に商業界の實相を究め得ず商業界の一兵卒として終るの憂なしとしない。故に將來商業界の統率者たるんとする者は身を商業界に投ずる前に先づ商業界の機構を理解しその動向に對する觀察力を養成するを得なければならない。即ち茲において商業學校の重要使命が看取し得るのである。學校に於いては商業界の機構に關し其の外より靜觀して得たる認識を正しく教授し其動向に對する觀察力を涵養し以つて企業に對する批判、畫策、支配、統制の力を獲得せしめやうとするのである。さて本校に於いては此の種目的達成の爲に大要次の如きことを實施してゐるのである。一、職員の研究生徒教養に當つては職員に對する正しき理解と觀察こそ總べての前提であるから特別に調査を設け、蒐集せる文獻及び資料を同室に整頓保管して職員研究の便に資し、又毎週一回職員は同室に會合して或は商業界機構の根本問題に關し、或はその動向を示すべき新聞問題に關し互に意見を交換し其の理解觀察の正確を期してゐるのである。二、生徒の教養を公民法科及び商業要項科に於いて直接其の教養に當るは勿論であるが、其れ以外に毎週土曜日に一時間宛新聞經濟記事研究の時間を特設して經濟記事を

教材とし其れを通じて商業界の機構を窺ひしめ新しき問題に對しては批判討論を行はしめ以つて觀察力の涵養に資してゐる。此の特設時間に就いては生徒も其の延長を希望してゐる状態であつて此の種目的に對しては相當有効なるものと信じてゐる。三、商業の實務上必要なる知識技能を修得せしめること。學校卒業生に對し「學校出は一向役に立たぬ」との非難を聞くが卒業後直に實務に間に合はぬからといつてそれだけで學校教育の價値全部を否定すべきものではない。即ち學校教育には實務員養成以外に更に根本的使命の存するものは前述の通りである。併し乍らかかる非難の存在する事は商業學校教育が實務的教養に關しては未だ實際社會の期待に副ひ得てゐないことを示すものである。之は又近來教育の實際化が強調されるに至つた所以と云へるであらう。隨つて商業學校として實務的教養に關し從來採り來つた方法を清算しより効果的方法の發見に努力しなければならぬのである。元來商業學校に於いてはその教材の性質上、農學校工業學校等の如く鐵をとり機械を動かす事か不可能であるため特に實務的教養は至難である。隨つて教授は兎角抽象的に流れ又特異なる設備を必要とせず、ために商業學校は實業學校中、最も中學校に近似的である。此の性質は殆ど同一の設備の學校に於いて中學校と商業學校との併置される數多の實例を以つて見ても明瞭である。併し實際化の至難なる事に託して其の不成績を反省せざるが如きは許さるべきでない、乃ち文部當局

Table with 4 columns: Item Name, Grade, Price, and Date. Includes items like 白米内地, 朝鮮, 臺灣, 外米, 糯米田, 麥(丸麥), 大豆(鶴ノ子), 小豆(大納言), 菜豆(インゲン), 椎茸(込), 蕪(切), 寒天, 小麥粉, 乾海苔, 昆布(板昆布), 干鰯, 鹽干(土), 煮干(小), 鰯節(本節), 鰯節(總節), 澤庵, 奈良漬瓜, 梅干, 牛肉(内地), 豚肉(青島), 豚肉(内地), 鶏肉(笹身), 鶏卵(内地).

水面占用に就いて

道路占用に就いては前號で詳述したから好く皆さんの御了解を得た事と思ふから今回は道路占用と殆んど同意義である水面占用に就いて少し述べて見たいと思ふ。

は實に我等市民の希望と期待に添ひ廣瀆鐵道の完成と相俟つて目覺ましき發展と繁榮とを獲得することとは活目に充分値する施設と事柄であるのである。

左様な設備が所々方々に出来れば從つて船舶は輻輳し交通上危險の度を増すやうになるから自然取締を嚴重にしなければならぬやうになるのは當然である、故に各自が陸上道路に於けると同様に河上に於ても交通道德を厳守し危険なからしめ相互に讓歩の精神を發揮して互に迷惑をかけぬやうにする必要である、尙今日では河川法が制定されて取締法が規定されているから此の取締法に依つて行動しなければならぬ之は一見非常に不便であり不自由であるやうに思惟されるが誤解してはならぬ市民の社會生活をして秩序を維持し安寧を保全するの目的に出たものであつて憲法に依つて國家の基礎政體の根本を規定したのと同様に交通法に依つて産業の發達を期待するのであるから例へば是等の取締法が制定されても各々が當然に自愛し謙讓の徳を守り得るならば取締法があつてもなくとも一向差支ないものであるけれども取締法を設けずして自由放任して置くと時が儘に流れ易いのが人類の常であるから自然取締法が必要となるのであるから道路法と相俟つて河川法の規定ある爲めに大廣島市民の資格を充分養成し自覺して將來の發展の爲めに大に一致協力して發奮せねばならぬ秋に遭遇しているから一言述べた大方の諸賢の猛省を促さんと欲するものである。

Table with 2 columns: 市立圖書館增加圖書 (Municipal Library Added Books) and 淺野圖書館增加圖書 (Asano Library Added Books). Lists book titles, authors, and publishers.

都市計畫と負擔金制度 (二) に就いて

勿論土地の價格と云ふものは日用品等の相場とは趣を異にして明日直ちに何程の増額を示したと云ふが如き現象はないにしても時日の経過するに従つて漸次高率を示すことは從來の實例に徴しても明かな所であります。又交通の便を得た附近の土地と然らざる土地と何等負擔の輕重がないと云ふことは正義衡平の觀念にも反することでありますから、受益者負擔制度を創設せられた所以であります。

課する必要が生じて來たのであるが是が即ち大正八年制定の都市計畫法と道路法であります。此の二つの法律に依つて我國では初めて積極的且つ強制的に受益者負擔を課し得ることを認めたのであります。道路法に依つては後日述べることとし此處では都市計畫法に依る受益者負擔のみに依つて述べるのであります。

其の第四號には「前各號ノ外都市計畫事業ニ因リ著シク利益ヲ受クル者ニシテ内務大臣ヨリ指定セラレタルモノアルトキ」とありますから著しく利益を受くるものとして内務大臣より指定を受くる必要がありす。そして内務大臣は大正九年九月省令第二十八號を以つて「都市計畫法施行令第九條第四號ノ規定ニ依リ指定スルコト左ノ如シ但シ第一號ノ期間ニ付テハ事業着手ノ時ヨリ之ヲ起算スル」とし、都市計畫事業トシテ道路、公園、新設、擴張若クハ路面ノ改良又ハ軌道ノ建設若クハ河川、運河ノ新設、改修ヲ爲シタル場合ニ於テ其ノ道路、廣場、公園、軌道、河川若クハ運河ノ附近ニ於テ内務大臣ノ定ムル區劃内ニ在ル有租地ノ所有者但シ賃權ノ目的タル土地ニ付テハ賃權者、十年ヨリ長キ期間ノ定メタル土地ニ付テハ賃權者、永小作人及賃借人テハ、前號ノ區劃内ニ在ル無租地ニシテ公用又ハ公共ノ用ニ供セラレサルモノニ付テハ地上權者、永小作人及賃借人」とあります故に本規定に依る必要がありす。それで昭和五年八月内務省令第二十六號廣島都市計畫事業道路新設擴張受益者負擔に關する件第二條に「大正九年内務省令第二十八號ノ區劃ハ道路ノ周圍ニ於テ其ノ境界線ヨリテハ其ノ剪除セサル部分ノ道路境界線ヲ延長シタル線ヨリ」道路(道路ノ一部ヲ爲ス廣場ニ在リテハ之ニ接続スル幅員最モ大ナル道路)ノ幅員ノ五倍ノ地域トス。土地ノ狀況ニ依リ前項ノ區劃ヲ擴張スル必要アリト認ムトキハ前項ノ道路幅員ノ十倍以内ニ於テ内務大臣之ヲ決定ス」とありますから、原則として道幅の五倍の區域を以つて負擔區域とし、特殊の場合には十倍迄延長することが出来た。本市では未だ十倍迄延長した例はありません。

Table with 2 columns: 歴史地誌 (Historical Gazetteer) and 法制經濟社會 (Legal, Economic, and Social). Lists authors and publishers for various books.

廣瀆鐵道の一 愈々着工

廣島、島根兩縣の關係地方民が、多年促成運動を續けて來た通稱廣瀆鐵道の内廣島本郷間線路は昭和十四年度完成する様に起工年度の繰り上げを見たが、右區間中、安佐郡中原村字四日市、同龜山村字大野の約五キロ九の間を本年度において着工されることに決定、四月廿三日午前十一時から、廣瀆電車可部終點廣場において、

請負者藤田組によつて起工式が舉行された。 名川鐵道政務次官も臨席し、式はいと壯嚴に執行されたが式後、當日地元可部、龜山中、原各町材を始め、廣瀆鐵道促成同盟聯合會では、羽田歌劇、しやぎり、角力、餅撒、煙火等各種餘興を行ひ可部町は終日大賑ひを呈した。

廿三日起工式舉行

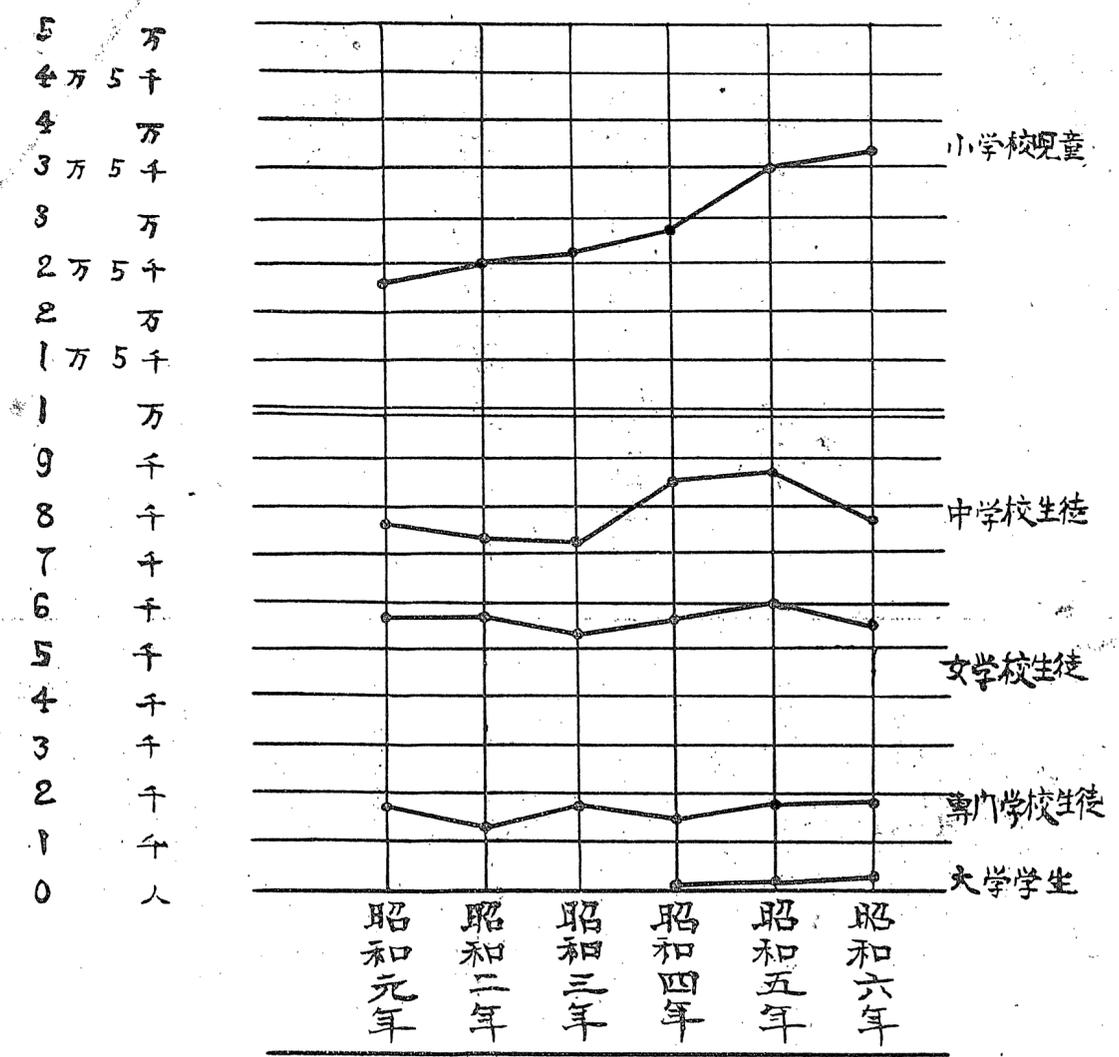
廣島、島根兩縣の關係地方民が、多年促成運動を續けて來た通稱廣瀆鐵道の内廣島本郷間線路は昭和十四年度完成する様に起工年度の繰り上げを見たが、右區間中、安佐郡中原村字四日市、同龜山村字大野の約五キロ九の間を本年度において着工されることに決定、四月廿三日午前十一時から、廣瀆電車可部終點廣場において、

請負者藤田組によつて起工式が舉行された。 名川鐵道政務次官も臨席し、式はいと壯嚴に執行されたが式後、當日地元可部、龜山中、原各町材を始め、廣瀆鐵道促成同盟聯合會では、羽田歌劇、しやぎり、角力、餅撒、煙火等各種餘興を行ひ可部町は終日大賑ひを呈した。



# 廣島市

## 學生・生徒・兒童



# 廣島市報

號二十第

刷印日 八 月五年八和昭  
行發日 十 月五年八和昭  
錢 金 部 一 價 定  
錢拾七金 年 一

所 役 市 島 廣 所 行 發  
所 販 活 弟 兄 田 地 式 株 人 行 發  
地 番 二 十 町 屋 塩 市 島 廣 所 刷 印  
地 番 二 十 町 屋 塩 市 島 廣 所 刷 印  
地 番 二 十 町 屋 塩 市 島 廣 所 刷 印

### 草沿の町各

京橋町 毛利氏在城の時、屢々  
京師に入謁し往き返りに過ぎる  
所の廓門を京口川と稱し、橋を  
京橋と稱して居たが此の橋名に  
因り京橋町と稱するに至つたの  
である。明治十五年一月段原村  
の内二段六畝五歩余を當町に併  
合せしめた。

### 【目次】

- ◇金華人絹建設地鎮祭……………一三〇
- ◇告 示……………一三〇
- ◇彙 報……………一三六
- ◇第七回乳幼児愛護週間……………一三七
- ◇第七回乳幼児愛護週間を迎へて……………一三九
- ◇生産都市と木工業……………一四〇
- ◇全國稀に見る模範的納税組合……………一四二
- ◇都市計畫と負擔金制度に就て(二)……………一四二
- ◇各種統計……………一四三
- ▼比治山公園▼初夏と若鮎▼萬歳の起り▼  
市の日誌より▼野球戦記▼大掃除



式入銀祭鎮地設建絹人華錦

### 錦華人絹建設地鎮祭

廣島市の記念すべき工業都市と  
ての出発の第一歩たるべき錦華人  
絹株式會社工場建設地鎮祭並びに  
起工式は二十八日午前十一時から  
宇品町の工場敷地で舉行されたが  
伊藤市長、湯澤知事代理兒玉内務  
部長、吉田文理科大學長新保廣高  
川口廣高工各校長、三宅運輸部長、  
その他市内各官公衛長、縣會議長、  
市選出縣會議員並びに市會議員等  
多數出席し仲々盛大であつた。  
式は池田神社社掌齋主となり  
銀入行事、藤岡重役の式辭、湯澤  
知事代理、伊藤市長、守屋商工會  
議所會頭の祝辭等を経て一同國車  
を奉奠、昇神行事をもつて終了、  
次いで起工式も同様の神儀により  
て十一時閉式、引續き中國グラウ  
ンドに於いて祝宴を張り午後一時  
散會終了した。  
尙ほ同工場の地上げ工事は七月末  
完了し本年末迄には人絹五トン人  
絹一トンを日産する工場を建設十  
年末迄には人絹人絹各二十トンを  
日産する計畫である。

【告示】

廣島市告示第七七號
本市會ノ議決ヲ經タル昭和八年度廣島市歳入出追加豫算ノ要領左ノ如シ但シ本豫算ハ即日執行ス

昭和八年五月八日 廣島市長 伊藤 貞次

- 昭和八年度廣島市歳入出追加豫算追加
第九款 寄附金 金壹萬圓
第十款 雜收入 金參千四百五圓
第十一款 雜收入 金參千四百五圓
第十二款 雜收入 金參千四百五圓
第十三款 雜收入 金參千四百五圓
第十四款 雜收入 金參千四百五圓
第十五款 雜收入 金參千四百五圓
第十六款 雜收入 金參千四百五圓
第十七款 雜收入 金參千四百五圓
第十八款 雜收入 金參千四百五圓
第十九款 雜收入 金參千四百五圓
第二十款 雜收入 金參千四百五圓
第二十一款 雜收入 金參千四百五圓
第二十二款 雜收入 金參千四百五圓
第二十三款 雜收入 金參千四百五圓
第二十四款 雜收入 金參千四百五圓
第二十五款 雜收入 金參千四百五圓
第二十六款 雜收入 金參千四百五圓
第二十七款 雜收入 金參千四百五圓
第二十八款 雜收入 金參千四百五圓
第二十九款 雜收入 金參千四百五圓
第三十款 雜收入 金參千四百五圓
第三十一款 雜收入 金參千四百五圓
第三十二款 雜收入 金參千四百五圓
第三十三款 雜收入 金參千四百五圓
第三十四款 雜收入 金參千四百五圓
第三十五款 雜收入 金參千四百五圓
第三十六款 雜收入 金參千四百五圓
第三十七款 雜收入 金參千四百五圓
第三十八款 雜收入 金參千四百五圓
第三十九款 雜收入 金參千四百五圓
第四十款 雜收入 金參千四百五圓
第四十一款 雜收入 金參千四百五圓
第四十二款 雜收入 金參千四百五圓
第四十三款 雜收入 金參千四百五圓
第四十四款 雜收入 金參千四百五圓
第四十五款 雜收入 金參千四百五圓
第四十六款 雜收入 金參千四百五圓
第四十七款 雜收入 金參千四百五圓
第四十八款 雜收入 金參千四百五圓
第四十九款 雜收入 金參千四百五圓
第五十款 雜收入 金參千四百五圓
第五十一款 雜收入 金參千四百五圓
第五十二款 雜收入 金參千四百五圓
第五十三款 雜收入 金參千四百五圓
第五十四款 雜收入 金參千四百五圓
第五十五款 雜收入 金參千四百五圓
第五十六款 雜收入 金參千四百五圓
第五十七款 雜收入 金參千四百五圓
第五十八款 雜收入 金參千四百五圓
第五十九款 雜收入 金參千四百五圓
第六十款 雜收入 金參千四百五圓
第六十一款 雜收入 金參千四百五圓
第六十二款 雜收入 金參千四百五圓
第六十三款 雜收入 金參千四百五圓
第六十四款 雜收入 金參千四百五圓
第六十五款 雜收入 金參千四百五圓
第六十六款 雜收入 金參千四百五圓
第六十七款 雜收入 金參千四百五圓
第六十八款 雜收入 金參千四百五圓
第六十九款 雜收入 金參千四百五圓
第七十款 雜收入 金參千四百五圓
第七十一款 雜收入 金參千四百五圓
第七十二款 雜收入 金參千四百五圓
第七十三款 雜收入 金參千四百五圓
第七十四款 雜收入 金參千四百五圓
第七十五款 雜收入 金參千四百五圓
第七十六款 雜收入 金參千四百五圓
第七十七款 雜收入 金參千四百五圓
第七十八款 雜收入 金參千四百五圓
第七十九款 雜收入 金參千四百五圓
第八十款 雜收入 金參千四百五圓
第八十一款 雜收入 金參千四百五圓
第八十二款 雜收入 金參千四百五圓
第八十三款 雜收入 金參千四百五圓
第八十四款 雜收入 金參千四百五圓
第八十五款 雜收入 金參千四百五圓
第八十六款 雜收入 金參千四百五圓
第八十七款 雜收入 金參千四百五圓
第八十八款 雜收入 金參千四百五圓
第八十九款 雜收入 金參千四百五圓
第九十款 雜收入 金參千四百五圓
第九十一款 雜收入 金參千四百五圓
第九十二款 雜收入 金參千四百五圓
第九十三款 雜收入 金參千四百五圓
第九十四款 雜收入 金參千四百五圓
第九十五款 雜收入 金參千四百五圓
第九十六款 雜收入 金參千四百五圓
第九十七款 雜收入 金參千四百五圓
第九十八款 雜收入 金參千四百五圓
第九十九款 雜收入 金參千四百五圓
第一百款 雜收入 金參千四百五圓

昭和八年五月八日

廣島市長 伊藤 貞次

- 前年度繰越金 八拾五萬四千四百貳拾貳圓貳拾參錢
第十四款 市稅 金百六拾萬貳千參百九拾九圓拾六錢
第一項 地租附加稅 金七萬四千八百八拾貳圓八拾錢
第二項 特別地稅附加稅 金九千九百參拾八圓五拾六錢
第三項 營業收益稅附加稅 金參拾四萬五千六百四拾貳圓參拾壹錢
第四項 所得稅附加稅 金拾四萬四千六百八拾五圓四拾六錢
第五項 取引所營業稅附加稅 金六千貳百七圓拾壹錢
第六項 家屋稅附加稅 金七拾四萬九千貳百五拾八圓四拾四錢
第七項 營業稅附加稅 金貳萬九千參百八拾壹圓五拾貳錢
第八項 雜種稅附加稅 金貳拾壹萬九千參百九拾八圓八拾四錢
第九項 特別稅戶別稅 金四千四百九拾九圓參拾五錢
第十項 特別稅所得稅 金五萬六千四百貳拾七圓六拾壹錢
第十一項 特別稅觀覽稅 金壹萬參千貳百參拾五圓四拾貳錢
第十二項 特別稅特別割 金千五百九拾九圓七拾四錢
第十三項 特別稅特別割 金壹萬九百八拾四圓
第十四項 特別稅特別割 金壹萬九百八拾四圓
第十五項 特別稅特別割 金壹萬九百八拾四圓
第十六項 特別稅特別割 金壹萬九百八拾四圓
第十七項 特別稅特別割 金壹萬九百八拾四圓
第十八項 特別稅特別割 金壹萬九百八拾四圓
第十九項 特別稅特別割 金壹萬九百八拾四圓
第二十項 特別稅特別割 金壹萬九百八拾四圓
第二十一項 特別稅特別割 金壹萬九百八拾四圓
第二十二項 特別稅特別割 金壹萬九百八拾四圓
第二十三項 特別稅特別割 金壹萬九百八拾四圓
第二十四項 特別稅特別割 金壹萬九百八拾四圓
第二十五項 特別稅特別割 金壹萬九百八拾四圓
第二十六項 特別稅特別割 金壹萬九百八拾四圓
第二十七項 特別稅特別割 金壹萬九百八拾四圓
第二十八項 特別稅特別割 金壹萬九百八拾四圓
第二十九項 特別稅特別割 金壹萬九百八拾四圓
第三十項 特別稅特別割 金壹萬九百八拾四圓
第三十一項 特別稅特別割 金壹萬九百八拾四圓
第三十二項 特別稅特別割 金壹萬九百八拾四圓
第三十三項 特別稅特別割 金壹萬九百八拾四圓
第三十四項 特別稅特別割 金壹萬九百八拾四圓
第三十五項 特別稅特別割 金壹萬九百八拾四圓
第三十六項 特別稅特別割 金壹萬九百八拾四圓
第三十七項 特別稅特別割 金壹萬九百八拾四圓
第三十八項 特別稅特別割 金壹萬九百八拾四圓
第三十九項 特別稅特別割 金壹萬九百八拾四圓
第四十項 特別稅特別割 金壹萬九百八拾四圓
第四十一項 特別稅特別割 金壹萬九百八拾四圓
第四十二項 特別稅特別割 金壹萬九百八拾四圓
第四十三項 特別稅特別割 金壹萬九百八拾四圓
第四十四項 特別稅特別割 金壹萬九百八拾四圓
第四十五項 特別稅特別割 金壹萬九百八拾四圓
第四十六項 特別稅特別割 金壹萬九百八拾四圓
第四十七項 特別稅特別割 金壹萬九百八拾四圓
第四十八項 特別稅特別割 金壹萬九百八拾四圓
第四十九項 特別稅特別割 金壹萬九百八拾四圓
第五十項 特別稅特別割 金壹萬九百八拾四圓
第五十一項 特別稅特別割 金壹萬九百八拾四圓
第五十二項 特別稅特別割 金壹萬九百八拾四圓
第五十三項 特別稅特別割 金壹萬九百八拾四圓
第五十四項 特別稅特別割 金壹萬九百八拾四圓
第五十五項 特別稅特別割 金壹萬九百八拾四圓
第五十六項 特別稅特別割 金壹萬九百八拾四圓
第五十七項 特別稅特別割 金壹萬九百八拾四圓
第五十八項 特別稅特別割 金壹萬九百八拾四圓
第五十九項 特別稅特別割 金壹萬九百八拾四圓
第六十項 特別稅特別割 金壹萬九百八拾四圓
第六十一項 特別稅特別割 金壹萬九百八拾四圓
第六十二項 特別稅特別割 金壹萬九百八拾四圓
第六十三項 特別稅特別割 金壹萬九百八拾四圓
第六十四項 特別稅特別割 金壹萬九百八拾四圓
第六十五項 特別稅特別割 金壹萬九百八拾四圓
第六十六項 特別稅特別割 金壹萬九百八拾四圓
第六十七項 特別稅特別割 金壹萬九百八拾四圓
第六十八項 特別稅特別割 金壹萬九百八拾四圓
第六十九項 特別稅特別割 金壹萬九百八拾四圓
第七十項 特別稅特別割 金壹萬九百八拾四圓
第七十一項 特別稅特別割 金壹萬九百八拾四圓
第七十二項 特別稅特別割 金壹萬九百八拾四圓
第七十三項 特別稅特別割 金壹萬九百八拾四圓
第七十四項 特別稅特別割 金壹萬九百八拾四圓
第七十五項 特別稅特別割 金壹萬九百八拾四圓
第七十六項 特別稅特別割 金壹萬九百八拾四圓
第七十七項 特別稅特別割 金壹萬九百八拾四圓
第七十八項 特別稅特別割 金壹萬九百八拾四圓
第七十九項 特別稅特別割 金壹萬九百八拾四圓
第八十項 特別稅特別割 金壹萬九百八拾四圓
第八十一項 特別稅特別割 金壹萬九百八拾四圓
第八十二項 特別稅特別割 金壹萬九百八拾四圓
第八十三項 特別稅特別割 金壹萬九百八拾四圓
第八十四項 特別稅特別割 金壹萬九百八拾四圓
第八十五項 特別稅特別割 金壹萬九百八拾四圓
第八十六項 特別稅特別割 金壹萬九百八拾四圓
第八十七項 特別稅特別割 金壹萬九百八拾四圓
第八十八項 特別稅特別割 金壹萬九百八拾四圓
第八十九項 特別稅特別割 金壹萬九百八拾四圓
第九十項 特別稅特別割 金壹萬九百八拾四圓
第九十一項 特別稅特別割 金壹萬九百八拾四圓
第九十二項 特別稅特別割 金壹萬九百八拾四圓
第九十三項 特別稅特別割 金壹萬九百八拾四圓
第九十四項 特別稅特別割 金壹萬九百八拾四圓
第九十五項 特別稅特別割 金壹萬九百八拾四圓
第九十六項 特別稅特別割 金壹萬九百八拾四圓
第九十七項 特別稅特別割 金壹萬九百八拾四圓
第九十八項 特別稅特別割 金壹萬九百八拾四圓
第九十九項 特別稅特別割 金壹萬九百八拾四圓
第一百項 特別稅特別割 金壹萬九百八拾四圓

- 第二款 使用料及手数料 金七拾九萬五千五百五拾六圓參拾錢
第一項 使用料 金七拾五萬參千七百五拾貳圓七拾七錢
第二項 手数料 金參萬六千四百參圓五拾參錢
第三款 給水工事費收入 金九萬四千貳百八拾四圓七拾八錢
第四款 給水工事費收入 金九萬四千貳百八拾四圓七拾八錢
第五款 給水工事費收入 金九萬四千貳百八拾四圓七拾八錢
第六款 給水工事費收入 金九萬四千貳百八拾四圓七拾八錢
第七款 給水工事費收入 金九萬四千貳百八拾四圓七拾八錢
第八款 給水工事費收入 金九萬四千貳百八拾四圓七拾八錢
第九款 給水工事費收入 金九萬四千貳百八拾四圓七拾八錢
第十款 給水工事費收入 金九萬四千貳百八拾四圓七拾八錢
第十一款 給水工事費收入 金九萬四千貳百八拾四圓七拾八錢
第十二款 給水工事費收入 金九萬四千貳百八拾四圓七拾八錢
第十三款 給水工事費收入 金九萬四千貳百八拾四圓七拾八錢
第十四款 給水工事費收入 金九萬四千貳百八拾四圓七拾八錢
第十五款 給水工事費收入 金九萬四千貳百八拾四圓七拾八錢
第十六款 給水工事費收入 金九萬四千貳百八拾四圓七拾八錢
第十七款 給水工事費收入 金九萬四千貳百八拾四圓七拾八錢
第十八款 給水工事費收入 金九萬四千貳百八拾四圓七拾八錢
第十九款 給水工事費收入 金九萬四千貳百八拾四圓七拾八錢
第二十款 給水工事費收入 金九萬四千貳百八拾四圓七拾八錢
第二十一款 給水工事費收入 金九萬四千貳百八拾四圓七拾八錢
第二十二款 給水工事費收入 金九萬四千貳百八拾四圓七拾八錢
第二十三款 給水工事費收入 金九萬四千貳百八拾四圓七拾八錢
第二十四款 給水工事費收入 金九萬四千貳百八拾四圓七拾八錢
第二十五款 給水工事費收入 金九萬四千貳百八拾四圓七拾八錢
第二十六款 給水工事費收入 金九萬四千貳百八拾四圓七拾八錢
第二十七款 給水工事費收入 金九萬四千貳百八拾四圓七拾八錢
第二十八款 給水工事費收入 金九萬四千貳百八拾四圓七拾八錢
第二十九款 給水工事費收入 金九萬四千貳百八拾四圓七拾八錢
第三十款 給水工事費收入 金九萬四千貳百八拾四圓七拾八錢
第三十一款 給水工事費收入 金九萬四千貳百八拾四圓七拾八錢
第三十二款 給水工事費收入 金九萬四千貳百八拾四圓七拾八錢
第三十三款 給水工事費收入 金九萬四千貳百八拾四圓七拾八錢
第三十四款 給水工事費收入 金九萬四千貳百八拾四圓七拾八錢
第三十五款 給水工事費收入 金九萬四千貳百八拾四圓七拾八錢
第三十六款 給水工事費收入 金九萬四千貳百八拾四圓七拾八錢
第三十七款 給水工事費收入 金九萬四千貳百八拾四圓七拾八錢
第三十八款 給水工事費收入 金九萬四千貳百八拾四圓七拾八錢
第三十九款 給水工事費收入 金九萬四千貳百八拾四圓七拾八錢
第四十款 給水工事費收入 金九萬四千貳百八拾四圓七拾八錢
第四十一款 給水工事費收入 金九萬四千貳百八拾四圓七拾八錢
第四十二款 給水工事費收入 金九萬四千貳百八拾四圓七拾八錢
第四十三款 給水工事費收入 金九萬四千貳百八拾四圓七拾八錢
第四十四款 給水工事費收入 金九萬四千貳百八拾四圓七拾八錢
第四十五款 給水工事費收入 金九萬四千貳百八拾四圓七拾八錢
第四十六款 給水工事費收入 金九萬四千貳百八拾四圓七拾八錢
第四十七款 給水工事費收入 金九萬四千貳百八拾四圓七拾八錢
第四十八款 給水工事費收入 金九萬四千貳百八拾四圓七拾八錢
第四十九款 給水工事費收入 金九萬四千貳百八拾四圓七拾八錢
第五十款 給水工事費收入 金九萬四千貳百八拾四圓七拾八錢
第五十一款 給水工事費收入 金九萬四千貳百八拾四圓七拾八錢
第五十二款 給水工事費收入 金九萬四千貳百八拾四圓七拾八錢
第五十三款 給水工事費收入 金九萬四千貳百八拾四圓七拾八錢
第五十四款 給水工事費收入 金九萬四千貳百八拾四圓七拾八錢
第五十五款 給水工事費收入 金九萬四千貳百八拾四圓七拾八錢
第五十六款 給水工事費收入 金九萬四千貳百八拾四圓七拾八錢
第五十七款 給水工事費收入 金九萬四千貳百八拾四圓七拾八錢
第五十八款 給水工事費收入 金九萬四千貳百八拾四圓七拾八錢
第五十九款 給水工事費收入 金九萬四千貳百八拾四圓七拾八錢
第六十款 給水工事費收入 金九萬四千貳百八拾四圓七拾八錢
第六十一款 給水工事費收入 金九萬四千貳百八拾四圓七拾八錢
第六十二款 給水工事費收入 金九萬四千貳百八拾四圓七拾八錢
第六十三款 給水工事費收入 金九萬四千貳百八拾四圓七拾八錢
第六十四款 給水工事費收入 金九萬四千貳百八拾四圓七拾八錢
第六十五款 給水工事費收入 金九萬四千貳百八拾四圓七拾八錢
第六十六款 給水工事費收入 金九萬四千貳百八拾四圓七拾八錢
第六十七款 給水工事費收入 金九萬四千貳百八拾四圓七拾八錢
第六十八款 給水工事費收入 金九萬四千貳百八拾四圓七拾八錢
第六十九款 給水工事費收入 金九萬四千貳百八拾四圓七拾八錢
第七十款 給水工事費收入 金九萬四千貳百八拾四圓七拾八錢
第七十一款 給水工事費收入 金九萬四千貳百八拾四圓七拾八錢
第七十二款 給水工事費收入 金九萬四千貳百八拾四圓七拾八錢
第七十三款 給水工事費收入 金九萬四千貳百八拾四圓七拾八錢
第七十四款 給水工事費收入 金九萬四千貳百八拾四圓七拾八錢
第七十五款 給水工事費收入 金九萬四千貳百八拾四圓七拾八錢
第七十六款 給水工事費收入 金九萬四千貳百八拾四圓七拾八錢
第七十七款 給水工事費收入 金九萬四千貳百八拾四圓七拾八錢
第七十八款 給水工事費收入 金九萬四千貳百八拾四圓七拾八錢
第七十九款 給水工事費收入 金九萬四千貳百八拾四圓七拾八錢
第八十款 給水工事費收入 金九萬四千貳百八拾四圓七拾八錢
第八十一款 給水工事費收入 金九萬四千貳百八拾四圓七拾八錢
第八十二款 給水工事費收入 金九萬四千貳百八拾四圓七拾八錢
第八十三款 給水工事費收入 金九萬四千貳百八拾四圓七拾八錢
第八十四款 給水工事費收入 金九萬四千貳百八拾四圓七拾八錢
第八十五款 給水工事費收入 金九萬四千貳百八拾四圓七拾八錢
第八十六款 給水工事費收入 金九萬四千貳百八拾四圓七拾八錢
第八十七款 給水工事費收入 金九萬四千貳百八拾四圓七拾八錢
第八十八款 給水工事費收入 金九萬四千貳百八拾四圓七拾八錢
第八十九款 給水工事費收入 金九萬四千貳百八拾四圓七拾八錢
第九十款 給水工事費收入 金九萬四千貳百八拾四圓七拾八錢
第九十一款 給水工事費收入 金九萬四千貳百八拾四圓七拾八錢
第九十二款 給水工事費收入 金九萬四千貳百八拾四圓七拾八錢
第九十三款 給水工事費收入 金九萬四千貳百八拾四圓七拾八錢
第九十四款 給水工事費收入 金九萬四千貳百八拾四圓七拾八錢
第九十五款 給水工事費收入 金九萬四千貳百八拾四圓七拾八錢
第九十六款 給水工事費收入 金九萬四千貳百八拾四圓七拾八錢
第九十七款 給水工事費收入 金九萬四千貳百八拾四圓七拾八錢
第九十八款 給水工事費收入 金九萬四千貳百八拾四圓七拾八錢
第九十九款 給水工事費收入 金九萬四千貳百八拾四圓七拾八錢
第一百款 給水工事費收入 金九萬四千貳百八拾四圓七拾八錢

- 第三項 需用費 金參萬五千六百九拾壹圓五拾貳錢
第四項 修繕費 金六萬九千九百九拾壹圓九拾八錢
第五項 土木費 金六萬九千九百九拾壹圓九拾八錢
第六項 道路橋樑費 金六萬九千九百九拾壹圓九拾八錢
第七項 用惡水路費 金六萬九千九百九拾壹圓九拾八錢
第八項 治水堤防費 金六萬九千九百九拾壹圓九拾八錢
第九項 溜池費 金六萬九千九百九拾壹圓九拾八錢
第十項 小學校費 金六萬九千九百九拾壹圓九拾八錢
第十一項 給料 金六萬九千九百九拾壹圓九拾八錢
第十二項 雜給 金六萬九千九百九拾壹圓九拾八錢
第十三項 需用費 金六萬九千九百九拾壹圓九拾八錢
第十四項 學事諸費 金六萬九千九百九拾壹圓九拾八錢
第十五項 修繕費 金六萬九千九百九拾壹圓九拾八錢
第十六項 夜學校費 金六萬九千九百九拾壹圓九拾八錢
第十七項 給料 金六萬九千九百九拾壹圓九拾八錢
第十八項 雜給 金六萬九千九百九拾壹圓九拾八錢
第十九項 需用費 金六萬九千九百九拾壹圓九拾八錢
第二十項 商業補習學校費 金六萬九千九百九拾壹圓九拾八錢
第二十一項 工業專修學校費 金六萬九千九百九拾壹圓九拾八錢
第二十二項 實業補習學校費 金六萬九千九百九拾壹圓九拾八錢
第二十三項 商業學校費 金六萬九千九百九拾壹圓九拾八錢
第二十四項 給料 金六萬九千九百九拾壹圓九拾八錢
第二十五項 雜給 金六萬九千九百九拾壹圓九拾八錢
第二十六項 需用費 金六萬九千九百九拾壹圓九拾八錢
第二十七項 修繕費 金六萬九千九百九拾壹圓九拾八錢
第二十八項 高等女學校費 金六萬九千九百九拾壹圓九拾八錢
第二十九項 給料 金六萬九千九百九拾壹圓九拾八錢
第三十項 雜給 金六萬九千九百九拾壹圓九拾八錢
第三十一項 青年訓練所費 金六萬九千九百九拾壹圓九拾八錢
第三十二項 需用費 金六萬九千九百九拾壹圓九拾八錢
第三十三項 雜給 金六萬九千九百九拾壹圓九拾八錢
第三十四項 水道費 金六萬九千九百九拾壹圓九拾八錢
第三十五項 雜給 金六萬九千九百九拾壹圓九拾八錢
第三十六項 需用費 金六萬九千九百九拾壹圓九拾八錢
第三十七項 雜給 金六萬九千九百九拾壹圓九拾八錢
第三十八項 作業費 金六萬九千九百九拾壹圓九拾八錢
第三十九項 修繕費 金六萬九千九百九拾壹圓九拾八錢
第四十項 需用費 金六萬九千九百九拾壹圓九拾八錢
第四十一項 雜給 金六萬九千九百九拾壹圓九拾八錢
第四十二項 需用費 金六萬九千九百九拾壹圓九拾八錢
第四十三項 雜給 金六萬九千九百九拾壹圓九拾八錢
第四十四項 需用費 金六萬九千九百九拾壹圓九拾八錢
第四十五項 雜給 金六萬九千九百九拾壹圓九拾八錢
第四十六項 需用費 金六萬九千九百九拾壹圓九拾八錢
第四十七項 雜給 金六萬九千九百九拾壹圓九拾八錢
第四十八項 需用費 金六萬九千九百九拾壹圓九拾八錢
第四十九項 雜給 金六萬九千九百九拾壹圓九拾八錢
第五十項 需用費 金六萬九千九百九拾壹圓九拾八錢
第五十一項 雜給 金六萬九千九百九拾壹圓九拾八錢
第五十二項 需用費 金六萬九千九百九拾壹圓九拾八錢
第五十三項 雜給 金六萬九千九百九拾壹圓九拾八錢
第五十四項 需用費 金六萬九千九百九拾壹圓九拾八錢
第五十五項 雜給 金六萬九千九百九拾壹圓九拾八錢
第五十六項 需用費 金六萬九千九百九拾壹圓九拾八錢
第五十七項 雜給 金六萬九千九百九拾壹圓九拾八錢
第五十八項 需用費 金六萬九千九百九拾壹圓九拾八錢
第五十九項 雜給 金六萬九千九百九拾壹圓九拾八錢
第六十項 需用費 金六萬九千九百九拾壹圓九拾八錢
第六十一項 雜給 金六萬九千九百九拾壹圓九拾八錢
第六十二項 需用費 金六萬九千九百九拾壹圓九拾八錢
第六十三項 雜給 金六萬九千九百九拾壹圓九拾八錢
第六十四項 需用費 金六萬九千九百九拾壹圓九拾八錢
第六十五項 雜給 金六萬九千九百九拾壹圓九拾八錢
第六十六項 需用費 金六萬九千九百九拾壹圓九拾八錢
第六十七項 雜給 金六萬九千九百九拾壹圓九拾八錢
第六十八項 需用費 金六萬九千九百九拾壹圓九拾八錢
第六十九項 雜給 金六萬九千九百九拾壹圓九拾八錢
第七十項 需用費 金六萬九千九百九拾壹圓九拾八錢
第七十一項 雜給 金六萬九千九百九拾壹圓九拾八錢
第七十二項 需用費 金六萬九千九百九拾壹圓九拾八錢
第七十三項 雜給 金六萬九千九百九拾壹圓九拾八錢
第七十四項 需用費 金六萬九千九百九拾壹圓九拾八錢
第七十五項 雜給 金六萬九千九百九拾壹圓九拾八錢
第七十六項 需用費 金六萬九千九百九拾壹圓九拾八錢
第七十七項 雜給 金六萬九千九百九拾壹圓九拾八錢
第七十八項 需用費 金六萬九千九百九拾壹圓九拾八錢
第七十九項 雜給 金六萬九千九百九拾壹圓九拾八錢
第八十項 需用費 金六萬九千九百九拾壹圓九拾八錢
第八十一項 雜給 金六萬九千九百九拾壹圓九拾八錢
第八十二項 需用費 金六萬九千九百九拾壹圓九拾八錢
第八十三項 雜給 金六萬九千九百九拾壹圓九拾八錢
第八十四項 需用費 金六萬九千九百九拾壹圓九拾八錢
第八十五項 雜給 金六萬九千九百九拾壹圓九拾八錢
第八十六項 需用費 金六萬九千九百九拾壹圓九拾八錢
第八十七項 雜給 金六萬九千九百九拾壹圓九拾八錢
第八十八項 需用費 金六萬九千九百九拾壹圓九拾八錢
第八十九項 雜給 金六萬九千九百九拾壹圓九拾八錢
第九十項 需用費 金六萬九千九百九拾壹圓九拾八錢
第九十一項 雜給 金六萬九千九百九拾壹圓九拾八錢
第九十二項 需用費 金六萬九千九百九拾壹圓九拾八錢
第九十三項 雜給 金六萬九千九百九拾壹圓九拾八錢
第九十四項 需用費 金六萬九千九百九拾壹圓九拾八錢
第九十五項 雜給 金六萬九千九百九拾壹圓九拾八錢
第九十六項 需用費 金六萬九千九百九拾壹圓九拾八錢
第九十七項 雜給 金六萬九千九百九拾壹圓九拾八錢
第九十八項 需用費 金六萬九千九百九拾壹圓九拾八錢
第九十九項 雜給 金六萬九千九百九拾壹圓九拾八錢
第一百項 需用費 金六萬九千九百九拾壹圓九拾八錢



比治山公園

比治山公園は本市公園中で最も眺望されてゐる公園であるが、數年前迄は公園と言ふ名稱ばかりで實は自然山林で僅かな山道が不規則に設けられて居たに過ぎなかつた。それで遊覽者も公園特有の精氣を養ふ自然美より發生する自然靈感の眞隨に觸れることなく常に掌中より玉を取り落しつゝあつた様な感じがあつた。それが一度幅員八米の大園路が蜿蜒として舊御便殿廣場前設置し小廣場には植樹地帯として種々なる樹木を配植して自然美を補飾し遊覽者をして自然に杖を引かせる様誘引策を考究したのである。此の大園路を大動脈として毛細管に相當する小園路を隨所に設けてあるから景勝地へ容易に遊遊せられ、腰掛及び四阿を利用して思ふ存分憩ひながら自然美の景色を味ふ事が充分出来る。園内で最も眺望絶佳な場所は午砲臺のある所である、四五年前迄は此の場所より午砲を發し正午を知らして居つた故に一般より午砲臺として知られ今尚ほ大砲等も存置せられて居る。周圍には老松散在して所々に櫻及び紅葉が配植してあるから遊覽が殊に多い。尚ほ沿道には「ツツ」が繁植し満開期には遊遊者の耳目を強く引くのである。

次に千本松の勝地がある。徑五厘内外、高さ六七米位の若松のみが數本本繁植し恰も線香を數萬本建付た様な感じがして人工公園でもあるかの様で自然公園には珍らしい場所である。且つ樹間には芝草密生し毛氈を敷た様で畫材にでもなりさうな勝地である。遊遊者も見逃し得ないのであらうか常に二三人は自然美に心行く迄酔ふて居る。此處は凸凹地であつたのを切り盛して平坦な小廣場に改築したので多小人工味を帯びて居るが周圍には紅葉を配植してあるので秋季には紅葉を愛でに来る人が少なくない。又樹間より隠見する水都の景色も又捨て難いものがあるので人足の絶へた事は殆どない。それから一本松の廣場であるがこれは市内土手町の坂本柳太郎氏が多大なる工費金を本市に寄附せられた結果竣工した由緒ある廣場である約千坪程もある。此處は景色としては周圍に植植してある櫻、紅葉及び萩等の花時だけの眺望であるが本公園隨一の廣場である爲め諸團體の集會地として又運動場として盛に使用せられて居る。公園設備としては記念館の裏に子供の遊び場があるが五種の遊び器具があつて非常に愛用せられて居る。流石に子供の國だからあつて喜々愛々として倦む事なく諸器具の勇ましく軋る音と共に一日を面白く愉快に過して居る様だ遊遊者も必ず足を留めて子供の樂土的遊び場に目を取られるのである。

第十五款 傳染病預防費	金九千九百九拾五圓七拾八錢
第一項 雜給	金七千五百四拾參圓四拾參錢
第二項 需用費	金貳千四百五拾貳圓參拾五錢
第十六款 傳染病院費	金參萬五千九拾貳圓五拾貳錢
第一項 雜給	金壹萬九千九拾貳圓五拾貳錢
第二項 需用費	金貳萬七千九拾貳圓四拾貳錢
第十七款 衛生試驗所費	金參千四百貳拾七圓六錢
第一項 雜給	金參千五百貳拾貳圓九拾六錢
第二項 需用費	金千八百七拾四圓六拾壹錢
第十八款 衛生諸費	金九拾圓
第十九款 汚物掃除費	金七萬參千四百貳圓七拾九錢
第一項 雜給	金六萬八千四百五拾七圓七拾壹錢
第二項 需用費	金千七百八拾圓參拾壹錢
第二十款 下水掃除費	金壹萬九千六百貳拾九圓貳拾五錢
第一項 雜給	金五百四拾八圓九拾九錢
第二項 需用費	金四百五拾九圓九拾九錢
第二十一款 屎尿汲取費	金貳百拾參圓
第一項 雜給	金百七拾六圓九拾九錢
第二項 需用費	金拾六圓
第二十二款 火葬場費	金百貳拾圓
第一項 雜給	金壹萬九千九百四拾貳圓九拾九錢
第二項 需用費	金六千貳百九拾壹圓四拾五錢
第二十三款 下水道費	金九千九百八拾圓四拾五錢
第一項 雜給	金參千六百七拾壹圓
第二項 需用費	金參千八百四拾九圓五拾參錢
第二十四款 灌溉所費	金貳千五百拾六圓九拾貳錢
第一項 雜給	金千參百參拾五圓九拾五錢
第二項 需用費	金四百五拾七圓四拾六錢
第二十五款 警備費	金六萬四千八百拾壹圓五拾九錢
第一項 雜給	金五萬貳千九百貳拾四圓八拾七錢
第二項 需用費	金壹萬千六百五拾七圓七錢
第二十六款 勸業諸費	金貳百八拾壹圓六拾五錢
第一項 雜給	金貳百八拾壹圓六拾五錢
第二項 需用費	金八千五百六拾參圓參拾九錢

第三十五款 公園費	金貳千八百八拾七圓拾參錢
第一項 雜給	金千八百四拾四圓貳拾參錢
第二項 需用費及修繕費	金千四拾六圓九拾錢
第三十六款 選舉人名簿調製費	金九千九百六拾六圓壹錢
第一項 選舉人名簿調製費	金九千九百六拾六圓壹錢
第三十七款 諸稅及負擔	金七百七拾七圓六拾錢
第一項 諸稅	金六百七拾八圓六拾錢
第二項 負擔	金九拾九圓
第三十八款 基本財産造成費	金千四百參拾六圓八拾六錢
第一項 基本財産造成費	金千四百參拾六圓八拾六錢
第三十九款 公金取扱費	金六千六百拾壹圓五拾錢
第一項 公金取扱費	金六千六百拾壹圓五拾錢
第四十款 雜支出	金貳萬五千參百九拾貳圓五拾五錢
第一項 滯納處分費	金參百拾八圓五拾錢
第二項 過年度支出	金壹萬參千八百八拾八圓八拾八錢
第三項 繰替金	金參百九拾九圓
第四項 縣收入證紙取扱手数料	金參百四拾壹圓八拾貳錢
第五項 雜出	金壹萬千參百參拾四圓貳拾六錢
第四十一款 豫備費	金〇圓
第四十二款 圖書館費	金八百九拾九圓四拾四錢
第一項 給料	金參千六百貳拾五圓壹錢
第二項 雜給	金貳千六百六圓八拾八錢
第三項 需用費	金貳千七百拾八圓八拾六錢
第四項 修繕費	金參百七拾九圓九錢
經常部計	金貳百萬五千九百四拾四圓六拾六錢
臨時部	金〇圓
第一款 舊御便殿保存費	金八百參拾貳圓
第一款 舊御便殿保存費	金八百參拾貳圓
第二款 役所費	金貳萬六千七百五拾壹圓八拾五錢
第一項 縣會議員選舉費	金四千參拾九圓貳拾八錢
第二項 軍隊設置事務費	金五百五拾八圓六拾貳錢
第三項 産業調査費	金九百圓九拾壹錢
第四項 道路臺帳調製費	金貳千七百貳拾六圓八拾八錢
第五項 道路占用調査費	金貳千六百拾九圓七錢
第六項 課稅調査費	金八千貳百參圓壹錢
第七項 公會堂改築調査費	金六百拾貳圓五拾貳錢
第八項 土地臺帳及地租名寄帳整理費	金參千四百六拾壹圓九錢
第九項 家計調査費	金五百貳拾七圓七拾八錢

第十項 衆議院議員選舉費	金四千五百拾參圓四拾九錢
第一款 都市計畫費	金五千參百參拾八圓八拾壹錢
第一項 都市計畫調査費	金貳百拾圓參拾錢
第二項 區劃整理調査及助成費	金五千貳拾八圓五拾拾壹錢
第四款 土木費	金八萬九千七百五拾圓七拾九錢
第一項 治水堤防費	金參千七百貳拾貳圓四拾錢
第二項 小學校費	金四拾壹萬八千八百八拾貳圓七拾九錢
第三項 高等女學校費	金九千九百九拾八圓四拾五拾參錢
第六款 水道費	金壹萬九千九百九拾九圓九拾參錢
第一項 作業費	金壹萬八千四百參拾五圓九拾五錢
第二項 營業費	金七百貳拾八圓九拾八錢
第七款 汚物掃除費	金貳千參百參拾九圓貳拾六錢
第一項 汚物掃除費	金貳千參百參拾九圓貳拾六錢
第八款 下水道費	金貳萬六千九百七拾六圓五拾參錢
第一項 下水道費	金貳萬六千九百七拾六圓五拾參錢
第九款 勸業諸費	金貳萬七千九百參拾六圓壹錢
第一項 勸業諸費	金貳萬七千九百參拾六圓壹錢
第十款 公園費	金五千五百拾六圓八拾六錢
第一款 公園費	金五千五百拾六圓八拾六錢
第十一款 積立金	金千參百拾五圓六拾參錢
第一款 積立金	金千參百拾五圓六拾參錢
第十二款 訴訟費	金〇圓
第一款 訴訟費	金〇圓
第十三款 公債費	金六拾六萬九千六百圓七拾貳錢
第一項 元金償還	金四拾五萬參千八百七拾七圓四拾五錢
第二項 利息	金貳拾壹萬五千八百八拾圓七拾七錢
第三項 過年度公債償還	金參百拾貳圓
第四項 諸費	金貳百參拾壹圓拾錢
第十四款 補助費	金五萬七千參百六拾參圓七拾九錢
第一項 補助費	金五萬七千參百六拾參圓七拾九錢
第十五款 寄附費	金千五百九拾圓
第一項 寄附費	金千五百九拾圓
第十六款 繰入金	金千五百貳拾九圓
第一項 繰入金	金千五百貳拾九圓
第十七款 第三水道擴張費本年度支出額	金五拾參萬九千五百六拾四圓四拾四錢
第一項 事務費	金五萬五百七圓參拾八錢

第一項 勸業諸費	金六千八百八拾八圓八錢
第二項 度量衡取締費	金九百四拾壹圓五拾壹錢
第三項 統計調査費	金千五百參拾五圓八拾錢
第二十七款 宇品棧橋費	金五千六百拾六圓四拾壹錢
第一項 雜給	金參千七百七拾六圓參拾貳錢
第二項 需用費	金八百參拾圓八拾八錢
第三項 修繕費	金九百九拾壹圓
第二十八款 飛關出張所ニ要スル諸費	金千六百參拾壹圓九拾四錢
第一項 雜給	金參百參拾圓
第二項 需用費	金千五百拾圓貳拾貳錢
第三項 修繕費	金貳百五拾壹圓七拾貳錢
第二十九款 屠場費	金壹萬五千貳百八拾七圓九拾五錢
第一項 雜給	金壹萬九千九百四圓九拾七錢
第二項 需用費	金千參百六拾七圓四拾四錢
第三項 修繕費	金貳千九百九拾四圓
第三十款 家畜市場費	金五千貳拾圓拾參錢
第一項 雜給	金四千五百九拾六圓參拾拾錢
第二項 需用費	金四拾貳圓四拾參錢
第三項 修繕費	金四拾貳圓四拾參錢
第三十一款 公設市場費	金貳千九拾貳圓貳拾七錢
第一項 雜給	金千九拾拾圓
第二項 需用費	金九百七拾壹圓五拾四錢
第三項 修繕費	金七圓七拾參錢
第三十二款 共同荷揚場費	金四拾參圓貳拾錢
第一項 需用費及修繕費	金四拾參圓貳拾錢
第三十三款 社會事業費	金參萬貳千七百七拾參錢
第一項 救助費	金七千八百參拾參圓拾參錢
第二項 市營住宅管理費	金千四百五拾五圓七拾八錢
第三項 方面委員費	金千貳百參拾壹圓七拾七錢
第四項 隣保館費	金六千六百拾壹圓八拾七錢
第五項 地方改良費	金參百八拾六圓七拾七錢
第六項 職業紹介所費	金貳千九百九拾參圓四拾四錢
第七項 診療所費	金參千五百四拾六圓八拾八錢
第八項 託児所費	金五千四百貳拾六圓五拾貳錢
第九項 救護費	金參千四百貳拾參圓四拾錢
第三十四款 公會堂費	金千五百參拾圓七拾四錢
第一項 雜給	金拾八圓貳拾錢
第二項 需用費	金千五百拾六圓拾錢
第三項 修繕費	金四百五拾六圓四拾四錢



初夏と若鮎  
涼しい釣の話

むせ返る様な暑い夏の最中に暑さ知らずの川風に浸りながら面白く楽しく一日を過す夕前には太田川の名産、生鮎のセゴシ鹽焼に舌鼓を打つ事の出来るのも廣島なればこそ有難きであります。さて此の鮎は七つの川筋の分岐點近くで産卵し孵化して一旦海に下り水出の度毎に川を上り始めます。丁度白魚と間違へられる程な形で、其れが段々大きくなり解凍六月一日には最早六寸位、早く孵化した元氣なものは山縣郡の奥地迄上り年越する頃には既に四五寸にもなつたものを見ることあります。

川を少し上れば藁藁帽子を冠り長い筏を長閑な船頭節と共に流して来る等は何も云はれぬ風景であり、小船を浮べて長い竿を振り、鮎を獲る人、鮎等を釣る小供の群、何と云つても太田川の清流でなくては見られぬわたり、一日の間を費すに此の鮎と云へば廣島の名産傘、柿、牡蠣とともに他の流川で味である事は御存じの通り、長良の鵜飼等有名ではあるが其の味はひに於いて到底太田川の夫れ比ではないと食道樂士も云

本公園を逍遙せられる最も多い時季は春と秋とであるが就中春の櫻花満開期には園内、人の山となり終日櫻花を愛でつゝ杖を引くもの數知れず風流人は櫻花に埋もれ乍ら盃を傾けつゝ夜を徹する有様で満員の盛況である。而も年々歳々遊覽者の激増しつゝあるを見て非常に心強く感じて居る次第である。

本公園を幾何の費用で手入れ及び修繕をなして居るかと言ふに實に御話にならぬ程僅少な額である。何卒公園を利用し公園の美を充分味つて身體の健康にし一日の勞を精氣と替へて明日の仕事を愉快に従事して頂きたい」と同時に公園愛護の標語のもとに園内の樹木に觸れない様、紙屑及び空折箱等は園内備付の塵り籠に捨て、清潔を保つ存して公衆が氣持よく使用せられる様願ひたいのである。

尙ほ本公園は現在の儘で満足して居るものではない立體的公園であるから大いに小園路を改築し修繕を加へ未知の風致絶佳なる場所を大いに紹介すると同時に雜木を整理し之に替へるに櫻及び紅葉等を配植し相ひ俟つて修繕せねばならぬのみならず設備上に於いても他の公園に比較すれば多分に遜色を含んで居る様に考へるから漸次之が改良に大いに努めなければならぬと思ふ。

第三項 工事費	金四拾八萬九千五百六拾六圓七拾六錢
第十八款 灌溉所費	金四百九拾八圓八拾錢
第十九款 屠場費	金四百八拾四圓
第二十款 療養院費	金百拾貳圓拾八錢
第二十一款 共同荷揚場費	金〇圓
第二十二款 社會事業費	金〇圓
第二十三款 道路改良費	金貳拾萬貳千九百拾貳圓參拾錢
第二十四款 公會堂費	金貳拾萬貳千九百拾貳圓參拾錢
第二十五款 額山陽廟建設費	金拾參圓
第二十六款 圖書館費	金千參百六拾八圓貳拾參錢
第二十七款 移管式費	金八百八拾壹圓七拾參錢
第二十八款 宇品橋橋費	金四千九百圓四拾四錢
臨時部計	金貳百拾壹萬九千六百六拾四圓貳錢
歲出合計	金四百拾貳萬五千六百六拾八圓八拾八錢
歲計決算	金百四拾六萬五千九百拾參圓四拾壹錢
昭和六年度廣島市特別會計都市計畫事業費歲入出決算	至年度へ繰越使用
第一款 國庫補助金	金〇圓
第二款 縣補助金	金〇圓
第三款 受益者負擔金	金參萬九百六拾五圓九拾九錢
第四款 雜收入	金拾七萬六千貳百貳拾貳圓七錢
第五款 市債	金四拾貳萬圓
第六款 都市計畫特別稅	金貳拾六萬六千八百八拾五圓六拾錢

第一項 都市計畫特別稅	金貳拾六萬六千八百八拾五圓六拾錢
歲入合計	金八拾九萬參千貳百七拾貳圓六拾六錢
第一款 都市計畫事業費	金貳拾四萬五千七百六拾四圓七拾參錢
第二款 工事費	金參萬五千五百六拾五圓九拾九錢
第三款 公債費	金〇圓
第四款 豫備費	金〇圓
第五款 雜支出	金千五百五拾七圓九拾八錢
歲出合計	金四拾四萬七千參百貳拾貳圓七拾壹錢
歲計決算	金六拾四萬五千九百五拾圓九拾五錢
昭和六年度廣島市特別會計公益質屋費歲入出決算	至年度へ繰越使用
第一款 財產ヨリ生スル收入	金七百五拾圓
第二款 貸付金ヨリ生スル收入	金千九百八拾九圓五拾五錢
第三款 雜收入	金參百參拾貳圓六拾貳錢
第四款 貸付金戻入	金五千六百五拾八圓四拾錢
第五款 繰入金	金千五百貳拾九圓
第六款 前年度繰越金	金五萬七千八百六拾八圓七拾參錢
第七款 國庫補助金	金參百四拾壹圓
第一項 國庫補助金	金參百四拾壹圓
歲入合計	金六萬八千四百六拾九圓參拾錢
歲出經常部	金參千六百參圓六拾參錢
第一款 事務費	金貳千七百六拾九圓
第二款 給料及雜給	金八百參拾四圓六拾參錢
第三款 修繕費	金〇圓
第四款 貸付金	金壹萬四千八百拾七圓貳拾錢
第一項 貸付金	金壹萬四千八百拾七圓貳拾錢

つて居ります。殊に釣り上げたものの味は格別で話を聞いた丈でも味覺を喰る程であります。今簡單に其の獲り方を述べますと先づ網で漁ると釣つて漁るとモチとの三つ通りであります。一、網は立網と投網とあります。投網が又二様にあります。普通の投網は御存じの通りで今一つは鮎の居る處へ長さ三四間巾三尺位の網を投げ、網目に頭を突つ込んで居るのを漁るので其の鮎と似て居ります。然し是は相當の熟練を要するもので素人には出来難い様に思はれます。二、釣りの方法に四種ある(イ)鮎鮎頭と云ふ毛針をつけて川底に沈めて釣るのでありますが此の地方では餘り行つて居りません(ロ)隅り釣、之は字の通り隅りをつけて誘ひ掛けるのです(ハ)シャクリ、ブツツケ(地の俗稱)何れも空針をつけて瀬の石の上を引き掻き、遊んでゐる鮎を掛けるのであります(ニ)此の外に水眼を以て鮎を見つければ長い竿の先に針を結んだ糸を通して引つ掛け引つかると糸が延びる様に仕掛です。(一)と(二)の方法は極めて簡單で素人でも少し馴れると譯なく出来ます。

經常部計	金壹萬八千四百貳拾圓八拾參錢
臨時部	金〇圓
第一款 公債費	金參千參拾四圓四拾錢
第二款 建築費	金六千四拾六圓六拾錢
第三款 寄附費	金六千四拾六圓六拾錢
臨時部計	金九千八百八拾壹圓
歲出合計	金貳萬七千六百八拾壹圓八拾參錢
歲計決算	金四萬八千六百六拾七圓四拾七錢
昭和六年度廣島市記念圖書館積立金歲入出決算	至年度へ繰越使用
第一款 繰入金	金千圓
第二款 寄附金	金〇圓
第三款 積立金	金參千貳拾六圓七拾八錢
歲出合計	金參千貳拾六圓七拾八錢
昭和六年度廣島市香川獎學資金歲入出決算	至年度へ繰越使用
第一款 資金ヨリ生スル收入	金四百四拾參圓拾參錢
第二款 獎學費	金四百參拾八圓
歲出合計	金四百參拾八圓
昭和六年度廣島市坂本獎學資金歲入出決算	至年度へ繰越使用
第一款 資金ヨリ生スル收入	金百五拾圓
第二款 獎學費	金百五拾圓
歲入合計	金百五拾圓

第一款 獎學費	金百參拾四圓四拾六錢
歲出合計	金百參拾四圓四拾六錢
昭和六年度廣島市荒神町小學校獎學資金歲入出決算	至年度へ繰越使用
第一款 資金ヨリ生スル收入	金四拾參圓五拾錢
第二款 獎學費	金四拾參圓五拾錢
歲入合計	金四拾參圓五拾錢
昭和六年度廣島市天満町外七箇町歲入出決算	至年度へ繰越使用
第一款 資金ヨリ生スル收入	金貳千貳百八圓八拾九錢
第二款 積立金	金貳千貳百八圓八拾九錢
歲出合計	金貳千貳百八圓八拾九錢
昭和六年度廣島市元宇品町歲入出決算	至年度へ繰越使用
第一款 雜收入	金百九拾圓六拾參錢
第二款 貸地料	金百九拾圓六拾參錢
第三款 尿尿賣拂代	金〇圓
第四款 繰入金	金貳百七拾五圓
歲入合計	金四百五拾五圓貳拾錢
昭和六年度廣島市元宇品町歲入出決算	至年度へ繰越使用
第一款 財產管理諸費	金四百五拾五圓貳拾錢
第二款 財產管理諸費	金四百五拾五圓貳拾錢
歲出合計	金四百五拾五圓貳拾錢

萬歳の起り  
人を見送るにも凱旋の部隊を迎へるにも萬歳々々を齊唱するが萬歳の起りは一體何時頃なんたらう。それは藤原時代の御即位式から式が終ると近衛武官が萬歳旗を三度振つて「まんぜい」と云つたものであるがそれも早く云ふので「えい」と聞えたと文書に見えて居る。  
桓武天皇が都を京に遷され給いた時聖主萬歳の意を表した詩を作られたと云はれて居るが、一般に應用される様になつたのは明治からで明治五年九月十二日京濱鐵道の開通式の砌り先づ勅語を賜り大政大臣の祝辭があつて、東京商人頭取が祝辭を讀み奉つた時その祝辭の末行に「君萬歳々々」とあつたし、明治十一年十一月九日の明治大帝が北海道から還幸の御砌りみな國旗を掲げて萬歳を奏すあり、一般にこの頃から萬歳を三唱する様になつたと思はれる。





歌舞の會場より

「歡賞して貰ふ爲に創めたものであつたが、幼児教育思想の普及啓蒙上に裨益することがまた大なるので、選奨會と與に本市の行事として毎年行ふことにしたのである。元來歌と踊りは幼児の生活から分離出来ない本能的な重要性を持つもので、此の方面の研究には平素から各託児所とも非常な努力を傾けてゐるのである。よく自然的な童心一つばいな歌舞の會に終つたことは喜ばしい。

當日は「不思議な木」(仁保)。「猿の酒買ひ」(草津)等二十七回、午前午後共五十六回の演出と外に子供のおぢさん水引北陽氏の歌と踊の番外出演もあり、終始朗かな明るい五月晴れのこども愛護日にふさはしい雰囲気を描いたことである。

四、母子優待會

これはなにしろ二十二人に近い多数の赤ん坊を連れて来た母親、父親、さては祖母さんを合せて其數四千人以上に昇るので一々充分の優待をし得なかつたことを残念に思ふ、市内篤志家より寄贈せられたお菓子、玩具それに主催者側からの優待品等を一々寄贈した。

喜々として牛乳を飲むもの、いぶかしそりに優待會員の顔を眺めてゐる坊や、嬢や、無慾無心の幼児：神に近い人達と涙ぐむ。優待の仕事に携はられた婦人の中

には早速千代野女史、福永きくに女史を始めとし、松浦、築田、加藤、松浦、山田、折尾の各女史の顔も見えた。

御菓子、玩具等を寄贈せられた特志家は岸本牛乳店、森永練乳、大津屋、ニコウ堂、福屋、秋廣、波田米店、キネ屋、西光、田部、岡本、丸高、築田、笹野、井上、明治堂、三尾、高橋、羽田、本田

大須町土地區劃整理組合 起工式執行

本組合は昨年九月二十九日設立認可後専ら事務の進捗を計り諸般の準備成りて本月八日午前十一時同町一丁目現場に祭壇を設けて起工式を執行したが當日の來賓は知事代理熊野縣庶務課長、都市計畫地方委員引野技師、市長代理奥助役、花村本市都市計畫課長、廣島稅務署長並びに東警察署長代理其の他多數で尾長天満宮社掌渡邊汀氏祭主となり一同着席修祓、献饌、降神行事、齋主祝詞、大地を祝ふ鎌鍬行事、山根組合長工事請負人石井升次郎氏、知事代理、奥助役、折田市會議長代理、來賓總代平田和三郎氏の玉串奉獻、山根組合長の式辭、知事、市長、市會議長の祝辭、昇神行事にて式を終り盛大なる祝宴を開いた、因みに同組合は左の通である。

Table with columns for '整理前' (Before) and '整理後' (After) for various land categories. Categories include 地目 (Land Purpose), 地積 (Area), and 地積 (Area). Rows include 田 (Rice Field), 畑 (Field), 宅地 (Residential), 計 (Total), 道 (Road), 水路 (Waterway), 公園敷地 (Park Ground), 小計 (Sub-total), and 合計 (Total). Values are in square meters.

五月一日 廣瀬尋常高等小學校創立滿第二十五周年記念祝賀式は午前十時より同校講堂に於いて舉行されたが市長代理として奥助役が臨場せられた。三土鐵相三吳線視察の爲め西下せられ、吳より汽艇にて同日夕刻廣島岩惣に投せられた。よつて伊藤市長並びに中川文書課長は挨拶に訪問せられた。

午後五時十分廣島驛發下り列車にて某方面へ出動の宇佐美少將其の他通過に付天野課長は市長代理として見送られたが京橋川以西平田屋川以東有志も多數見送られて居た。四月三十日 五月一日入營すべき海軍志願兵四十名は多數の見送を受け市兵事課員と共に吳に向け出發した。

第七回乳幼児愛護週間

縣立廣島病院小兒科部長 醫學博士 佐々木貞雄

毎年五月五日を中心として、その前後一週間を全國乳幼児愛護週間と定め、乳幼児の健康増進、哺育智識の普及及び向上、保護施設の擴充、延いては乳幼児死亡率の遞減等の目的を以つて、年々全國各地に乳幼児愛護運動が盛大に實施されて居る。此の運動は去る昭和二年五月五日に中央社會事業協會が主催の下に、全國一齊に第一回乳幼児愛護デーを催したことに始まり爾來年と共に益々隆盛になり、昨年は國母皇后陛下に於かせられても、此の運動に深く御心を注がせられ御下賜品を賜はつた程である。

元來世界で初めて乳幼児愛護運動を起したのはフランスで、今より約六十年前乳幼児愛護法を施行し、國內の母親乳幼児の愛護事業を起したのが發端で、其の後獨逸、瑞、英、米と各國に亘つて行はれる様になり、其の昔乳幼児死亡率の相當高かつた此等の國々に於いては乳幼児保育智識の向上、保護施設の改善等、永年の努力の後、著しく乳幼児の健康増進の實績を挙げ得た事は夫々の國の乳幼児死亡率の次第に減少せるを見て充分明かである。試みに一九二九年の米國の乳幼児死亡率を見るに出生百人に付き約六人、オランダは四人と云ふ死亡を示して居るに

對し、我國では百人に付き約十四人の死亡即ち米國の夫に比し倍以上となり、今や世界第一の乳幼児死亡國である。日本國として斯る比類のない乳幼児死亡率の高き事は洵に悲しむべき現象と云ふ可きである。

我國では昭和二年に此の愛護運動が始められて未だ七年、到底歐米の愛護運動の年數には及ばぬが將來益々此の種の運動が隆盛になりその實績も歐米の夫より優る日の来る可きを信ずるのである。蓋し斯る事業は僅かに數年のみにては一町村、一縣下の死亡率を低下せしめると云ふ譯には行かず、十年百數十年の將來に於いて始めて其の効果が現はれ、一般の乳幼児死亡率を低下せしめ得るのである。

扱て吾が廣島縣に於ける乳幼児の死亡率は、昭和五年度に於いて十・六％で、之は全國中でも死亡率の比較的低い方になつて居り昭和二年度の十二・七％に比しても幾分低下の現象を示して居る。更に之を細別して吾が廣島市の乳幼児死亡率を見るに昭和五年度は八・八％で、尾道、福山市等の都市でも略同様の八乃至九％を示して居るが、之に反し郡部では一般に其の率高く十乃至十二％を示して居る。斯の如く都市の方が成績が一

般によいと云ふ事には次の様な理由を擧げる事が出来る。即ち都市では出生前母體の勞働が一般に農村程、過激ではなく、母體の營養も比較的保たれて居る爲丈夫な出産兒が得らるのである。のみならず更に一方醫療の普及せるに依り、母體は勿論乳兒の加療が早期に行はるるに因るものと思はれる。加之、都市に於いては文化の恩恵に浴する事多く、あらゆる機に正しき育児智識を習得しえらるゝ事も大いなる理由とせねばならぬ。

然るに斯る都市の恩恵に浴するものは多くは中流階級以上の家庭に限られ、それ以下の家庭に於いては育児の正しい智識を得るの時に金に餘裕なく、又たとへ愛兒の保健、衛生の上にも色々と注意し難い所に氣付いて居ても時と金の不足は如何とも成し難く涙を飲んで成り行きにまかせざる様な場合が非常に多いのである。而も斯る家庭こそ種々の迷信を守り不幸なる結果に陥り易きものと思はれる。故に此の様な憐れなる家庭をば、社會施設により乳幼児保育上、足らざるものを補つてやり、悪い習慣を改め、正しい哺育手段を會得せしむる様に努力し、より一層哺育の實を擧げしめる方法を講ず可きである。

現今其の社會施設の一端として我が廣島市に於いては、特に貧困なる家庭の乳幼児をあづかる所を設け、育児哺育に熟練せる保母の監督の下に必要な栄養品が與へられ、日夜生みの親にも優る獻身

四日軍艦伊勢を宇品港に巡航し、青訓主事及び指導員を乗組ましめ海軍知識に就いて必要なる講習會を開催する、こととなつたが市より講習員として約五十名出席受講することになつた。

本市に於いて教化網設置に關し各方面を單位とする教化團體結成の爲め四月二十七日職町小學校に於いて職町方面各種團體聯絡會創立總會開催、市社會課長の本會設立に付いての挨拶、縣社會課長代理の挨拶並びに縣の本業擔任者の講演あり、次いで本會規約制定、役員選舉を行ひ會長に内海了二副會長に田中品太郎、栗屋信夫常務理事に丸岡才吉氏當選、會長、副會長の挨拶、來賓祝辭、詔書奉讀、君ケ代の合唱等の行事ありて午後五時閉會。

昨三日宇品に入港したる軍艦伊勢艦上に於いて廣島市其の他郡部在郷軍人八十七名に對する簡潔點呼を行はれたが市より伊藤市長、天野兵事課長出席せられた。



子が付き、附いた利子を以つて毎...

せられ毎月例會を開いて精神修養...

都市計畫と負擔金制度

に就いて(三) 二十四を、第三地帯には百分の十...

より十日以内に市長の指定したる...

大掃除は近づきました 大掃除はよくやりませう

公益質屋事業成績 (四月分)

Table with columns for '別質屋' (Real Estate), '東' (East), '西' (West), and '計' (Total), listing various items like '賃付' (rental) and '債付' (debt).

職業紹介所事業成績 (四月分)

Table with columns for '職業' (Occupation), '東' (East), '西' (West), and '計' (Total), listing various jobs like '工業及鑛業' (Industry and Mining).

上水道水質検査成績 (昭和八年三月分月表)

Large table showing water quality inspection results for various locations like '探酌場所' (Sampling Location) and '試験回数' (Number of Tests).

# 廣島市

## 現住人出生及死亡

